

官報号外 平成八年三月二十七日

○第一百三十六回 衆議院会議録 第十一号

平成八年三月二十七日(水曜日)

午後五時三分開議

平成八年三月二十七日

午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

議員辞職の件

平成八年度一般会計暫定予算

平成八年度特別会計暫定予算

平成八年度政府関係機関暫定予算

平成八年度政府関係機関暫定予算

在外公館の名称並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律案(内閣

改正する法律案(内閣提出)

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保

及び取引の適正化に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出)

科学技術振興事業団法案(内閣提出)

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

○議長(土井たか子君) 〔参事朗読〕

私は衆議院議員として議会制民主主義の確立に微力をつくして参りましたが、最近の政治状況は極めて憂慮するものがあります。一政治家として熟慮の結果、ここに衆議院議員を辞職する決意を致しました。

何卒御許可下さるようお願い致します。

平成八年三月二十一日

衆議院議員 糸山英太郎

衆議院議長 土井たか子殿

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

糸山英太郎さんの辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、辞職を許可することに決まりました。

○上原康助君登壇

○上原康助君 ただいま議題となりました平成八年度一般会計暫定予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。まず、暫定予算の概要について申し上げます。この暫定予算三案は、四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものであります。

一般会計暫定予算の歳出総額は十一兆六千二百十五億円であります。暫定予算期間中における人件費、事務費などの経常的経費について行政運営上必要最小限の経費を計上いたしております。

○七条明君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。平成八年度一般会計暫定予算、平成八年度特別会計暫定予算、平成八年度政府関係機関暫定予算、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 七条明さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

なあ、新規の施策に係る経費は原則として計上いたしておりませんが、生活扶助基準等の引き上げ、国立大学の学生の増募等、教育及び社会政策上等への配慮から特に措置することが適当と認められます。また、公共事業関係費につきましては、暫定予算期間中における事業の継続的執行を図るために、所要額を計上いたしております。

歳人総額は三兆七千六百十億円であり、暫定予算期間中の税収及び税外収入の見込み額を計上するほか、建設公債一兆六千二百億円の発行を予定しております。

したがいまして、七兆八千六百五億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ大蔵省証券を発行できることといたしております。

特別会計及び政府関係機関につきましても、一般会計に準じて暫定予算が編成されております。

この暫定予算三案は、昨三月二十六日予算委員会に付託され、本二十七日久保大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、いずれも賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告とのおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

(拍手)

○七条明君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 七条明さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

在在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 在在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたしました。

委員長の報告を求めます。内閣委員長大木正吾さん。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 在在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたしました。

(本号末尾に掲載)

〔大木正吾君登壇〕

○大木正吾君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、在アンドラ、在サンマリノ、在ボスニア・ヘルツェゴビナ及び在リヒテンシュタインの各日本大使館並びに在濟州日本国総領事館を新設するとともに、これらの在外公館に勤務する外

務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるほか、たします。

本案は、昨三月二十六日本委員会に付託され、政
府代表部に改めること等を内容とするものであ
ります。

本案は、本日池田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致

をもって原案のとおり可決すべきものと決した次
第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

○議長(土井たか子君) 本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○七条明君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 七条明さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○七条明君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 七条明さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ガス保安法に改め、民間検査機関による検査及び事業者の自主検査の制度を導入するとともに、製造、販売、貯蔵等に係る規制を見直すこと、

第二に、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を改正し、液化石油ガス販売事業の許可制を登録制に改め、一般消費者等に対する保安業務の認定保安機関への委託を可能とするとともに、高度な保安体制を有する事業者に対する点検機関の延長等の特例を設けること

等であります。

本案は、昨三月二十六日当委員会に付託され、本日塚原通商大臣から提案理由の説明を聽取し、質疑を行った後、討論を行い、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○七条明君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、科学技術振興事業団法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 七条明君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

科学技術振興事業団法案(内閣提出)
○議長(土井たか子君) 科学技術振興事業団法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。科学技術委員長井上喜一さん。

科学技術振興事業団法案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

(井上喜一君登壇)

○井上喜一君 大だいま議題となりました科学技術振興事業団法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、行政改革の一環として、日本科学技術情報センターと新技術事業団とを統合して科学技術振興事業団を設立するとともに、科学技術基本法に定められている諸施策の重要な柱い手として積極的な事業展開を図ろうとするものであり、その主な内容は、

第一に、科学技術振興事業団は、科学技術情報の流通、研究交流の促進等に関する業務を行うことにより科学技術の振興のための基盤の整備を図ることともに、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究及び新技術の開発等を行い、もって科学技術の振興に寄与することを目的としております。

第二に、同事業団に、役員として、理事長一人、専務理事一人、理事七人以内及び監事一人を置くこととしております。

第三に、同事業団に、新技術の開発及び基礎的研究に関する専門的な事項を審議する新技術審議会を置くこととしております。

第四に、同事業団は、科学技術情報の流通に関する業務、研究交流の促進に関する業務、研究支援業務、科学技術への理解増進業務、新技術の創製に資する認定される基礎的研究、新技術の開

発等を行つこととしております。

第五に、同事業団は、内閣総理大臣が監督することとしております。

第六に、この法律は、公布の日から施行するものとする」と、ただし、日本科学技術情報センター法及び新技術事業団法の廃止等についての規定は、政令で定める日から施行することとしております。

その他、所要の規定を整備いたしております。本案は、去る二月九日本院に提出され、二月二十六日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、本日中川国務大臣から提案理由の説明を聽取した後、質疑を行い、質疑終局の後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

(井上喜一君登壇)

○北村直人君 大だいま議題となりました石炭鉱害等臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○北村直人君 大だいま議題となりました石炭鉱害等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、行政の簡素化を図ることともに、平成十三年度末までの石炭鉱害復旧事業の終結に向けた石炭鉱害の復旧を一層促進するための体制を強化する観点から、新エネルギー・産業技術総合開発機構すなわちNEDOと石炭鉱害事業団を統合する等の措置を講じようとするものであります。

内閣提出、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求める、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 七条明君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(土井たか子君) 石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長北村直人さん。

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○北村直人君 大だいま議題となりました石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、石炭対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、行政の簡素化を図ることともに、平成十三年度末までの石炭鉱害復旧事業の終結に向けた石炭鉱害の復旧を一層促進するための体制を強化する観点から、新エネルギー・産業技術総合開発機構すなわちNEDOと石炭鉱害事業団を統合する等の措置を講じようとするものであります。

内閣提出、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求める、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 七条明君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○七条明君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 七条明さんの動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長日笠勝之さん。

〔本号末尾に掲載〕

出席國務大臣

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
大蔵大臣 久保 亘君
法務大臣 長尾 立子君
外務大臣 池田 行彦君

〔日笠勝之君登壇〕

○日笠勝之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、交通安全対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、交通事故による死者数が八年連続して一万人を超える、高齢者の事故が急増するなど、交通事故をめぐる状況が依然として極めて憂慮すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施しようとするものであります。

本案は、去る一月九日本院に提出され、昨三月二十六日本委員会に付託となり、本日中尾建設大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

○議長(土井たか子君) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長日笠勝之さん。

〔本号末尾に掲載〕

文部大臣 厚生大臣 農林水産大臣 通商産業大臣 郵政大臣 労働大臣 建設大臣 自治大臣 倉田 貞之君	大臣 岩垂寿喜男君 白井日出男君 岩谷日出男君	大臣 岡部 三郎君 梶山 静六君 和美君 鈴木 秀征君	大臣 田中 秀直君 中川 中西 繁介君	大臣 大臣 大臣 大臣 大臣 大臣 大臣
大臣 奥田 幹生君 菅 直人君 善子君 市朗君 孝信君	大臣 亀井 俊一君 市朗君	大臣 永井 俊一君	大臣 中尾 宮一君	大臣 岩谷 善一君
大臣 一三君	大臣 俊平君	大臣 仁	大臣 善一君	

一、昨二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 (議案提出)
 一、昨二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 (報告書受領)
 一、昨二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 (報告書受領)
 一、昨二十六日、本院は人事官に弥富啓之助君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 (議案提出)
 一、昨二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 (報告書受領)
 一、昨二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 (報告書受領)
 一、昨二十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
 (報告書受領)

一、昨二十六日、内閣から人事官に弥富啓之助君を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

内閣委員会 付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)	文教委員会 付託
高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)	付託
科学技術振興事業団法案(内閣提出第二二号)	付託
平成八年度一般会計暫定予算	付託
平成八年度特別会計暫定予算	付託
平成八年度政府関係機関暫定予算	付託
以上三件 予算委員会 付託	付託
石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)	付託
交通安全対策特別委員会 付託	付託
(議案送付)	
一、昨二十六日、参議院に送付した本院提出案は	
可決した旨参議院に通知した。	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案	
一、昨二十六日、参議院に送付した内閣提出案は	
次のことおりである。	
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	
踏切改良促進法の一部を改正する法律案	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	
一、昨二十六日、参議院に送付した内閣提出案は	
次のことおりである。	
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	
踏切改良促進法の一部を改正する法律案	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案	
恩給法等の一部を改正する法律案	
地方交付税法等の一部を改正する法律案	
平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	
租税特別措置法の一部を改正する法律案	
関税税率法等の一部を改正する法律案	
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	
大都市地域における優良宅地開発の促進に関する法律案	

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	付託
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	付託
平成八年度一般会計暫定予算	付託
平成八年度特別会計暫定予算	付託
平成八年度政府関係機関暫定予算	付託
(議案送付)	
一、昨二十六日、参議院に送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案	
一、昨二十六日、参議院に送付した内閣提出案は	
次のことおりである。	
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	
踏切改良促進法の一部を改正する法律案	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	
一、昨二十六日、参議院に送付した内閣提出案は	
次のことおりである。	
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	
踏切改良促進法の一部を改正する法律案	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案	
恩給法等の一部を改正する法律案	
地方交付税法等の一部を改正する法律案	
平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	
租税特別措置法の一部を改正する法律案	
関税税率法等の一部を改正する法律案	
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	
大都市地域における優良宅地開発の促進に関する法律案	

厚生省は、付添看護廃止に当たって、「患者が付添婦を雇わざるを得ない」という状態を解消し、重い保険外負担を解消するとともに、病院の責任の下に病院のスタッフによって必要な看護・介護サービスが提供できる体制を確立しようとするもの」と説明していた。ところが、患者・国民党からは、国公立等の基準看護(新看護)病院でも、「家族への付き添いの強要が行われ、それがヤミ付き添いにつながっている」などの指摘がされている。	付託
一方、医療機関からは、「必要な看護・介護サービスを提供しようと、手を集められ次のことおりである。	
在宅介護サービス及び在宅入浴サービスに関する質問主意書(若松謙雄君提出)	
(質問書提出)	
一、昨二十六日、議員から提出した質問主意書は	
次のことおりである。	
在宅介護サービス及び在宅入浴サービスに関する質問主意書(若松謙雄君提出)	
(質問書受領)	
一、昨二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。	
衆議院議員岩佐恵美君提出	
問題に対する答弁書	
平成八年三月五日提出	
質問 第六号	
入院医療に関する質問主意書	
提出者 岩佐 恵美	

ますます切実なものとなつてあり、質の高い介護対策を行うことは、緊急の課題となつてゐる。	付託
しかし、一九九四年の健康保険法等の「改正」により、原則として一九九五年度末までに、付添看護を廃止することとされた結果、入院医療の現場では「要介護者が入院できない」状況が広がつてゐる。	
一、昨二十六日、参議院に送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。	
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案	
一、昨二十六日、参議院に送付した内閣提出案は	
次のことおりである。	
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	
踏切改良促進法の一部を改正する法律案	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	
一、昨二十六日、参議院に送付した内閣提出案は	
次のことおりである。	
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	
踏切改良促進法の一部を改正する法律案	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案	
恩給法等の一部を改正する法律案	
地方交付税法等の一部を改正する法律案	
平成八年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	
租税特別措置法の一部を改正する法律案	
関税税率法等の一部を改正する法律案	
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	
大都市地域における優良宅地開発の促進に関する法律案	

看護職員の公的養成を強め、看護職員不足を早期に解決した上で、二対一の看護職員体制を医療法標準とし、一対一以上の看護職員体制を診療報酬上で認めるようにするべきではないか。	付託
「家庭付き添いの強要」や「要介護者が入院できない」として、他の看護病院や「三種(II)看護料の診療所」に限られた点数を算定できる医療機関は、「その他看護病院」や「特別看護料」が設定されているが、これらは、対象患者数にも制限がある。	
「家庭付き添いの強要」や「要介護者が入院できない」状況を早急に解決するためには、「特別介護料」や「特別看護料」の診療所に限られていれば、対象患者数にも制限がある。	
「家庭付き添いの強要」や「要介護者が入院できない」状況を早急に解決するためには、「特別介護料」や「特別看護料」の制限をなくし、人件費に見合った点数を引き上げ、全ての入院医療機関で算定できるようすべきではないか。	
四 現行の看護料・看護補助料は、看護職員の人件費が支払えるよう引き上げるべきではないか。	
「家庭付き添いの強要」や「要介護者が入院できない」状況を放置しても、看護職員の給与等の改善を図り、看護職員の安定的確保を図るために、全ての病院の看護料・看護補助料を人件費に満たない。従って、看護職員の給与等の改善を図り、看護職員の安定的確保を図るために、全ての病院の看護料・看護補助料を人件費が支払えるよう引き上げるべきではないか。	
五 地方においては、看護職員がほとんどいない地域もある。こうした地域で付添看護を廃止すれば、入院医療の確保が困難になることが予想される。少なくとも、へき地等においては特別の措置が必要ではないか。	
六 老人の追い出しや、たらい回しの原因は、長く入院すればするほど、一日あたりの医療費が減額(入院時医学管理料の通減)されることにもある。従って、入院時医学管理料の通減制をやめ、老人と若人の入院時医学管理料の格差を正すべきではないか。	
七 一月十三日付朝日新聞に、岡光保険局長が、「診療報酬を上げても奥さんの毛皮などに化ける病院もある」と発言し、その後日本医師会に対して陳謝したと報道されている。国民医療のために、日夜奮闘している医師・医療従事者の努力を、無視したとも思える保険局長の発言	

について、どのように考えるのか、明々かにされたい。
右質問する。

内閣衆質一三六第六号
平成八年三月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議員岩佐恵美君提出入院医療に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩佐恵美君提出入院医療に関する質問に対する答弁書

一について

衆議院議員岩佐恵美君提出入院医療に関する質問に対する答弁書

保険医療機関の従業者以外の者が提供する看護(以下「付添看護」という。)については、保険医療機関において主として看護補助者を雇用する等の看護体制を充実しつつ、付添看護を解消するため、平成六年十月から診療報酬において、新看護料及び看護補助料を新規に設けるとともに、保険医療機関が付添看護解消計画を策定した場合の計画期間に係る加算並びに特別看護料及び特別介護料の設定等の支援措置を講じているところであるが、これらの措置は、平成八年四月からの診療報酬においても継続することとしたところである。また、健康保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第五十六号)附則等により、保険医療機関が付添看護解消計画を策定している等の要件に該当する場合は、平成八年四月以後についても、当該計画期間は引き続き付添看護が認められる経過措置が設けられているところである。

付添看護の解消の状況については、平成八年七月現在で診療報酬においてその他の看護料を算定していた病院のうち付添看護を実施している病院は約二千五百か所であったが、厚生省が

平成七年十二月に実施した調査等によれば、平成八年四月以後も付添看護を実施する病院は約二百か所と見込まれているところである。

今後とも、付添看護を解消していない保険医療機関に対して個別に指導を行うなど、付添看護の解消に向けて全力を挙げて取り組むこととしており、付添看護解消計画の期間中に限り付添看護が認められる経過措置を延長することは考えていない。

二について

看護職員の人材確保については、看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)に基づき、平成四年十一月に「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」を策定し、看護職員需給見通しに基づいて、養成施設の整備等に対する公的助成の充実等の養成力の強化、離職の防止、就業の促進、資質の向上等の総合的な施策に取り組んでいるところである。

病院における看護職員の人員配置の標準については、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に基づき、患者がいざれの病院においても一定水準以上の医療を受けられるよう一律に定めているところであり、現在のところ、この標準が

看護料については、看護要員の賃金の実態等を勘案して設定しているところであり、平成八年四月の診療報酬改定においても、このようないところである。

病院における看護職員の人員配置の標準については、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に基づき、患者がいざれの病院においても一定水準以上の医療を受けられるよう一律に定めているところであり、現在のところ、この標準が

看護料については、看護要員の賃金の実態等を勘案して設定しているところであり、平成八年四月の診療報酬改定においても、このようないところである。

看護料については、看護要員の賃金の実態等を勘案して設定しているところであり、平成八年四月の診療報酬改定においても、このようないところである。

看護料については、看護要員の賃金の実態等を勘案して設定しているところであり、平成八年四月の診療報酬改定においても、このようないところである。

制が必要な場合においては、一対一を上回る看護体制について評価しているところである。

入院時医学管理料については、医療機関の機能に応じた評価を行うという考え方に基づき、一般病棟については急性期にある患者の治療を中心に行うものとして設定する一方、老人病棟については老人の心身の特性を踏まえ、老人慢性患者にふさわしい医療を提供するものと

三について

特別看護料及び特別介護料については、付添看護の解消に取り組む保険医療機関及び一定の水準以下の看護体制の保険医療機関において、付添看護の解消の途上である等の理由により、その看護体制を補完する必要がある場合に算定できることとしたものであることから、このような事情が認められない場合にはこれらを算定できないようにすることは考えていない。また、平成八年四月の診療報酬改定において、看護要員の賃金の実態等を勘案し、必要な点数の引き上げを行うとともに、特別介護料については、長時間の場合の評価を図ることとしている。

四について

看護料については、看護要員の賃金の実態等を勘案して設定しているところであり、平成八年四月の診療報酬改定においても、このようないところである。

看護料については、看護要員の賃金の実態等を勘案して設定しているところであり、平成八年四月の診療報酬改定においても、このようないところである。

五について

厚生省が実施した事例調査等によれば、べき地にある病院においても関係者の努力により付添看護の解消が図られた事例もある等べき地が

都市部と比べて必ずしも付添看護の解消が遅れているわけではないと承知しており、このような状況の下でべき地において特別の措置を講ずることは考えていない。

六について

入院時医学管理料については、老人診療報酬においても老人以外の患者に係る社会保険診療報酬と同様に、一般的に入院の早期においては

右

国会に提出する。

平成八年二月二十六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

平成8年度一般会計暫定予算

予算總則

(歲入繫出賦予算)

第1条 平成8年度歳入歳出暫定予算は、歳入3,760,976,676千円、歳出11,621,457,548千円とし、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるところとする。

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予

(或入當中所定多箇)內記

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

2 620 000 000 王田才之

卷之八

同上

卷之三

卷之三

卷之三

メモリ回路

市場美勞金當該為督相場

れを西捨五入する。たと

通貨単位について 1 円未満

満を四捨五入する。)をい

で、当該外貨公債の発行

中華書局影印

加賀國傳

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

第5条「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるもとよりとする。

所管組織	項目
國會衆議院	衆議院施設費
裁判所	參議院施設費
理察所	裁判所施設費
總警務所	總理大臣官邸基盤施設整備費
北海道開発府	北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業費、北海道道路事業工事諸費、北海道空港整備事業費、北海道漁港漁村整備費、北海道空港整備事業費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道環境衛生施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道造林事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道道路整備事業費、北海道災害復旧事業等工事諸費、農林漁業用油発油税財源身替北海道農道等整備事業費
科學技術府	科学技術府試験研究所施設費
環境庁	環境保全施設整備費、自然公園等事業費、自然公園等事業工事諸費
沖縄開発庁	沖縄教育振興事業費、沖縄開発事業費、農林漁業用油発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費
国土庁	国土庁(地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金、過疎地域活性化施設整備事業費補助金及び田園

(外) 印

		水産厅	水産業振興費(沿岸漁業機造改善事業費補助金に限る。)、海岸事業費、漁港漁村整備費、農林漁業用揮発油税財源身替海運整備事業費、沿岸漁場整備開発事業費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設調査費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費
法務省	法務本省	法務省施設費	法務省施設費
大蔵省	大藏本省 税	公務員宿舍施設費 税務官署施設費	公務員宿舍施設費 税務官署施設費
文部省	文部本省 文部本省所轄機關	文部本省施設費、公立文教施設整備費、体育振興費 (社会体育施設整備費補助金に限る。)、国立学校船舶建造及施設費 文部本省所轄研究所施設費、国立社会教育施設整備費	文部本省施設費、公立文教施設整備費、体育振興費 (社会体育施設整備費補助金に限る。)、国立学校船舶建造及施設費 文部本省所轄研究所施設費、国立社会教育施設整備費
厚生省	厚生本省	國立病院及療養所施設費、社会福祉施設整備費 没者追悼平和祈念館施設費、環境衛生施設整備費	國立病院及療養所施設費、社会福祉施設整備費、戰勝異邦事業費(地域改善対策事業費補助金及び山村等振興対策事業費補助金に限る。)、農業構造改善対策費(農業機造改善事業費補助金に限る。)、海岸事業費、農業生産基盤整備事業費、農村整備事業費、農地等保全管理事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
農林水産省	農林水産本省	農業振興費(地域改善対策事業費補助金に限る。)、農業構造改善対策費(農業機造改善事業費補助金に限る。)、海岸事業費、農業生産基盤整備事業費、農村整備事業費、農地等保全管理事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費	農業振興費(地域改善対策事業費補助金に限る。)、農業構造改善対策費(農業機造改善事業費補助金に限る。)、海岸事業費、農業生産基盤整備事業費、農村整備事業費、農地等保全管理事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
地方農政局	林野庁	海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費、農業施設災害復旧事業費、林業振興費(林業構造改善事業費補助金に限る。)、治山事業費、造林事業費、林道事業費、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費、森林開拓公団事業費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費	海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費、農業施設災害復旧事業費、林業振興費(林業構造改善事業費補助金に限る。)、治山事業費、造林事業費、林道事業費、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費、森林開拓公団事業費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費
(一時借入金等の最高額)		第6条「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券及び一時借入金の最高額は、15,700,000,000千円とする。	(損失補償契約等の限度額)
第7条 次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。			
区 分	限 度 額		
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額 千円 172,000,000		
「農業近代化資金助成法」第3条の2第3項の規定による金額の限度	平成8年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額 44,103		

「漁業近代化資金助成法」第4条第3項の規定による金額の限度		平成8年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額	10,082
(債務保証契約の限度額)			
第8条 次の表の左欄に掲げる法人が負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が保證することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。			
債務	根拠規定	金額の限度	
1 公営企業金融公庫 公営企業債券の元本の償還及び利息の支払	「公営企業金融公庫法」第26条	額面総額620,000,000千円及びその利息に相当する金額	
2 日本道路公団 道路債券に係る債務	「日本道路公団法」第28条	額面総額77,200,000千円及びその利息に相当する金額	
3 日本鉄道建設公団 鉄道建設債券に係る債務	「日本鉄道建設公団法」第29条	額面総額6,700,000千円及びその利息に相当する金額	
4 石油公団 石油債券及び借入金に係る債務	「石油公団法」第26条	額面総額及び元本金額の合計額20,900,000千円並びにその利息に相当する金額	
5 日本国有鉄道清算事業団 日本国有鉄道清算事業団債券及び借入金に係る債務	「日本国有鉄道清算事業団法」第41条	(1) 外貨をもって支払われるもの (2) 本邦通貨をもって支払われる債券のうち外國において発行するもの	「國際復興開発銀行等から外貨の受入に関する特別措置に関する法律」第2条 「日本輸出入銀行法」第39条 (1)に掲げる債券又は地方債証券にあっては外貨表示の額面を外國貨幣換算率により換算した金額(欧洲共同体の構成国の全部又は一部の通貨の合咸価値によって額面が表示される債券又は地方債証券にあっては、当該合咸価値を構成する各通貨の当該構成部分に相当する金額を外國貨幣換算率により換算したものとの合算額をいう。)の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が97,000,000千円に相当する債券又は地方債証券に係る金額
6 社会保険診療報酬支払基⾦ 次に掲げる借入金に係る債務			

並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額

- 2 前項第1号から第5号までの各号、第7号及び第8号に規定する債券又は地方債証券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は地方債証券の額面金額及びその利息に相当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他の引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当した金額をそれぞれの限度額とする。)

(予算の移替え等)

第9条 行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、「甲号歳入歳出暫定予算」における主管、所管及び組織の区分により予算を執行することができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算是、そのまま執行することができる。

第10条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所 管		組 織	項
総 理 府	北海道開発庁	北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道海岸事業費、北海道漁港漁村整備費、北海道住宅建設等事業費、北海道住宅対策諸費、北海道都市計画事業費、北海道環境衛生施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、牛内等開拓財源北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全	

文 部 省	文 部 本 省	南極地域観測事業費
(予算の移用)		
國 土 庁		事業費、牛内等開拓財源沖縄農業生産基盤整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄住宅対策諸費
經 济企 画 庁		離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費

第11条 「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合及び第2表の各号に掲げる各組織の経費又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表 各組織の間の移用

所 管	移用することができる組織(括弧書きは当該組織の経費を示す。)
農 林 水 產 省	農林水産技術会議(農林水産業技術振興費)と農林水産本省試験研究機関(農林水産本省試験研究所)、林野庁(森林総合研究所)及び水産庁(水産庁試験研究所)

第2表 各組織の間又は各項の間の移用

1	暫定予算予定経費要求書に予定した職員基本給、職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2	暫定予算予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

外(号)詳記

甲号 賽入賛出暫定予算
歲
人

主 品	部	款	項	金額(千円)
國 會	雜 収 入	國有財產利用收入		
		國有財產貸付收入	567,060	
		國有財產使用收入	408,511	
	諸 収 入	諸	158,549	
		國會議員互助年金法納金	157,178	
		弁物品完払収入	158	
		雜	1,042	
		入	171	
	雜 収 入	國有財產利用收入	1,471,994	
		國有財產貸付收入	124,966	
	諸 収 入	國有財產貸付收入	124,966	
		許可及手數料	1,347,028	
		可調償價品	46	
		及没返納收	81,339	
		料金收入	7,709	
		許懲弁物雜	323	
會計檢查院	雜 収 入	國有財產利用收入	1,257,106	
		國有財產貸付收入	10,085	
	諸 収 入	諸	9,901	
		國有財產貸付收入	9,901	
		弁價及返納金	184	
		入	184	

(号)外報

内	雜	收	入	國有財產利用收入		833
				國有財產貸付收入		804
				國有財產使用收入		295
						509
				諸	29	29
				雜		
總理府	官業益金及官業收入					
	政府資產整理收入					
	官業收入					
	病院收入					
	國有財產處分收入					
	國有財產売払收入					
	回収金等收入					
	貸付金等回収金收入					
	雜收					
	國有財產利用收入					
	國有財產貸付收入					
	國有財產使用收入					
	利子收入					
	納付金					
	諸收					
	特別会計受入金					
	授業料及入学検定料					
	受託調査試験及役務收入					
	弁償及返納金					
	物品売払收入					
	37,708					
	98,067					
	682					
	44					
	34,375					
	594,036					

官 報 (号 外)

(外) 報 表

印 紙 収 入	印 紙 収 入	税
政府資産整理収入		1,000,000
国有財産処分収入		99,000,000
回収金等収入		21,226,019
国有財産充拵収入		21,227,863
特別会計整理収入		21,227,863
引継借権整理収入		156
国有財産貸付収入		58
国有財産賃料収入		98
特別会計受入	53,416,890	
当金受入	12,733,697	
利子受入	12,556,255	
特別会計受入	1,375	
金料受入	176,067	
手数料受入	40,683,193	
没収金受入	40,062,000	
罰金受入	356,258	
物品受入	33,140	
税金受入	87,017	
手数料受入	612	
物品受入	144,166	
公債金	2,620,000,000	
公債金	2,620,000,000	
公債金	2,620,000,000	
前年度剰余金受入	19,360,455	
前年度剰余金受入	19,360,455	
前年度剰余金受入	19,360,455	
計	3,676,005,364	

文部省収入

國有財産利用収入	360,753
國有財産貸付収入	309,717
國有財産使用収入	18,639
諸 収 入	291,078
許可料及手数料	51,036
弁償品売払収入	38,517
物品雜収入	9,525
品金入	1,350
入	1,644
官業収入	197,163
官業益金及官業収入	197,163
政府資産整理収入	197,163
回収金等収入	85
病院収入	85
貸付金等回収金収入	85
雜 収 入	2,681,484
国有財産利用収入	23,144
国有財産貸付収入	23,144
授業料及入学検定料	2,658,340
許可料及手数料	16,180
受託調査試験及役務収入	4,619
弁償品売払収入	525
物品雜収入	2,011,040
金入	604,046
入	21,930
計	2,878,732

外 口 報

農林水産省	雜 取 入	國有財產利用収入	59,134,803
	納付金	國有財產貸付収入 國有財產使用収入	121,650 87,445 34,205
通商産業省	諸 取 入	日本中央競馬会納付金	58,673,452
	政府資産整理収入	授業料及入学検定料 許可及手数料 受託調査試験及役務収入 弁償及返納金 物品売払収入 雜	339,701 190,842 888 8,998 16,278 73,494 49,201
雜 取 入	回 収 金 等 収 入	特別会計整理収入	118 118 118
	國有財產利用収入	國有財產貸付収入	80,444 12,597 12,597
諸 収 入	諸 収 入	授業料及入学検定料 受託調査試験及役務収入 弁償及返納金 物品売払収入 雜	67,847 3,741 2,700 43,280 13 18,113
	計		80,562

(外) 報

運輸省	雜收人	國有財產利用收入	256,608
		國有財產貸付收入	120,893
		國有財產使用收入	99,004
		135,715	
諸收人		授業料及入學檢定料	121,284
		弁償及返納金	5,803
		物品完払收入	6,471
		雜	2,157
郵政省	雜收人	1,726,047	
		4,792	
		4,792	
		1,721,255	
勞働省	雜收人	91	
		1,721,147	
		17	
國有財產利用收入		48,397	
諸收人		12,394	
		12,394	
		36,003	
		34,541	
		1,462	
建設省	雜收人	706,067	
		405,454	
		31,781	
		國有財產利用收入	
		國有財產貸付收入	

(外) 報 告

自治省 雜 収 入		國有財產使用収入	
國有財産利用収入		弁償及返納金	
諸 収 入		300,613	
國有財産貸付収入		121,326	
弁 償 及 返 納 金		5,255	
諸 収 入		174,032	
國有財産貸付収入		1,694	
弁 償 及 返 納 金		1,554	
國有財産貸付収入		140	
弁 償 及 返 納 金		96	
國有財產貸付収入		44	
國有財產使用収入		3,760,976,676	
歲 出		歲 入	
所 管	組 織	項 目	金 額(千円)
皇 室	費 用	内 宮	45,360
		延 族	312,000
		計	42,914
			400,274
國 金	衆 議 院	衆 議 院 施 設 費	7,539,183
參 議 院	參 議 院 施 設 計	參 議 院 施 設 費	233,892
			980
			7,768,055
			4,362,519
			106,151

(外) 報 仙

國立国会図書館会所	參議院予備経費 計	700
國立国会図書館会所	裁判官訴追委員会 裁判官彈劾裁判所 裁判官彈劾裁判所	4,469,370 1,496,598 15,344 13,754
國会所管合計		13,763,121
裁判所	最高級裁判所 所費	10,599,146
裁判所	下級裁判所 所費	21,490,627
裁判所	施設設備費	2,090,734
裁判所	予備経費	1,862,241
裁判所	計	1,120
検察審査会	検察審査会 合計	35,983,868
検察審査会	検察審査会 合計	693,925
会計検査院	会計検査院 合計	36,677,793
内閣官房	内閣官房 会計検査院 合計	1,942,057
内閣官房	内閣官房 内閣安全保障会議 合計	863,461
内閣法制局	内閣法制局 内閣法事院 合計	25,953
内閣人事局	内閣人事局 内閣人事局 合計	889,414
内閣人管合計	内閣人管合計	102,671
総理本府	総理本府 総理大臣官邸基盤施設整備費 合計	1,344,085
総理府	総理府 総理大臣官邸基盤施設整備費 合計	2,336,170
日本学術会議	日本学術会議 合計	3,030,252
日本学術会議	日本学術会議 合計	25,484
日本学術会議	日本学術会議 合計	3,055,736
日本学術会議	日本学術会議 合計	125,582

官報(号外)

国際平和協力本部 公正取引委員会 警察	国際平和協力本部 公正取引委員会 警察	82,924 602,735 21,851,432
千葉県警察新東京国際空港警 備隊 科学警察研究所 警察官警察本部 費用	千葉県警察新東京国際空港警 備隊 科学警察研究所 警察官警察本部 費用	1,166,819 150,625 907,585
都道府県警察費補助 計	都道府県警察費補助 計	2,764,399 28,178,907
公害等調整委員会 内務	公害等調整委員会 内務	68,825 1,230,818
公害等調整委員会 内務	公害等調整委員会 内務	6,319,174
公害等調整委員会 内務	公害等調整委員会 内務	386,260,407
恩給支給事務費 國連アジア統計研修協力 計勢調査 青少年対策本部 北方対策本部 計	恩給支給事務費 國連アジア統計研修協力 計勢調査 青少年対策本部 北方対策本部 計	662,400 31,728 1,162,610 418,806 89,813 17,867 394,962,805
北海道開発庁 北海道開発計画監督費 北海道開発事業指導監督費 北海道治水事業費 北海道急傾斜地崩壊対策事業費 北海道治山事業費 北海道海岸事業費	北海道開発計画監督費 北海道開発事業指導監督費 北海道治水事業費 北海道急傾斜地崩壊対策事業費 北海道治山事業費 北海道海岸事業費	2,982,144 12,416 52,434 57,638,800 612,000 7,302,000 2,826,100

官 報 (号外)

北海道治水海岸事業工事諸費	1,483,100
漁業油船等助添北海道道路整備事業費	92,728,000
北海道道路整備事業費	41,458,000
北海道道路事業工事諸費	4,135,000
北海道港湾事業費	22,244,200
北海道漁港漁村整備費	18,569,100
北海道空港整備事業費	3,520,000
航空機燃料財源北海道空港整備事業費	1,625,200
北海道漁港空港整備事業費	1,145,500
北海道住宅建設等事業費	16,825,000
北海道住宅対策諸費	52,000
北海道都市計画事業費	30,167,300
北海道公園事業工事諸費	14,700
北海道環境衛生施設整備費	5,050,000
北海道農業生産基盤整備事業費	56,288,419
牛肉等賄物財源北海道農業生産基盤整備事業費	668,000
北海道農村整備事業費	11,305,080
北海道農地等保全管理事業費	2,963,860
北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	1,685,641
北海道造林事業費	2,821,000
北海道林道事業費	3,168,000
北海道沿岸漁場整備開発事業費	3,348,000
北海道災害復旧事業等工事諸費	12,704
農林漁業用機器油船財源身替北海道農道等整備事業費	4,041,000
計	396,679,698
防衛本庁	278,332,145
武器車両等購入費	75,435,762

(外) 報 告

	航 空 機 購 入 費	138,922,529
	艦 船 建 造 費	9,445,035
	平 成 4 年 度 潜 水 艇 建 造 費	58,319
	平 成 5 年 度 中 IV 型 警備艦 建 造 費	10,434,516
	平 成 5 年 度 潜 水 艇 建 造 費	415,147
	平 成 6 年 度 潜 水 艇 建 造 費	1,097,164
	平 成 7 年 度 甲 型 警備艦 建 造 費	2,604,266
	裝 備 品 等 整 備 諸 費	57,289,694
	施 設 整 搬 等 附 帶 事 務 費	327,293
	研 究 開 発 費	58,606,705
	計	632,968,577
防 衛 施 設 庁	防 衛 施 設 庁	
	調 達 办 務 管 理 費	4,441,387
	施 設 運 営 等 附 帶 諸 費	10,886,695
	提 供 施 設 移 設 整 備 費	17,715,232
	計	54,466
經 濟 企 画 庁	經 濟 企 画 庁	33,097,779
	海 外 經 濟 協 力 基 金 交 付 金	1,291,495
	民 生 安 定 对 策 等 經 濟 政 策 推 進 費	13,913,807
	經 济 研 究 所	114,039
	計	105,470
科 学 技 術 庁	科 学 技 術 庁	15,424,811
	科 学 技 術 振 興 費	1,758,008
	科 学 技 術 振 興 調 整 費	672,819
	原 子 力 平 和 利 用 研 究 促 進 費	149,000
	放 射 能 調 查 研 究 費	5,218,000
	科 学 技 術 庁 試 驗 研 究 所	36,131
		3,433,560

外(号)報

環境廳	科 學 技 術 厅 試 驗 研 究 所 施 設 費	2,791,872
環境廳	計	14,059,390
環境廳	公害防止等調査研究費	1,763,607
環境廳	自然公園等管理費	88,029
環境保全施設整備費		253,121
自然公園等事業費		3,388,867
自然公園等事業工事諸費		104,133
環境廳研究所		1,049,394
計		6,816,590
沖繩開發府	沖繩教育振興事業費	1,226,206
沖繩保健衛生諸費用		595,583
沖繩開發事業指導監督費		20,178
冲繩油汽等財源冲繩道路整備事業費		6,633
冲繩燃料稅財助補沖繩空港整備事業費		22,306,000
冲繩農業生產基盤整備事業費		62,695,179
牛肉等關稅財源冲繩農業生產基盤整備事業費		64,000
農林漁業用揮發油稅財源身替冲繩農道等整備事業費		247,000
冲繩住宅対策諸費用		157,000
冲繩治水事業工事諸費用		9,000
冲繩道路事業工事諸費用		100,314
冲繩泊湾空港整備事業工事諸費用		163,000
冲繩都市公園事業工事諸費用		95,690
冲繩農業生產基盤整備事業工事諸費用		18,523
計		111,294
國土調査費		87,815,600
國土調査費		2,064,726
國土調査費		1,703,334

外(号)報白

法務省	法務本省	法務局	法務総合研究所	法務総合研究所	法務審査官	法檢	矯正官署
蒙雪地帶対策特別事業費							61,697
振興山村開発総合特別事業費							120,559
小笠原諸島振興開発事業費							806,286
離島振興特別事業費							128,190
揮発油税等財源離島道路整備事業費							8,931,000
離島振興事業費							54,103,000
航空機燃料税財源離島空港整備事業費							67,000
農村総合整備計画調査費							84,600
牛馬等國稅財源離島農業生産基盤整備事業費							157,000
農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費							1,274,000
水資源開発事業費							19,168,330
計							88,669,724
総理府所管合計							1,703,840,551
法務省	法務本省	法務局	法務総合研究所	法務総合研究所	法務審査官	法檢	矯正官署
法務省費	法務本省費	法務局費	法務総合研究所費	法務総合研究所費	法務審査官費	法檢費	矯正官署費
登記事務費	登記事務費	登記事務費	登記事務費	登記事務費	登記事務費	登記事務費	登記事務費
訴務費	訴務費	訴務費	訴務費	訴務費	訴務費	訴務費	訴務費
外国人登録事務費	外国人登録事務費	外国人登録事務費	外国人登録事務費	外国人登録事務費	外国人登録事務費	外国人登録事務費	外国人登録事務費
法務省施設費	法務省施設費	法務省施設費	法務省施設費	法務省施設費	法務省施設費	法務省施設費	法務省施設費
計	計	計	計	計	計	計	計
法務総合研究所 国連犯罪防止アジア地域研修 協力費	法務総合研究所 国連犯罪防止アジア地域研修 協力費	法務局 計	法務総合研究所 国連犯罪防止アジア地域研修 協力費	法務総合研究所 国連犯罪防止アジア地域研修 協力費	法務審査官 計	法檢 計	矯正官署 計
199,530	40,663	240,193	1,833,838	10,748,502	721,699	11,470,201	17,475,692

(外)
印報

更正保護新官署	矯正收容費	3,799,651
更正保護新官署	刑務所作業費	478,507
地方入國管理官署	矯正更補計	21,753,850
地方入國管理官署	地方法務費	1,293,680
地方法務費	地方法務費	596,737
地方法務費	地方法務費	1,890,417
地方法務費	地方法務費	2,672,119
地方法務費	地方法務費	177,113
地方法務費	地方法務費	2,849,232
地方法務費	地方法務費	10,014
地方法務費	地方法務費	2,139,827
地方法務費	地方法務費	75,734,894
在大藏省	本省外經費	8,416,679
在大藏省	本省外經費	6,804,304
在大藏省	本省外經費	15,220,983
在大藏省	本省外經費	13,502,894
在大藏省	本省外經費	28,723,977
在大藏省	本省外經費	7,531,927
在大藏省	本省外經費	2,166,498
在大藏省	本省外經費	6,777,776
在大藏省	本省外經費	40,062,000
在大藏省	本省外經費	103,953,021
在大藏省	本省外經費	2,332,813
在大藏省	本省外經費	32,000,000
在大藏省	本省外經費	82,271
在大藏省	本省外經費	20,000,000
在大藏省	本省外經費	214,906,306

(外)報

文部本省所轄機關	文部本省所轄研究所施設費	日本学士院	計	573,638,772
文部本省所費	文部本省施設費	日本	520,082	520,082
文部本省所費	文部本省施設費	士	1,880	1,880
文部本省所費	文部本省施設費	計	573,638,772	573,638,772
文部本省所費	文部本省施設費	英學振興事業費	1,775,364	1,775,364
文部本省所費	文部本省施設費	南極地域觀測事業費	1,933,410	1,933,410
文部本省所費	文部本省施設費	國立學校運營費	1,341,573	1,341,573
文部本省所費	文部本省施設費	國立學校船舶建造及施設費	144,431,620	144,431,620
文部本省所費	文部本省施設費	國立學校運營費	37,974,374	37,974,374
文部本省所費	文部本省施設費	國立學校教育費	19,626,672	19,626,672
文部本省所費	文部本省施設費	公立文教施設整備費	3,175,448	3,175,448
文部本省所費	文部本省施設費	學校教育費	24,136,000	24,136,000
文部本省所費	文部本省施設費	英學振興事業費	14,014,150	14,014,150
文部本省所費	文部本省施設費	義務教育費	306,827,000	306,827,000
文部本省所費	文部本省施設費	義務教育費	11,384,152	11,384,152
文部本省所費	文部本省施設費	義務教育費	507,500	507,500
文部本省所費	文部本省施設費	義務教育費	488,527	488,527
文部本省所費	文部本省施設費	義務教育費	35,395	35,395
文部本省所費	文部本省施設費	義務教育費	187,682	187,682
文部本省所費	文部本省施設費	義務教育費	75,289,894	75,289,894
文部本省所費	文部本省施設費	大藏省所費合計	306,271,158	306,271,158
文部本省所費	文部本省施設費	局關署所費	5,799,915	5,799,915
文部本省所費	文部本省施設費	務務官署所費	75,290	75,290
文部本省所費	文部本省施設費	務務官署所費	564,802	564,802
文部本省所費	文部本省施設費	務務官署所費	74,242,382	74,242,382
文部本省所費	文部本省施設費	財稅國庫	9,720,213	9,720,213
文部本省所費	文部本省施設費	財稅國庫	6,345,835	6,345,835

(外) 報 開

文 化 庁		國立社會教育施設運營費	
文 化 庶 民 研 究 所		國立社會教育施設整備費	
文化振興研究會	文化振興研究會	計	1,037,715
文藝館	文藝館	計	58,597
立美術研究所	立美術研究所	文藝館	1,699,669
化本院	化本院	文藝館	277,140
化研所	化研所	文藝館	294,706
立研究會	立研究會	文藝館	366,447
美術研究會	美術研究會	文藝館	314,024
術研究會	術研究會	文藝館	455,269
藝本院	藝本院	文藝館	15,019
計	計	文藝館	1,722,605
合計	合計	文藝館	577,060,986
厚生省		省農業費	
厚生本省		省農業費	
厚生統計調查科	厚生統計調查科	省農業費	7,716,597
厚生學研究科	厚生學研究科	省農業費	565,693
保健衛生諸策費	保健衛生諸策費	省農業費	2,469,710
爆破障害対策費	爆破障害対策費	省農業費	347,574
核医療費	核医療費	省農業費	24,028,090
精神保健費	精神保健費	省農業費	1,697,575
國立病院及療養所經營費	國立病院及療養所經營費	省農業費	3,959,564
國立病院及療養所施設費	國立病院及療養所施設費	省農業費	68,180,402
社會福祉諸費	社會福祉諸費	省農業費	69,000
社會福祉施設整備費	社會福祉施設整備費	省農業費	367,220
生活性人保護費	生活性人保護費	省農業費	54,005,000
灾害救助等諸費	灾害救助等諸費	省農業費	173,920,961
身体障害者保護費	身体障害者保護費	省農業費	258,922
遺族及留守家族等保護費	遺族及留守家族等保護費	省農業費	47,600
		計	11,405,550
		計	27,355,954

(外) 報 告

被災者退院平和折合念館施設費	428
老人福祉費	376,498,518
兒童保護費	95,964,363
兒童扶養手当給付諸費用	79,429,390
特別兒童扶養手当等給付諸費用	31,202,702
兒童手当国庫負担金	255,031
國民健康保険助成費	435,814,550
農業者年金実施費	208,421
國民年金基金等助成費	126,233
社会保険国庫負担金	104,964,702
厚生年金保険国庫負担金	470,984,220
國民年金国庫負担金	331,550,633
環境衛生施設整備費	87,643,000
計	2,391,037,603
厚生本省試験研究機関	
厚生本省試験研究所費	1,512,025
血清等製造及検定費	97,582
檢疫所	1,609,607
檢疫所	866,477
國立ハンセン病療養所	4,244,723
國立更生援護機關	1,045,299
地方医務局	159,454
麻薬取締官事務所	218,965
厚生省所管合計	2,399,182,128
農林水産省	
農林水產本省	農林水產本省
省費費	農業保險費
農林漁業統計情報費	農林漁業統計情報費
1,063,666	3,420,528
13,816,639	

(外) 号 誌

農業振興費	8,261,704
農業構造改善対策費	7,325,189
農業者年金等実施費	25,379,893
農産國芸振興費	32,676
農業改良普及対策費	6,321
畜産振興費	28,212
牛肉等関税財源畜産振興費	9,037,971
家畜伝染病予防費	136,564
食品流通等対策費	38,125
糖伍安定対策費	2,748,799
農業生産基盤整備事業等指導監督費	38,876
海 岸 事 業 費	
農業生産基盤整備事業費	120,997,585
牛内等獎税財源農業生産基盤整備事業費	1,773,000
農村整備事業費	102,020,258
農地等保全管理事業費	30,855,325
農林漁業用揮発油稅財源身替	9,307,000
農業施設災害復旧事業費	1,947,554
農業施設災害関連事業費	735,902
計	341,871,884
農林水産技術会議	
農林水産技術会議	255,591
農林水産業技術振興費	656,001
計	911,592
農林水産本省試験研究機関	
農林水産本省試験研究所	4,781,292
農林水産本省検査指導機関	3,158,066
地 方 農 政 局	6,037,112

(外) 号 報 画

海岸事業工事諸費 地すべり対策事業工事諸費 農業施設災害復旧事業等工事 諸費	44,803
北海道統計情報事務所 所長	61,632
北海道統計情報事務所 食糧局	358
計	6,143,905
北海道統計情報事務所 食糧局	309,077
林野庁	686,918
林業振興費	996,822
森林事業指導監督費	3,833,081
山林事業指導監督費	6,411
治山事業費	62,852,000
造林事業費	16,422,000
農林漁業用機器由税財源身替 林道整備事業費	24,381,000
森林開発公団事業費	1,871,000
山林施設災害復旧事業費	5,295,000
山林施設災害関連事業費	1,241,000
森林総合研究所	608,000
計	862,506
水産庁	118,368,820
水漁業調査取締費	827,952
水産業振興費	1,118,054
漁港整備事業指導監督費	3,265,229
海岸事業費	2,688
漁港漁村整備費	3,647,000
農林漁業用機器由税財源身替 漁港関連事業費	26,983,000
沿岸漁場整備開発事業費	806,000
漁港施設災害復旧事業費	5,960,000
計	107,000

外局(総合)

漁港施設災害関連事業費	4,000
水産庁試験研究所	955,920
真珠機査所	12,750
水産大学校	324,198
北海道さけ・ますふ化場	201,291
計	44,215,082
農林水産省所管合計	520,446,636
通商産業省	
通商産業本省	
通商産業本省	
商工鉱業統計調査費	6,170,380
中小商工業等統計調査費	52,067
経済協力費	20,200
工業再配置促進対策費	79,830
情報処理振興対策費	2,524
繊維産業構造改善対策費	10,085
工業用水道事業費	4,019
計	4,058,270
製品評価技術センター	10,397,375
工業技術院	
工業技術院	
鉱工業技術振興費	470,558
産業技術基盤研究開発費	389,638
エネルギー技術研究開発費	831,107
工業技術院試験研究所	162,950
計	82,913
資源エネルギー庁	4,740,606
資源エネルギー庁	6,207,214
エネルギー対策費	429,951
地下資源対策費	80,550
計	102,729
資源エネルギー庁	613,230

外号(号)報

中 小 企 業 庁	中 小 企 業 庁	188,346
通 商 產 業 局	通 商 產 業 局	3,154,632
通 商 產 業 局	計	3,342,976
通 商 產 業 局	商工鉄業統計調査費	1,836,454
通 商 產 業 局	工ネルギー対策費	66,303
通 商 產 業 局	計	37,981
鉄山保安監督官署 通商産業省所管合計	鉄山保安監督官署	1,940,738
	214,272	23,186,365
運輸省	運輸本省	
運輸本省	運輸本省	13,724,980
運輸本省	運輸事業費	321,342
運輸本省	鐵道整備基金助成費	43,177
運輸本省	船員雇用促進対策事業費	1,460
運輸本省	港湾等事業指導監督費	17,466
運輸本省	海岸事業工事諸費	10,334,325
運輸本省	港湾事業費	40,675
運輸本省	航空機燃料税附加空港整備事業費	64,452,000
運輸本省	都市鉄道・幹線鉄道整備事業費	34,384,104
運輸本省	新幹線鉄道整備事業費	860,896
運輸本省	鉄道防災事業費	21,004,000
運輸本省	港湾施設災害復旧事業費	9,150,000
運輸本省	港湾災害復旧事業工事諸費	175,613
運輸本省	計	1,321
運輸本省	計	154,601,359
運輸本省試験研究機関	運輸本省試験研究所	693,700

(外) 報 告

運輸本省教育機關局	學校及訓練所	1,339,648													
地方運輸建設局	方運建設局	2,586,197													
海港局	海港局	514,450													
地方航務委員會	航空局	193,311													
海上保安委員會	海員勞働委員會	91,792													
海氣象廳	海船航路標識整備專業工事諸費	17,265,859													
難船判官署	海氣象官署	691,847													
難象研究室	靜止氣象衛星業務費	2,302,874													
運輸省所管合計	航路標識整備專業工事諸費 計	86,126													
郵政省	郵政本省	20,346,706													
郵政本省	郵政本省	286,465													
電氣通信監理費	海氣象官署	6,082,564													
電波利用料財源電波監視等美施費	海氣象官署	258,222													
計	海氣象官署	318,265													
通信綜合研究所	通信綜合研究所	6,659,051													
通信綜合研究所	電波利用料財源電波監視等美施費	1,450,048													
計	通信綜合研究所	302,924													
通信綜合研究所	電波利用料財源電波監視等美施費	685,514													
計	通信綜合研究所	2,418,486													
地方電氣通信監理局	地方電氣通信監理局	706,400													
	電波利用料財源電波監視等美施費	23,355													
	計	729,655													
郵政省所管合計	地方電氣通信監理局	1,093,726													
	電波利用料財源電波監視等美施費	458,868													
	計	1,552,594													
		4,700,735													

(外) 報 告

労 動 省	労 動 本 省	労 動 本 省	労 動 統 計 調 査 費	16,874,970
			特 定 地 域 開 發 就 労 事 業 費	168,945
			職 業 転 換 対 策 事 業 費	902,955
			政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	2,935,972
			雇 用 保 险 国 库 負 担 金	261,059
			計	61,505,181
				82,649,082
労 動 本 省 研 究 機 關	労 動 本 省 研 究 所	労 動 本 省 研 究 所	91,390	
中 央 労 動 委 員 會	中 央 労 動 委 員 會	中 央 労 動 委 員 會	220,205	
労 動 保 護 官 員 會	労 動 保 護 官 員 會	労 動 保 護 官 員 會	3,627,256	
労 動 安 全 官 員 會	労 動 安 全 官 員 會	労 動 安 全 官 員 會	7,456,440	
労 動 省 研 究 所	労 動 省 研 究 所	労 動 省 研 究 所	94,044,373	
建 設 省	建 設 本 省	建 設 本 省	7,396,948	
	省 費 費 用	省 費 費 用	5,687,046	
	官 厅 繕 理	官 厅 繕 理	171,340	
	河 川 管 理	河 川 管 理	23,982	
	河 川 純 益 復 旧 事 業	河 川 純 益 復 旧 事 業	71,487	
	建 設 事 業 指 導 監 督 費	建 設 事 業 指 導 監 督 費	291,558,000	
	治 治 水 事 業	治 治 水 事 業	13,687,000	
	急 傾 斜 地 崩 壊 对 策 等 事 業 費	急 傾 斜 地 崩 壊 对 策 等 事 業 費	9,235,000	
	海 岸 事 業	海 岸 事 業	220,000	
	海 岸 專 業 工 事 費	海 岸 專 業 工 事 費	448,063,000	
	海 岸 費	海 岸 費	174,915,000	
	海 岸 費	海 岸 費	327,472,000	
	市 街 地 整 備 事 業 費	市 街 地 整 備 事 業 費	772,000	
			16,703,000	

四(外) 報

都 市 計 画 事 業 費	471,917,535
都 市 計 画 專 業 諸 費	2,547,000
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	7,760,324
河 川 等 災 害 復 旧 事 業 等 工 事 諸 費	422,000
都 市 災 害 復 旧 事 業 費	21,000
河 川 等 災 害 關 連 事 業 費	3,668,729
計	1,782,312,391
國 土 地 理 院	
建 設 本 省 試 驗 研 究 機 關	
地 方 建 設 局	
國 土 地 理 院	1,196,947
建 設 本 省 試 驗 研 究 所	646,987
地 方 建 設 局	2,209,269
道 路 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費	1,495
都 市 公 國 事 業 工 事 諸 費	185,465
計	2,396,259
建 設 省 所 管 合 計	1,786,552,584
自 治 省	
自 治 本 省	
自 治 本 省	953,747
地 方 交 付 稅 交 付 金	3,857,951,202
消 防 庁	
消 防 計	3,858,904,949
消 防 庁	224,842
消 防 研 究 所	91,186
計	316,028
自 治 省 所 管 合 計	3,859,220,977
歲 出 總 計	11,621,457,548

一 暫定予算の要旨

本暫定予算是、平成八年四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものであり、その概要は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）
歳入総額三兆七千六百九億七千七百万円、歳出総額十一兆六千二百十四億五千八百万円であつて、七兆八千六百四億八千百円の歳出超過となつてゐる。
なお、国庫の資金繰りについては、必要に応じ大蔵省証券を発行することとしている。

歳入

1 租税及印紙收入	九六一、〇〇〇百万円
2 雑収入等	一五九、六一六百万円
3 公債金	二、六一〇、〇〇〇百万円
4 前年度剩余金受入	一九、三六〇百万円
歳出	
1 社会保障関係費	二、三六八、八九八百万円
2 文教及び科学振興費	一七三、九二二百万円
3 義務教育費国庫負担金	六五〇、一七七百万円
4 国立学校特別会計へ繰入	一、三七六、〇六一千万円
5 失業対策費	一〇三、三九三百万円
6 教育振興助成費	六五、三四六百万円
7 育英事業費	五九八、一五七百万円
8 文教施設費	三〇六、八二七百万円
9 國債費	一八一、四〇六百万円
10 恩給關係費	三四、一六二百万円
11 文官等恩給費	二〇、四〇四百万円
12 旧軍人遺族等恩給費	一九、六二七百万円
13 遺族及び留守家族等援護費	一〇三、九五三百万円
14 恩給支給事務費	四一四、七九一百万円
15 旧軍人遺族等恩給費	二二、一九百円
16 遺族及び留守家族等援護費	三六五、六五四百万円
17 恩給支給事務費	六六二百万円
18 旧軍人遺族等恩給費	二七、三五六百万円

5 地方交付税交付金
6 防衛関係費
7 公共事業関係費
(1) 治山治水対策事業費
(2) 道路整備事業費
(3) 港湾漁港充港整備事業費
(4) 住宅市街地対策事業費
(5) 下水道環境衛生等施設整備費
(6) 農業農村整備事業費
(7) 林道工業用水等事業費
(8) 災害復旧等事業費
(9) 経済協力費
(10) エネルギー対策費
(11) 産業投資特別会計へ繰入
(12) その他の事項経費
(13) 予備費

三、八五七、九五二百万円
六六六、〇九二二百万円
一一、九九一、四七七百万円
四八七、八四七百万円
八〇五、五〇七百万円
二二七、四一九百万円
三六五、〇九〇百万円
六二七、八二四百万円
三六八、三七九百万円
一〇一、八〇四百万円
一六、六〇七百万円
五六、二〇二百万円
三、七九五百万円
五、四一九百万円
四〇、〇六二百万円
四九四、六五九百万円
二〇、〇〇〇百万円

二 暫定予算の可決理由

本暫定予算是、平成八年度一般会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成八年三月二十七日

衆議院議長 土井たか子殿

平成八年度特別会計暫定予算

予算委員長 上原 康助

右
国会に提出する。

平成八年三月二十六日

平成8年度特別会計暫定予算

(歳入歳出暫定予算)
第1条 次に掲げる各特別会計の平成8年度歳入歳出暫定予算是、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるところとする。

電源開発促進対策
総理府、大蔵省及び
通商産業省所管
総理府、大蔵省及び
自治省所管

大法務省所管登造記局二

國資委基層管理用書

資險 投保 再產地 農業震

日本第一需給構造高度化対策
及び労働省所管

校園保險學保立生國厚部生省管所

國立病院
立真保

農業保險再保險公司首頁

通商産業省所管
アルコール専売事業
貿易保険

自動車損害賠償責任再保険
港湾自動車検査整備登録備

平成八年二月二十七日衆議院会議録第十一号
平成八年度特別会計暫定予算及び同報告書

報 (号外)

官

(暫定予算の期間)					
第2条 この暫定予算は、平成8年4月1日から5月20日までの期間に係るものである。					
(歳入歳出暫定予算の内訳)					
第3条 各特別会計の歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入歳出暫定予算予定計算書」は、別に添付する。					
(借入金の限度額)					
第4条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。					
特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度	度	額	
特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第11条第2項			28,200,000千円	
国 立 病 院	「国立病院特別会計法」			9,700,000 1,800,000	病院勘定 医療所勘定
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第2項			22,400,000	
郵 便 时 金	「郵便時金特別会計法」第12条の2第4項	金融自由化 対策特別勘定		690,000,000	
(-時借入金等の最高額)					
第5条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金(「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」第1条の規定によるものを含む。)の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。					
特 別 会 計	根 拠 規 定	最 高	額		
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及 び譲与税 配付金勘定		11,685,740,829千円	
外 国 為 質 資 金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項			34,700,000,000	

国 有 林 野 事 業	「国有林野事業特別会計法」第6条第4項 新定	国有林野事業 52,000,000	海外事業資金貸付保険 112,000,000
貿 易 保 險	「貿易保険特別会計法」第12条第4項 新定	537,200,000	再保険の再保険金額の総額 32,200,000
特 許	「特許特別会計法」 新定	6,600,000	

郵 政 事 業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項 新定	383,000,000	
---------	--------------------------	-------------	--

2 食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、720,000,000千円とする。
(歳入歳出暫定予算の弾力条項)

第6条 次の表の左欄に掲げる特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として右欄に掲げる経費を増額することができる。

特 別 会 計	要 件	経 費	費 用
地 震 再 保 险	再保険金支払に必要な借入金その他 の収入の増加	再保険金に必要な経費	

2 前項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項並びに第36条の規定の例による。

(保険契約の限度額)
第7条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約(再保険契約を含む。)の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度	額
地 震 再 保 险	「地震保険に関する法律」第3条第3項 「地震保険により支払うべき再保険金の総額 2,688,400,000	1回の地震等により支払うべき 再保険金の総額 千円 総額	28,200,000千円
貿 易 保 險	「貿易保険法」第8条	次の各保険ごとの保険金額の 総額	

		（政府関係機関）	
5 国 民 金 融 公 庫		283,100,000	96,900,000
6 住 宅 金 融 公 庫		2,626,700,000	160,800,000
7 中 小 企 業 金 融 公 庫		28,400,000	18,800,000
8 北 海 道 東 北 開 発 公 庫		18,600,000	10,900,000
9 環 境 衛 生 金 融 公 庫		49,200,000	0
10 沖 縄 振 興 開 発 金 融 公 庫		14,900,000	4,300,000
11 日 本 開 發 銀 行		250,000,000	0
（公 団、事 業 団 等）			
12 日 本 道 路 公 团		97,200,000	318,500,000

(外)
外
財
産

13 森 林 開 発 公 团	8,200,000	0
14 首 都 高 速 道 路 公 团	14,200,000	51,700,000
15 水 資 源 開 発 公 团	6,800,000	3,900,000
16 版 神 高 速 道 路 公 团	12,500,000	45,600,000
17 日 本 鉄 道 建 設 公 团	11,500,000	11,100,000
18 石 油 公 園	6,700,000	0
19 本 州 四 國 連 絡 橋 公 团	13,800,000	50,200,000

甲号
歳入歳出暫定予算

所 管	特 別 会 計	入		出					
		歳	項	金	額(千円)	歳	項	金	額(千円)
総理府、大蔵省及 び通商産業省	電源開発促進対策 電源立地勘定	前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	288,269	電源立地対策費	73,393			
		合 計	前年度剩余金受入	288,269	事務取扱費	214,876			
			前年度剩余金受入	288,269	合 計	288,269			
			前年度剩余金受入	60,221	電源多様化対策費	49,148			
		合 計	前年度剩余金受入	60,221	事務取扱費	11,073			
			合 計	60,221	合 計	60,221			
総理府、大蔵省及 び自治省	交付税及び譲与税配 付金	他会計より受入	一般会計より受入	3,857,951,202	地方交付税交付金	3,795,778,772			
	交付税及び譲与税配 付金			3,857,951,202	事務費	46,764			
		租 税	特別とん税	1,700,000	国債整理基金特別会計へ 繰入	11,747,973,259			
				1,700,000					

(外) 号 識

前年度剰余金受入	46,764	合計	15,543,738,795
合計	3,859,697,966		
交通反則者納金 付金勘定	13,197,965	諸支出金	4,900
法務省登記	13,197,965	事務取扱費	23,027,844
他会計より受入	12,106,093	施設整備費	821,148
雜収入	12,106,093		
雜収入	21,190		
前年度剰余金受入	21,190		
合計	11,721,709	合計	23,848,992
貨幣回収準備資金より受入	11,721,709		
事業収入	2,320,233	事業費	2,705,997
事業収入	2,320,233		
事業収入	345,740		
事業収入	345,740		
合計	40,024		
事業収入	40,024	合計	2,705,997
印 刷 局	2,705,997	事業費	11,913,070
事業収入	13,626,894		
事業収入	13,626,894		
事業収入	783,303		
大蔵省造幣局			

(外) 報 告

資 金 運 用 部	合 計	783,303	合 計	11,913,070		
資 金 運 用 収 入		936,779,499	事 務 費 金	667,482		
雜 収 入		936,779,499	諸 支 出	2,734,459,496		
合 計		14	合 計			
國債整理基金		936,779,513				
他会計より受入		14,410,197				
公 債 金		936,779,499				
前年度剰余金受入		14				
合 計		14	合 計	2,735,106,978		
外 国 為 替 資 金		14,405,470,065	國債整理基金支出	20,085,470,065		
運 用 収 入		14,405,470,065	一般会計へ繰入	40,062,000		
雜 収 入		1,180,000,000				
前年度剰余金受入		1,180,000,000				
合 計		4,540,062,000				
外 国 為 替 資 金		4,540,062,000				
運 用 収 入		20,125,532,065	合 計	20,125,532,065		
雜 収 入		108,916,275	事 務 取 扱 費 金	137,881		
合 計		108,916,275	諸 支 出	513,438		
產 業 投 資		14	國債整理基金特別会計へ 繰入	52,730,563		
產 業 投 資 勘 定		108,916,289	合 計	53,381,882		
社會資本整備勘定		14				
他会計より受入		10,071	事 務 費 金	10,071		
前年度剰余金受入		10,071				
他 会 計 よ り 受 入		40,062,000	治水事業資金貸付金	251,000		
他 会 計 よ り 受 入		40,062,000	海岸事業資金貸付金	15,000		

(外)号(総)

	債 連 金 収 入	4,562,291	道路整備事業資金貸付金	27,996,000
雜 取 入	23,780	4,562,291	港湾事業資金貸付金	1,007,000
雜 取 入	23,780	23,780	漁港漁村整備事業資金貸付金	483,000
			住宅建設等事業資金貸付金	409,000
			都市計画事業資金貸付金	1,056,000
			林道事業資金貸付金	45,000
			民間能力活用施設整備事業資金貸付金	9,600,000
			事業務費	13,512
		4,648,071	合計	40,075,512
	地 震 再 保 险			
	雜 取 入	9,906	再 保 险 費	6,975,602
	雜 取 入	9,906	事 務 取 扱 費	8,057
	合 計	9,906	合 計	6,983,659
	大蔵省(通商産業省及び労働省)			
	石 岩 並 び に 石 油 及 び 工 業 ネ ル ガ 一 需 槽 槽 造 高 度 化 方 策			
	石 岩 勘 定			
	前 年 度 剰 余 金 受 入	15,490,539	鉱 告 対 策 費	12,368,843
	前 年 度 剰 余 金 受 入	15,490,539	事 務 处 理 費	493,649
	合 計	15,490,539	炭 灰 離 脱 者 等 搬 護 対 策 費	1,100,059
			産 炭 地 域 開 発 使 用 対 策 費	1,527,988
			合 計	15,490,539
	石 油 及 び 工 業 ネ ル ガ 一 需 槽 槽 造 高 度 化 方 策			
	合 計	10,108,083	石 油 安 定 供 給 対 策 費	9,724,903
	前 年 度 剰 余 金 受 入	10,108,083	工 業 ネ ル ガ 一 需 槽 槽 造 高 度 化 方 策 費	211,179
	合 計	10,108,083	事 務 处 理 費	171,911
			合 計	10,108,083
	大蔵省及び建設省	16,006,626	特 定 国 有 財 產 整 備 費	45,239,437
	特 定 国 有 財 產 整 備			
	國 有 財 產 处 分 受 入			

(外) 報 告

借 入 金	16,006,626	事 勿 取 扱 費	164,786
借 入 金	28,200,000		
前 年 度 残 余 金 受 入	1,197,597		
前 年 度 残 余 金 受 入	1,197,597		
合 計	45,404,223	合 計	45,404,223
文 部 省 国 立 学 校 他 会 計 よ り 受 入	182,405,994	大 学 附 屬 病 院 研 施 設 整 備 費	177,396,988
附 屬 病 院 受 入	182,405,994	附 屬 病 院 研 施 設 整 備 費	68,516,074
授 業 料 及 入 学 檢 定 料	36,116,273	附 屬 病 院 研 施 設 整 備 費	21,122,544
特 別 施 設 整 備 資 金 よ り 受 入	36,116,273	附 屬 痘 滋 受 入	37,974,374
特 別 施 設 整 備 資 金 よ り 受 入	72,498,225	附 屬 痘 滋 受 入	3,685,788
雜 収 入	72,498,225	合 計	72,498,225
雜 収 入	3,685,788		
合 計	3,685,788		
厚 生 省 厚 生 保 險 健 康 勤 定 保 險 収 入	548,140,357	保 險 給 付 費	481,175,609
保 險 料 収 入	462,984,916	老 人 保 健 捐 出 金	163,840,110
一 般 会 計 よ り 受 入	85,155,441	退 職 者 給 付 捐 出 金	31,712,599
運 用 収 入	1,452,848	保 健 事 業 費 等 業 務 勤 定 へ 借 入 金 債 滞 金	18,712,852
借 入 金	1,452,848	諸 支 出	1,479,228,213
	1,479,228,213		8,016,532
	1,479,228,213		

(号) 報 外

年 金 勘 定	保 險 収 入	雜 収 入	1,418,953
合 計		雜 収 入	1,418,953
	保 險 料 収 入	保 險 給 付 費	2,182,685,915
	一般会計より受入	制度間調整勘定へ繰入	2,739,546,370
	制度間調整勘定より受入	國民年金特別会計へ繰入	1,484,524,780
	國民年金特別会計より受入	福祉施設費等業務勘定へ	1,274,206,039
	人 運 用 収 入	諸 支 出 金	14,804,781
		461,138,634	326,651
雜 収 入		雜 収 入	1,389,201
合 計		雜 収 入	1,389,201
制度間調整勘定		合 計	5,513,408,621
拠 出 金 等 収 入			
児童手当勘定	拠 出 金 等 収 入	1,855,608,074	1,855,608,074
拠 出 金 収 入	事業主拠出金収入	1,855,608,074	
他会計より受入			
雜 収 入	一般会計より受入	11,380,085	11,380,085
合 計		255,031	255,031
業 務 勘 定	他会計より受入	14	14
	雜 収 入	11,635,130	11,635,130
	合 計		
	他会計より受入	19,096,739	19,096,739
他勘定より受入	一般会計より受入	33,517,633	
		業 務 取 扱 費	20,005,099
		施 設 整 備 業	49,142
		保 健 事 業 費	10,731,279

(会) 報 告

児童手当収入	他勘定より受入	33,517,683	福祉施設事業費	22,733,734
児童手当収入	児童手当収入	11,469,775	特別保健福祉事業費	307,609
特別保健福祉事業資金より受入	特別保健福祉事業資金より受入	311,603	特別保健福祉事業費補助 児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	3,994
雑 収 入	雑 収 入	730,755	諸 支 出 金	11,273,614
合 計	合 計	65,126,505	合 計	2,034
船員保険				
保険料収入	保険料収入	7,051,845	保険給付費	10,120,279
一般会計より受入	一般会計より受入	6,061,035	老人保健拠出金	1,310,811
運用収入	運用収入	712,522	退職者給付拠出金	237,082
児童手当収入	児童手当収入	278,288	業務取扱費	387,710
雑 収 入	児童手当収入	73	諸支出手業費	19,674
合 計	雑 収 入	73	福祉事業費	1,257,769
児童手当拠出金厚生保険 特別会計へ繰入	67,867	73	児童手当拠出金厚生保険 特別会計へ繰入	67,867
国 立 病 院	病 院 勘 定	7,119,785	合 計	13,283,398
病 院 収 入				
診療収入	27,504,212	病院経営費	61,964,958	
他会計より受入	27,504,212	看護婦等養成費	528,760	
一般会計より受入	34,276,100	施設整備費	9,758,200	
借 入 金	借 入 金	34,276,100		
雑 収 入	借 入 金	9,700,000		
		771,606		

(外)号報

合計	雜 収 入	72,251,918	771,606	合計	72,251,918
療養所勘定	療養所収入	16,100,529	16,100,529	療養所経営費	50,048,561
他会計より受入				看護婦等養成費	436,934
借入金	診療収入	33,973,302	33,973,302	施設整備費	1,810,800
一般会計より受入					
一般会計より受入		1,800,000	1,800,000		
借入金	借入金	422,464	422,464		
雜収入	雜収入	52,296,295	52,296,295		
合計	合計				
國民年金基礎年金勘定	拠出金等収入	2,011,645,982	2,009,362,194	基礎年金給付費	854,617,796
	拠出金等収入	2,009,362,194	2,283,788	基礎年金相当給付費織入 及交付金 諸支 出 金	1,154,744,398
	運用収入	2,283,788	396,553		951
雜収入	雜収入	396,553	396,553		
合計	合計	2,012,042,535	2,009,363,145		
國民年金勘定保険収入	保険料収入	1,067,689,326	255,339,079	國民年金給付費	559,713,438
	保険料収入	255,339,079	265,331,496	基礎年金勘定へ織入 諸支 出 金	502,054,201
一般会計より受入				福利施設費等業務勘定へ 織入	7,616,010
基礎年金勘定より受入					4,224,594
運用収入	運用収入	524,249,075	22,769,676		
雜収入	雜収入	455,653			

(外) 報 期

		合 計	455,653	合 計	1,073,608,243
他会計より受入				福社年金給付費	
雜 収 入		48,075,479		48,075,479	
雜 収 入		65,649			
合 計		65,649			
業務勘定					
他会計より受入		18,143,658		業務取扱費	
印紙完捌収入		18,143,658		施設整備費	
他勘定より受入		237,059,949		印紙收入国民年金勘定へ 繰入	
雜 収 入		4,224,594		福社施設費	
合 計		259,439,585		4,224,594	
農林水産省					
食糧管理					
国内米管理勘定					
食糧管理収入		56,407,934		国内米買入費	
雜 収 入		56,407,934		276,377	
雜 収 入		121,659		国内米管理費	
合 計		121,659		7,596,345	
		56,529,593		返還金等他勘定へ繰入	
国内麦管理勘定				6,515,549	
食糧管理収入		2,726,373		合 計	
		2,726,373		14,318,271	
				国内麦買入費	
				249,473	
				国内麦管理費	
				477,507	

(外) 報 加

雜 収 入	14,791	返還金等他勘定へ繰入	1,207,951
合 計	2,741,164	合 計	1,934,931
輸入食糧管理勘定	45,608,449	輸入食糧買入費	58,765,830
食糧管理収入	45,608,449	輸入食糧管理費	3,365,929
輸入麦等納付金収入	21,168	返還金等他勘定へ繰入	4,833,934
輸入食糧壳払代	21,168		
雜 収 入	1,491		
合 計	45,631,108	合 計	66,965,693
輸入銅料勘定	16,177,072	輸入銅料買入費	24,665,940
輸入銅料壳払代	16,177,072	輸入銅料管理費	1,442,673
輸入麦等納付金収入	5,629	返還金等他勘定へ繰入	1,243,807
輸入銅料壳払代	5,629		
雜 収 入	471		
合 計	16,183,172	合 計	27,352,420
業務勘定	13,801,241	事務費	13,833,453
他勘定より受入	13,801,241	サイロ及倉庫運送費	80,659
検査印紙収入	95,706		
検査印紙収入	95,706		
雜 収 入	17,165		
合 計	17,165	合 計	13,914,112
調整勘定	52,820	国債整理基金特別会計へ 繰入	

(外) 報

農業共済再保險		農業再保險収入	
農業勘定		一般会計より受入	1,774,421
合計		前年度繰越資金受入	1,752,869
家畜勘定		再保険料	21,552
合計		一般会計より受入	1,774,421
家畜再保險収入		前年度繰越資金受入	128,896
雑収入		一般会計より受入	5,463,441
合計		前年度繰越資金受入	4,305,261
果樹勘定		雑収入	5,237
果樹再保險収入		合計	5,237
園芸施設勘定		果樹再保險費	5,463,678
園芸施設再保險収入		合計	5,463,678
前年度繰越資金受入		園芸施設再保險費	598,222
一般会計より受入		農業共済組合連合会交付	598,222
前年度繰越資金受入		農業共済組合連合会交付	598,222
雑収入		金	598,222
合計		138,874	454,265
業務勘定		5,728	5,728
他会計より受入		合計	5,728
一般会計より受入		598,867	598,867
森林保険		合計	598,867
森林保険収入		農業共済再保險業務費	184,110
保険料		農業共済再保險業務費	184,110
前年度繰越資金受入		森林保険費	426,485
合計		森林保険業務費	270,851
		合計	155,634
		合計	426,485
		合計	426,485

(外) 報 告

漁船再保險及漁業共 済保険	漁船再保險收入			
漁船普通保險勘定				
	再 保 險 料	4,659,496	漁船再保險費	4,540,155
	一 般 会 計 より 受 入	1,729,720	漁船保險中央金交付金	119,341
	前 年 度 繰 越 資 金 受 入	119,341		
	合 計	2,810,435		
漁船特殊保險勘定				
	漁船特殊再保險收入			
	特 殊 再 保 險 料	23,452	漁船特殊再保險費	23,691
	前 年 度 繰 越 資 金 受 入	5,077		
	合 計	18,375		
漁船乗組員給与保險 勘定				
	給 与 再 保 險 受 入			
	給 与 再 保 險 料	3,095	給 与 再 保 險 費	3,153
	前 年 度 繰 越 資 金 受 入	1,959		
	合 計	1,136		
	雜 収 入	58	合 計	23,691
	雜 収 入	58		
	合 計	3,153		
漁業共済保險勘定				
	漁業共済保險受入			
	一 般 会 計 より 受 入	1,178,419	漁業共済保險費 金	390,075
	前 年 度 繰 越 資 金 受 入	788,344		
	合 計	390,075		
	他 会 計 より 受 入	1,178,419		
	一 般 会 計 より 受 入	60,535	業 務 取 扱 費	1,178,419
		60,535		
		60,535		
業 務 勘 定				

外局(報)加

農業經營基礎強化措 置		自作農創設特別措置收入	41,734	事務取扱費	41,983
		農地等売払収入	41,041	農地保有合理化促進対策費	2,857,000
他会計より受入		一般会計より受入	2,251,399	2,251,399	
雜 収 入		雜 収 入	249	249	
前年度剰余金受入		前年度剰余金受入	605,601	605,601	
合 計		合 計	2,898,983	2,898,983	
國有林野事業	國有林野事業勘定	國有林野事業費	38,346,400		
國有林野事業収入		國有林野事業費	38,346,400		
業務収入		業務収入	19,739,230	19,739,230	
林野等売払代入		林野等売払代入	9,389,080	9,389,080	
雜 収 入		雜 収 入	4,787,871	4,787,871	
他会計より受入		他会計より受入	5,552,279	5,552,279	
他勘定より受入		他勘定より受入	7,835,400	7,835,400	
合 計		合 計	26,523,630	26,523,630	
治山勘定		治山事業費	38,346,400	38,346,400	
他会計より受入		北海道治山事業費	61,266,239	61,266,239	
雜 収 入		離島治山事業費	6,999,322	6,999,322	
前年度剰余金受入		沖縄治山事業費	1,057,135	1,057,135	
前年度剰余金受入		治山事業工事諸費	355,987	355,987	
合 計		合 計	104,879	104,879	
		合 計	71,677,929	71,677,929	

(外) 報 告

国営土地改良事業	他会計より受入	98,437,959	土地改良事業費	73,446,686
借入金			北海道土地改良事業費	44,207,706
受託工事費受入		22,400,000	離島土地改良事業費	2,558,638
雜収入		22,400,000	冲縄土地改良事業費	2,655,157
受託工事費受入		2,406,420	農業用施設災害復旧事業費	159,483
雜収入		2,406,420	受託工事費	2,324,471
前年度剩余金受入		65,469	土地改良事業工事賃費	3,450,371
合計		5,502,664		
通商産業省				
アルコール専売事業				
事業収入		6,623,640	事業費	4,438,307
雜収入		6,623,640		
合計		3,257		
事業収入		3,257		
雜収入		3,257		
合計		6,626,897		
貿易保険				
保険及再保険収入		7,152,084	保険及再保険費	13,405,915
保険料及再保険料収入		4,670,148	事務取扱費	598,764
回収金		2,481,936	國庫整理基金特別会計へ 繰入	537,758,696
雜収入		7,388,481		
合計		7,388,481	合計	
特許		14,540,565		
他会計より受入		1,995	事務取扱費	551,653,375
一般会計より受入		1,995	國庫整理基金特別会計へ 繰入	10,064,656
				19,402

(外) 報 告

雜 収 入	154,089	
前年度剩余金受入	3,366,977	154,089
合 計	3,523,061	
再保險料及保険料收入	41,464,291	再保險及保険費 他勘定へ繰入
再保險	41,464,291	84,799,081
自 動 車 損 傷 賠 責 任	41,464,291	76,519
保 险 勘 定	79,939	
雜 収 入	79,939	
前年度剩余金受入	43,331,370	
合 計	43,331,370	
保 障 勘 定		
保 障 事 業 受 入		
雜 収 入		
賦 課 金 収 入		
前年度剩余金受入		
合 計		
業 務 勘 定		
他 勘 定 より 受 入		
雜 収 入	196,273	業 務 取 扱 費
他 勘 定 より 受 入	196,273	1,044,357
雜 収 入	5	197,278

外 報 号 ()

前年度剰余金受入	1,000	1,000	
前年度剰余金受入	197,278	1,000	合 計
港 湾 整 備			
港湾整備勘定			
他会計より受入			
他会計より受入	103,532,574	103,532,574	北海道港湾事業費
他勘定より受入	241,308	241,308	離島港湾事業費
受託工事納付金收入	10,326,000	10,326,000	沖縄港湾事業費
受託工事納付金收入	10,326,000	10,326,000	港湾事業資金貸付金
前年度剰余金受入	3,923,938	3,923,938	受託工事費
前年度剰余金受入	3,923,938	3,923,938	港湾事業等工事諸費
雜 収 入	59,414	59,414	
雜 収 入	59,414	59,414	
合 計	118,083,234	118,083,234	合 計
特定港湾施設工事勘定			
他会計より受入			
一般会計より受入	5,924,601	5,924,601	工ネルギー港湾施設工事費
前年度剰余金受入	75,029	75,029	工車諸費港湾整備勘定へ 織入
前年度剰余金受入	370	370	
雜 収 入	6,000,000	6,000,000	合 計
合 計	5,236,880	5,236,880	業務取扱費
検査登録印紙收入	5,236,880	5,236,880	5,795,785
自動車検査登録			

(号) 報 外

他会計より受入	一般会計より受入	277,983
雜 収 入	雜 収 入	7,653
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	273,269
合 計	合 計	5,795,785
空港整備	空港整備事業費	55,815,132
他会計より受入	一般会計より受入	42,361,549
空港使用料收入	空港使用料收入	42,361,549
受託工事納付金收入	受託工事納付金收入	17,805,727
雜 収 入	雜 収 入	96,000
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	1,172,235
合 計	合 計	98,041,868
郵政事業	業務費	505,306,516
業務収入	業務収入	274,047,158
受託業務収入	受託業務収入	325,934,051
雜 収 入	雜 収 入	18,660,313
業務外収入	業務外収入	380,890,739

(外) 印 譲 仙

資 本 収 入	設 備 負 担 金	3,946,449	合 計	1,130,072,426
郵 便 貯 金				
一 般 勘 定				
事 業 収 入				
利 子 収 入	865,220,606	支 払 利 子	1,220,248,990	
雜 収 入	865,155,278	諸 支 出 金	457,501	
	65,328	郵政事業特別会計へ繰入	189,886,436	
前 年 度 剰 余 金 受 入	545,372,321			
前 年 度 剰 余 金 受 入	545,372,321			
合 計	1,410,592,927	合 計	1,410,592,927	
金融自由化対策特別勘定				
運 用 収 入	88,547,619	金融自由化対策資金へ繰入	690,000,000	
借 入 金	88,547,619	諸 支 出 金	8,428,818	
運 用 収 入	690,000,000	郵政事業特別会計へ繰入	473,178	
借 入 金	690,000,000			
合 計	78,547,619	合 計	698,901,996	
簡 易 生 命 保 险				
保 险 料 収 入		保 险 料		
保 险 料	2,034,163,861	費	1,659,387,324	
保 险 料	2,034,163,861	諸 支 出 金	103,549,846	
保 险 料	2,034,163,861	郵政事業特別会計へ繰入	135,175,920	
運 用 収 入	190,841,360	簡易保険福祉事業団交付	2,658,043	
運 用 収 入	190,841,360			
雜 収 入	280,521			
雜 収 入	280,521			
合 計	2,225,285,742	合 計	1,900,771,133	

外 告 (報)

労 動 省		労 動 保 險	
労 災 勘 定		保 險 収 入	費 用 支 払
他 勘 定 より 受 入		254,877,134	保 業 給 付 費
未 経 過 保 險 料 受 入		15,709,819	業 務 取 扱 費
支 払 備 金 受 入		44,213,966	労 動 福 祉 事 業 費
雜 収 入		194,953,349	他 勘 定 へ 繰 入
雜 収 入		2,422,805	
合 計		2,422,805	
雇 用 勘 定 保 險 収 入		257,299,939	合 計
他 勘 定 より 受 入		83,979,498	失 業 等 給 付 費
一 般 会 計 より 受 入		22,474,317	業 務 取 扱 費
運 用 収 入		61,505,181	雇 用 安 定 等 事 業 費
雜 収 入		4,565,582	他 勘 定 へ 繰 入
運 用 収 入		4,565,582	
雜 収 入		497,095	
合 計		497,095	
徵 収 勘 定 保 險 収 入		89,042,175	合 計
他 勘 定 より 受 入		769,290,124	保 險 料 収 入
雜 収 入		769,290,124	保 險 料 返 還 金
前 年 度 剰 余 金 受 入		18,239,897	業 務 取 扱 費
前 年 度 剰 余 金 受 入		18,239,897	他 勘 定 へ 繰 入
雜 収 入		75,180	
前 年 度 剰 余 金 受 入		75,180	
合 計		273,899	合 計
前 年 度 剰 余 金 受 入		273,899	56,697,932

(外) 報 告

建設省	道路整備	他会計より受入	道 路 事 業 費	541,558,000
	償還金収入	一般会計より受入 産業投資特別会計より受入	828,405,000 801,209,000	北海道道路事業費 街路事業費
	附帯工事費負担金収入	967,000	27,196,000	北海道街路事業費
	受託工事納付金収入	967,000	967,000	建設機械整備費
	前年度剩余金受入	24,380,000	24,380,000	北海道建設機械整備費
	前年度剩余金受入	26,265,000	26,265,000	離島道路事業費
	前年度剩余金受入	7,885,000	7,885,000	冲縄道路事業費
	前年度剩余金受入	7,885,000	7,885,000	道路事業資金貸付金
	雜 収 入	4,832,000	4,832,000	受託工事業費
	合 計	893,234,000	893,234,000	道 路 事 業 工 事 諸 費
				事 務 費
				計
治 水	他会計より受入	284,985,158	河川事業費	152,969,000
	一般会計より受入 産業投資特別会計より受入	284,734,158	北海道河川事業費	38,417,400
	他勘定より受入	251,000	河川総合開発事業費	18,017,230
	附帯工事費負担金収入	2,841,000	北海道河川総合開発事業費	3,063,700
	特定多目的ダム建設工事 勘定より受入	2,841,000	水資源開発公団交付金	8,717,000
	附帯工事費負担金収入	2,222,000	砂防事業費	42,957,000
	受託工事納付金収入	2,222,000	北海道砂防事業費	4,576,000
	前年度剩余金受入	7,235,792	建設機械整備費	32,000
		7,235,792	北海道建設機械整備費	12,000
		1,160,000	離島治水事業費	3,812,000

外 告 報

前年度剰余金受入	1,160,000	冲縄治水事業費	2,870,700
雜 収 入	189,000	河川事業資金貸付金	209,000
雜 収 入	189,000	河川総合開発事業資金貸付金	42,000
		附 帯 工 事 費	2,123,000
		受 託 工 事 費	6,823,000
		治水事業工事諸費用	13,979,847
		事 務 費	1,2073
合 計	298,632,950	合 計	298,632,950
特定多目的ダム建設 工事勘定			
他会計より受入			
一般会計より受入	82,418,456	多目的ダム建設事業費	66,726,770
受託工事納付金受入	82,418,456	北海道多目的ダム建設事業費	11,568,700
前年度剰余金受入	2,967,000	沖縄多目的ダム建設事業費	1,781,986
前年度剰余金受入	2,967,000	受 託 工 事 費	2,749,000
前年度剰余金受入	261,000	工事諸費等治水勘定へ繰入	2,841,000
雜 収 入	21,000		
合 計	85,667,456	合 計	85,667,456
都市開発資金融通			
他会計より受入			
産業投資特別会計より受入	1,071,000	都市開発資金特別貸付金	1,071,000
運用 収 入			
運用 金 回 収	5,283,157	事 務 取 扱 費	579
運用 利 残 金 収 入	1,095,325		
前年度剰余金受入	579		
合 計	6,354,736	合 計	1,071,579

平成八年度特別会計暫定予算に関する報告書

調整勘定

空港整備特別会計 九八、〇四二 ○

郵政事業特別会計 一、〇〇三、四七九

一般勘定 一、四一〇、五九三

金融自由化対策特別勘定 一、七七八、五四八

簡易生命保険特別会計 六九八、九〇二

労働保険特別会計 二、二三五、二八六

労災勘定 一、九〇〇、七七一

雇用勘定 二五七、三〇〇

徴収勘定 八九、〇四二

道路整備特別会計 七七八、八七九

治水特別会計 八九三、二三四

治水勘定 五六六、六九八

特定多目的ダム建設工事勘定 八九三、二三四

特定多目的ダム建設工事勘定 二九八、六三三

特定多目的ダム建設工事勘定 八五、六六七

特定多目的ダム建設工事勘定 二九八、六三三

特定多目的ダム建設工事勘定 八五、六六七

以上のほか、電源開発促進対策、登記、造幣局、印刷局、地震再保険、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策、特定国有財産整備、船員保険、国立病院、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及漁業共済保険、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、国営土地改良事業、アルコール専売事業、貿易保険、特許、自動車損害賠償責任再保険、港湾整備、自動車検査登録及び都市開発資金金融通の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二 暫定予算の可決理由
本暫定予算は、平成八年度特別会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行つための急切的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右
国会に提出する。

平成八年三月二十七日

衆議院議長 土井たか子殿

予算委員長 上原 康助

平成八年度政府関係機関暫定予算

右

	歳 入(百万円)	歳 出(百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計	一五、五四三、七三九	一五、五四三、七三九
交付税及び譲与税配付金勘定	三、八五九、六九八	三、八五九、六九八
交通安全対策特別交付金勘定	一三、一九八	一三、一九八
資金運用部特別会計	九三六、七八〇	九三六、七八〇
国債整理基金特別会計	一〇、一二五、五三二	一〇、一二五、五三一
外國為替資金特別会計	一〇八、九一六	一〇八、九一六
産業投資特別会計	一〇	一〇
産業投資勘定	四四、六四八	四〇、〇七六
社会資本整備勘定	三〇八、六九六	三〇八、六九六
国立学校特別会計	二、七三五、一〇七	二、七三五、一〇七
厚生保険特別会計	一〇、一二五、五三一	一〇、一二五、五三一
健康勘定	五三、三八一	五三、三八一
年金勘定	一一〇	一一〇
制度間調整勘定	四四、〇七六	四〇、〇七六
児童手当勘定	三〇八、六九六	三〇八、六九六
業務勘定	二、一八一、六八六	二、一八一、六八六
国民年金特別会計	五、五二三、四〇九	五、五二三、四〇九
基礎年金勘定	一、八五五、六〇八	一、八五五、六〇八
国民年金勘定	一一、六三五	一一、六三五
福祉年金勘定	六五、一二七	六五、一二七
業務勘定	二、一八五、六〇八	二、一八五、六〇八
国民年金特別会計	一、八五五、六〇八	一、八五五、六〇八
基礎年金勘定	二、一八二、〇四三	二、一八二、〇四三
国民年金勘定	一、〇六八、一四五	一、〇六八、一四五
福祉年金勘定	四八、一四一	四八、一四一
業務勘定	二五九、四四〇	二五九、四四〇
食糧管理特別会計	五六、五三〇	一四、三一八
国内米管理勘定	一、七四一	一、九三五
国内麥管理勘定	四五、六三一	六六、九六六
輸入食糧管理勘定	一六、一八三	二七、三五二
業務勘定	一三、九一四	一三、九一四

平成 8 年度政府関係機関暫定予算
予 算 総 則

(収入支出暫定予算)

第1条 次に掲げる各政府関係機関の平成 8 年度収入支出暫定予算是、「甲号収入支出暫定予算」に掲げるとおりとする。

外 告 記

第1条 次に掲げる各政府関係機関の平成 8 年度収入支出暫定予算是、「甲号収入支出暫定予算」に掲げるとおりとする。

(借入金等の限度額)

第3条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

國 民 金 融 公 庫	中 小 企 業 金 融 保 险 公 庫	環 境 衛 生 金 融 公 庫	沖 縄 振 興 開 發 金 融 公 庫	日 本 開 發 銀 行	中 小 企 業 金 融 公 庫	北 海 道 東 北 開 發 公 庫	公 告 企 業 金 融 公 庫	農 林 渔 業 金 融 公 庫	中 小 企 業 金 融 公 庫
住 宅 金 融 公 庫	中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫	環 境 衛 生 金 融 公 庫	沖 縄 振 興 開 發 金 融 公 庫	日 本 開 發 銀 行	中 小 企 業 金 融 公 庫	北 海 道 東 北 開 發 公 庫	公 告 企 業 金 融 公 庫	農 林 渔 業 金 融 公 庫	中 小 企 業 金 融 公 庫
中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫	中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫	環 境 衛 生 金 融 公 庫	沖 縄 振 興 開 發 金 融 公 庫	日 本 開 發 銀 行	中 小 企 業 金 融 公 庫	北 海 道 東 北 開 發 公 庫	公 告 企 業 金 融 公 庫	農 林 渔 業 金 融 公 庫	中 小 企 業 金 融 公 庫
中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫	中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫	環 境 衛 生 金 融 公 庫	沖 縄 振 興 開 發 金 融 公 庫	日 本 開 發 銀 行	中 小 企 業 金 融 公 庫	北 海 道 東 北 開 發 公 庫	公 告 企 業 金 融 公 庫	農 林 渔 業 金 融 公 庫	中 小 企 業 金 融 公 庫
中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫	中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫	環 境 衛 生 金 融 公 庫	沖 縄 振 興 開 發 金 融 公 庫	日 本 開 發 銀 行	中 小 企 業 金 融 公 庫	北 海 道 東 北 開 發 公 庫	公 告 企 業 金 融 公 庫	農 林 渔 業 金 融 公 庫	中 小 企 業 金 融 公 庫

(暫定予算の期間)

第2条 この暫定予算は、平成 8 年 4 月 1 日から 5 月 20 日までの期間に係るものである。

(支拂額)

第3条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び

第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

申 記

公 庫	限 度 額
國 民 金 融 公 庫	借 入 金 383,000,000 千円
住 宅 金 融 公 庫	中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫 「中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫 法」 第18条第2項
中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫	「中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫 法」 第7条
農 林 渔 業 金 融 公 庫	「中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫 法」 第6条

(流用の制限)

第5条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第33条第1項の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役職員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 交際費に要する経費

(補 則)

第6条 第1条に掲げる政府関係機関が発行する債券で外貨をもって支払わなければならないものが
あるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を外国貨幣換算率(アメリカ合衆国通貨にあつては、平成 7 年 7 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間ににおける実勢相場を平均した為替相場(その相場に 1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場(その相場に 1 円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1 通貨単位について 10 円未満となる通貨にあっては、100 通貨単位(10 通貨単位について 1 円未満となる通貨にあっては、1,000 通貨単位)についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。)をいふ。)により換算した金額(欧洲共同体の構成国の全部又は一部の通貨の合算価値によって額面が表示される債券にあっては、当該合算価値を構成する各通貨の当該構成部分に相当する金額を外国貨幣換算率により換算したものとの合算額をいう。)とする。

沖 縄 振 興 開 發 金 融 公 庫	政 府 か ら の 借 入 金 19,270,000
	政 府 以 外 の 者 か ら の 借 入 金 162,000

外(号)報面

申号 収入支出額定予算

政、府 関 係 機 間	取		金額(千円)	支		金額(千円)
	款	項		入	項	
國 民 金 融 公 庫	事 業 益 金	事 業 益 金	54,875,183	事 業 損 金		43,579,953
	雜 収 入	事 業 益 金	1,015,206			
		事 業 益 金	54,875,183			
		運 雜 用 収 入	44,380			
		合 計	970,826			
住 宅 金 融 公 庫	事 業 益 金	事 業 益 金	55,890,389	事 業 損 金		43,579,953
	住 宅 融 資 保 館 料 収 入	事 業 益 金	330,131,000	事 業 損 金		527,270,812
		事 業 益 金	330,131,000	事 業 損 金		714,453
		660,510	666,510			
		666,510				
		3,330,733				
		1,693,880				
		1,330,996				
		305,857				
		384,128,243				
農 林 渔 業 金 融 公 庫	事 業 益 金	事 業 損 金	8,868,632	事 業 損 金		527,985,265
	基 本 収 入	事 業 損 金	8,868,632	事 業 損 金		12,029,217
	金 収 入	事 業 損 金	146,250	事 業 損 金		
	用 収 入	事 業 損 金	146,250	事 業 損 金		
	合 計	99,975				
		83,580				
		16,395				
		9,114,857				
中 小 企 業 金 融 公 庫	事 業 益 金	事 業 損 金	46,096,268	事 業 損 金		18,623,011

(外) 報 雜

事 運 雜	業 益 金	39,321	46,096,268
入 用 収 入	業 益 金	18,411	20,910
合 事 業 益	計 金	46,135,589	18,623,011
事 業 益 入	業 益 金	4,109,896	4,054,666
合 事 業 捐	計 金	4,109,896	4,054,666
事 運 雜	業 益 金	51,762	30,684
業 用 収 入	業 益 金	21,078	100
合 事 業 捐	計 金	4,161,658	15,371,264
事 運 雜	業 益 金	71,701	64,183
業 用 収 入	業 益 金	7,518	7,518
合 事 業 捐	計 金	71,801	15,371,264
事 保 回	業 捐 金	664	987,104
保 险 料 受 入	業 捐 金	654	54,290,146
合 事 保 回	計 金	12,301,862	12,301,862
事 保 回	業 捐 金	19,800,550	19,800,550
基 金 受 入	業 捐 金	16,877,010	16,877,010
雜 受 入	業 捐 金	7,196	700
基 金 受 入	業 捐 金		
雜 用 収 入	業 捐 金		
中 小 企 業 信 用 保 险 公 庫	業 捐 金		

(外) 報 告

合		事	業	損	計
金	入	金	益	金	金
雜	收	入	6,496	48,987,282	55,277,250
事	業	益	7,379,150	7,379,150	7,379,150
業	益	金	13,171	1,525	11,646
合	事	業	損	合	計
業	益	金	8,256,000	8,256,000	7,879,763
合	事	業	損	合	計
業	益	金	48,643	32,999	6,785,886
事	業	益	住宅資金貸付手数料等収入 12,285	12,285	
事	業	益	運	3,409	
業	益	金	8,304,643	54,156,572	52,772,447
合	事	業	損	合	計
業	益	金	54,156,572	235,451	131,271
合	事	業	損	合	計
業	益	金	104,180	54,392,023	52,772,447
合	事	業	損	合	計
業	益	金	61,979,743	61,979,743	76,780,461
合	事	業	損	合	計
業	益	金	6,494,950	278,104	6,216,846
合	事	業	損	合	計
業	益	金	68,474,693	68,474,693	76,780,461

平成八年度政府関係機関暫定予算に関する報告書

一 暫定予算の要旨

本暫定予算は、国民金融公庫など十一の政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算のうち、主な政府関係機関の収入支出は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

機関名

収入(百万円)

支出(百万円)

国民金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
日本開発銀行
日本輸出入銀行

五五、八九〇
三三四、一二八
九、一一五
四六、一三六
四八、九八七
五四、三九一
六八、四七五

四三、五八〇
五一七、九八五
一二、〇一九
一八、六二三
五五、二七七
五一、七七一
七六、七八〇

以上のほか、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、環境衛生金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫においても、所要の措置を講じてある。

二 暫定予算の可決理由

本暫定予算は、平成八年度政府関係機関予算成立までの間ににおける各機関の運営を支障なく行うための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告

(号外)

官

衆議院議長 土井たか子殿

予算委員長 上原 康助

右
国会に提出する。
平成八年二月九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を改正する。

別表第一の一 大使館の表歐州の項中 在アルメニア日本国大使館

アルメニ

ア ルメニア日本国大使館 を 在アルメニア日本国大使館

ア

エレヴァン エレヴァン 在アルメニア日本国大使館

ア

アンドラ・ラ・ウェラ 在アルメニア日本国大使館

ア

ルメニア・アンドラ 在アルメニア日本国大使館

ア

ニコシア 在アルメニア日本国大使館

ア

サン・マリノ 在アルメニア日本国大使館

ア

ボーランド 在アルメニア日本国大使館

ア

ニコシア 在アルメニア日本国大使館

ア

サン・マリノ 在アルメニア日本国大使館

ア

ワルソー 在アルメニア日本国大使館

ア

ボーランド 在アルメニア日本国大使館

ア

リトアニア 在アルメニア日本国大使館

ア

ヴィルニス 在アルメニア日本国大使館

ア

リトアニア 在アルメニア日本国大使館

ア

ファドゥーツ 在アルメニア日本国大使館

ア

リトアニア 在アルメニア日本国大使館

ア

釜山日本国総領事館 在アルメニア日本国大使館

ア

釜山 在アルメニア日本国大使館

ア

アンドラ 在アルメニア日本国大使館

ア

(外) 報

928, 400	869, 000	779, 900	686, 000	596, 900	528, 200	468, 800	429, 900	745, 100	653, 000	568, 900	498, 700	439, 300	403, 500	373, 800	344, 100	
400, 200	370, 500	340, 800	311, 100	48	アルメニア アンドラ			1, 040, 000	990, 000	314, 400	284, 700	48	リトアニア リヒテンシュタイン	1, 010, 000	980, 000	
1, 010, 000	928, 400	869, 000	779, 900	686, 000	596, 900	528, 200	468, 800	834, 200	745, 100	653, 000	568, 900	498, 700	439, 300	403, 500	373, 800	
860, 000	868, 600	806, 500	713, 500	620, 400	527, 300	465, 300	403, 300	920, 900	814, 700	708, 400	602, 100	531, 300	460, 500	425, 000	389, 600	
429, 900	400, 200	370, 500	340, 800	311, 100	248, 200	サイナ サイナラス		344, 100	314, 400	284, 700	283, 400	318, 800	354, 200	318, 800	344, 100	
372, 200	341, 200	310, 200	278, 200	248, 200												
890, 000	860, 000	782, 300	726, 400	642, 600	558, 800	475, 000	419, 100	441, 300	389, 400	337, 500	285, 600	233, 600	207, 700	188, 800	179, 900	
363, 200	335, 300	307, 300	279, 400	251, 500	223, 500	サイナラス サン・マリノ		750, 000	675, 000	597, 100	519, 200	441, 300	389, 400	337, 500	311, 500	
	890, 000	860, 000	782, 300	726, 400	642, 600	558, 800	475, 000	770, 000	675, 000	597, 100	519, 200	441, 300	389, 400	337, 500	311, 500	
	950, 000	920, 000	831, 600	772, 200	688, 100	594, 000	504, 900									
419, 100	363, 200	335, 300	307, 300	279, 400	251, 500	223, 500	233, 600	233, 600	207, 700	188, 800	179, 900	188, 800	179, 900	188, 800	179, 900	
445, 500	386, 100	356, 400	326, 700	297, 000	267, 300	237, 600	233, 600	233, 600	207, 700	188, 800	179, 900	188, 800	179, 900	188, 800	179, 900	
ランド																
	1, 140, 000	1, 050, 000	955, 200	891, 400	795, 700	697, 000										
	601, 300	531, 700	467, 900	429, 900	398, 000	366, 100	334, 200	302, 300								
	ボーランド															
	ボスニア・ヘルツェゴビナ															
	697, 000	601, 300	531, 700	467, 900	429, 900	398, 000	366, 100	334, 200	334, 200	302, 300	270, 400	248, 500	226, 600	204, 700	182, 800	
	800, 800	698, 800	619, 700	552, 400	506, 000	472, 400	438, 700	405, 000	405, 000	373, 800	344, 100	314, 400	284, 700	254, 000	224, 300	
	302, 300	231, 200	152, 100	91, 400	50, 200	2, 100	1, 009, 200	908, 200	908, 200	834, 200	779, 900	713, 500	620, 400	527, 300	465, 300	
	371, 400	271, 300	192, 200	111, 100	48	リトアニア										

表表第16回 政府代表部の表歴案の序子「(歐州共同体)」(欧州連合)」は右記の如く。

この法律は、平成八年四月一日から施行される。ただし、別表第一の改定規定において、在席ハ・ヤニベ、在ホベリト・ルシナカイナ及び在ホンタマハの外日本大使館並びに在席ハ・ヤニベ、在ホベリト・ルシナカイナ及び在ホンタマハの外日本大使館等を新設し、これが在外公館に勤務する外務公務員の在席本部の基準額を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外交館として在ホンタマハの外日本大使館等を新設し、これが在外公館に勤務する外務公務員の在席本部の基準額を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官報(号外)

在外公館の名稱及び位置並びに在外公館に

勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する

報告書

議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の新設等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 在アンドラ、在サン・マリノ、在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及び在リヒテンシュタインの各日本大使館並びに在濟州日本国総領事館を新設するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める」と。

2 「歐州共同体日本政府代表部」の名称を「欧洲連合日本政府代表部」に改めること。

3 この法律は、平成八年四月一日から施行すること。ただし、在アンドラ、在サン・マリノ、在ボスニア・ヘルツェゴヴィナ及び在リヒテンシュタインの各日本大使館並びに在濟州日本国総領事館の新設に関する部分の規定は、政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成八年度一般会計予算に約一千四百万円が計上されている。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成八年三月二十七日

内閣委員長 大木 正吾

衆議院議長 土井たか子殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成八年三月六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

国立学校設置法の一一部を改正する法律

第三条第一項の表岐阜大学の項中「教育学部」を

「教育科学部」に改め、同表佐賀大学の項中「教育学部」を「文化教育学部」に改める。

第三条の四第二項の表群馬大学医療技術短期大学部の項を削る。

国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、岐阜大学に地域科学部を、佐賀大学に文化教育学部を設置することともに、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成八年度の職員の定員を定める等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

理由

群馬大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条第二項の規定にかかるまで、平成八年九月三十日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しない日までの間、存続するものとする。

群馬大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかるまで、平成十二年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

教育学部をそれぞれ設置すること。
2 群馬大学医療技術短期大学部を廃止すること。
3 昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成八年度の職員の定員を定めること。
4 この法律中、3に關する規定は平成八年四月一日から、1に關する規定は同年十月一日から、2に關する規定は平成十二年四月一日から施行すること。
5 その他所要の規定の整備を行うこと。

本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成八年度国立学校特別会計予算に、約四千二十五万円が計上されている。

右報告する。

平成八年三月二十七日

文教委員長 柳沢 伯夫

衆議院議長 土井たか子殿

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

一 議案の目的及び要旨

本案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

二 議案の目的及び要旨

本案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 この法律中附則第三項の改正規定は平成八年四月一日から、第三条第一項の表の改正規定及び次項の規定は同年十月一日から、第三条の四

1 岐阜大学の教養部を改組し地域科学部を、佐賀大学の教育学部及び教養部を改組し文化

右
国会に提出する。

平成八年三月五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

(高圧ガス取締法の一部改正)
第一条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
(高圧ガス保安法)

田次中「第三章 保安(第一)二十六条 第二十九条」を「第三章 保安(第一)二十六条 第二十九条の二 完成検査及び保安検査に係る認定(第三十九条の二) 第三十九条の十一条」を「第五十六条の六」を「第五十六条の六」に、「第五十六条の六」を「第五十六条の六」に、「第四節 冷凍機器及び原料ガス(第五十七条 第五十八条の二)」を「第四節 冷凍機器(第五十七条 第五十八条の二)」に、「第二節 指定保安検査機関(第五十八条の十八) 第五十八条の三十」を「第二節 指定完成検査機関(第五十八条の十八 第五十八条の三十)」を「第二節 指定完成検査機関(第五十八条の十八 第五十八条の三十)」に改める。

第一条中「販売、貯蔵」を「貯蔵、販売」に改め、「規制するとともに」の下に「民間事業者及び」を加える。
第一条中「左の各号に掲げる」を次の各号のいずれかに該当するに改め、「同条第一号中「十キログラム毎平方センチメートル」を「一メガパスカル」に改め、「同条第二号中「外」を「ほか」に、「零キログラム毎平方センチメートルをこえる」を「零パスカルを超える」に改める。
第五条第一項第一号中「零キログラム毎平方センチメートル」を「〇・一メガパスカル」に改め、「同条第四号中「外」を「ほか」に、「百立方メートル(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合)」とては、当該政令で定めるガスの種類」としては、当該政令で定めるガスの種類とする。

第九条の見出しを「(許可の取消し)」に改め、同条中「第一種製造者又は第六条の許可を受けた者(以下「販売業者」という。)」を「第五条第一項の許可を受けた者(以下「第一種製造者」とい

う。)」に改め、「若しくは販売の事業」を削る。
第十条中「又は販売業者」を削る。

に百立方メートルを超える政令で定める値)」に改め、「製造をしようとする者」の下に「及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第二百四十九号)」に

下「液化石油ガス法」という。)第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんしようとする者」を加え、同項第二号中「種類」と

に「の下に「二十トンを超える」を加え、同条第二項第一号中「製造をする者」の下に「並びに液化石油ガス法第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんする者」を加え、同項第二号中「種類」と

に「の下に「三十トンを超える」を加える。

第六条 削除
第七条中「左の」を「次の」に改め、「又は前条を削り、同条第一号中「取消」を「取消し」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に、「終り」を「終わり」に改める。

第八条中「又は第六条」を削り、「第五条第一項の許可の申請については第一号、第二号及び第五号に適合し、第六条の許可の申請についても」に改め、「同条第一号中「第九条」を「第二十条第一項から第二十項まで」を「第二十二条第一項から第二十項まで、第二十一条の二、第二十二条の三」に改め、「及び第二号」の下に「第三十九条の六、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項第四号」を加え、

「及び第五号」を削り、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「又は販売」を削り、同号を

「第三十九条の二」に改め、「第三十九条の二」に「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三号とする。

第九条の見出しを「(許可の取消し)」に改め、同条中「第一種貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十七条第一項中「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第二項中「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十七条第一項中「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第二項中「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十四条の二から第十四条の四までを削る。

第十五条第一項中「若しくは販売業者若しくは液化石油ガス法第六条第一項の液化石油ガス販売事業者」及び「若しくは第六条若しくは同法第三条第一項」を削り、「貯蔵する高圧ガス」の下に「若しくは液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第三条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第二条第四項第二号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガスを充てんする者」を加え、同条第二項中「次条第一項」の下に「又は第十七条の二第一項」を加え、「若しくは」を「又は」に改める。

第十六条第一項中「容積三百立方メートル」の下に「(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類)」とに三百立方メートルを超える政令で定める値」を加え、「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、同条第二項中「次条第一項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に

「第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所」に改め、「第十六条第一項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「第一種貯蔵所」の所有者は占有者は、第二種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第十八条第一項中「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、同条第二項中「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、「第十六条第一項」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「第一種貯蔵所」の所有者は占有者は、第二種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

第十九条第一項及び第二項中「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、同条に次の二項を加える。
2 第二種貯蔵所の位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに從つて高圧ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガスを充てんする者」を加え、「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、同条第一項の下に「又は前項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「第一種貯蔵所」の所有者は占有者は、第二種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに從つて高圧ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガスを充てんする者」を加え、「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、同条第一項の下に「又は前項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「第一種貯蔵所」の所有者は占有者は、第二種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに從つて高圧ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガスを充てんする者」を加え、「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、同条第一項の下に「又は前項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「第一種貯蔵所」の所有者は占有者は、第二種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに從つて高圧ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガスを充てんする者」を加え、「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、同条第一項の下に「又は前項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「第一種貯蔵所」の所有者は占有者は、第二種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに從つて高圧ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガスを充てんする者」を加え、「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、同条第一項の下に「又は前項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に「第一種貯蔵所」の所有者は占有者は、第二種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。

「第一種貯蔵所」という。)においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて高圧ガス貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第六条の液化石油ガス貯蔵するときは、この限りでない。

第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備が通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第二十条中「第六条、第十四条第一項、第十四条の四第一項」を「又は」に改め、「又は前項第一項及び「若しくは販売」を削り、「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、「又はその位置、構造若しくは設備の変更」及び「若しくは第三号」を削り、同条に次のただし書を加え

4 第二種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第一種貯蔵所の位置、構造又は設備が通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第二十条中「第六条、第十四条第一項、第十四条の四第一項」を「又は」に改め、「又は前項第一項及び「若しくは販売」を削り、「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、「又はその位置、構造若しくは設備の変更」及び「若しくは第三号」を削り、同条に次のただし書を加え

官報(号外)

ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、通商産業省令で定めるところにより高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)又は通商産業大臣が指定する者(以下「指定完成検査機関」という。)が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

第二十条に次の四項を加える。

2 第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、第五条第一項の許可を受けた者は、その第一種製造者が当該製造のための施設につき既に完成検査を受け、第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められ、又は次項第一号の規定による検査の記録の届出をした場合にあっては、当該施設を使用することができる。

3 第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事(通商産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。)を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第一項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、通商産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定変更工事に係る完成検査を行ふ

ことができる者として通商産業大臣の認定を受けている者(以下「認定完成検査実施者」という。)が、第三十九条の十一第一項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

4 第一条及び第三項の都道府県知事、協会及び指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、通商産業省令で定める。

5 第二十条の二中「第五十六条の三第一項から第三項までの特定設備検査を受け、これに合格した設備であつて、第五十六条の四第一項の特定設備検査合格証によりその旨の確認をすることができるもの」を次に掲げる設備に、「前条の二を「前条第一項又は第三項の都道府県知事、協会又は指定完成検査機関が行う」に、「同条を「同条第一項又は第三項」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六条の三第一項から第三項までの特定設備検査を受け、これに合格した設備であつて、第五十六条の四第一項の特定設備検査合格証によりその旨の確認をすることができるもの

二 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を営む者が貯蔵数量が當時容積五立方メートル未満の販売所において販売するとき。

(周知させる義務等)

第六十条の五 前条の届出を行つた者(以下「販売業者」という。)又は同条第一号の規定により販売する者は、通商産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであつて通商産業省令で定めるものを購入する者に対して、当該高圧ガスによる災害の発生の防止にし、当該高圧ガスによる災害の発生の防止にし、当該高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者、第二十四条の三の特定高圧ガス消費者その他通商産業省令で定める者であるものを周知させなければならない。ただし、当該高圧ガスを購入する者が第一種製造者、販売業者又は前条第一号の規定により販売する者(以下「販売業者等」という。)が前項の規定により周知させることが急り、又はその周知の方法が適当でないとときは、当該販売業者等に対し、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、販売業者又は前条第一号の規定により販売する者(以下「販売業者等」という。)が前項の規定により周知させることが急り、又はその周知の方法が適当でないとときは、当該販売業者等に対し、同項の規定により周知させ、又はその周知の方法を改善すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、販売業者等がその勧告に

ことができる者として通商産業大臣の認定

(販売事業の届出)

第二十条の四 高圧ガスの販売の事業(液化石油ガス法第二条第二項の液化石油ガス販売事業を除く。)を営むとする者は、販売所ごとに、事業開始日の二十日前までに、販売を

する高圧ガスの種類を記載した書面その他通商産業省令で定める書類を添えて、その旨を

都道府県知事に届け出なければならない。た

だし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第一種製造者がその製造をした高圧ガ

スをその事業所において販売するとき。

二 医療用の圧縮酸素その他の政令で定める高圧ガスの販売の事業を営む者が貯蔵数量が當時容積五立方メートル未満の販売所において販売するとき。

従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(販売の方法)

第二十条の六 販売業者等は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つて高圧ガスの販売をしなければならない。

2 都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるとときは、その技術上の基準に従つて高圧ガスの販売をすべきことを命ずることができ

(販売をするガスの種類の変更)

第二十条の七 販売業者は、販売をする高圧ガスの種類を変更したときは、運滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(販売をするガスの種類の変更)

第二十二条第一項に次の一項を加える。

4 第二種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途を廃止したときは、運滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十二条第一項中「しようとする者は、あらかじめ、輸入をしようとする高圧ガスの性状及びその容器に関する事項であつて通商産業省令で定めるものを記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第二十三条第三項中「又は販売業者及び

都道府県知事が行う検査を受けなければ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

4 第二十三条第三項中「又は販売業者及び又は第六条を削る。

第二十四条の二第一項中「又は次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを又は液化酸素その他の高圧ガスであつて当該ガスを相当程度貯蔵

して消費する際に公共の安全を維持し、又は災害の発生を防止するために特別の注意を要するものとして政令で定める種類の高圧ガスに、

「次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガスを消費する者にあっては、その消費する特定高圧ガスの貯蔵設備の貯藏能力が同表の下欄に掲げる」を「その消費する特定高圧ガスの種類」とし、政令で定めるに改め、同項の表及び同条第二項を削る。

第二十一条第一項中「第一種製造者は、」の下に「通商産業省令で定める事項について記載した」を加え、「の認可を受けなければ」を「に届け出なければならない」に、「変更する」を「変更した」に改め、同項の表及び同条第二項を削る。

第二十一条第一項中「第一種製造者は、」の下に「通商産業省令で定める事項について記載した」を加え、「の認可を受けなければ」を「に届け出なければならない」に、「変更する」を「変更した」に改め、同項の表及び同条第二項を削る。

第二十一条第一項及び第三項を削り、第四項を第一項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第二十一条第一項を次のように改める。

第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。

第二十一条第三項中「第一項の規定により届け出た」を削り、同条第四項中「販売業者、高圧ガス貯蔵所若しくは第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者」に改める。

第二十一条の二第一項中「第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（一日に製造をする高圧ガスの容積が通商産業省令で定める容積以下である者その他通商産業省令で定める者を除く。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（通商産業省令で定める者を除く。）

二 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（一日に製造をする高圧ガスの容積が通商産業省令で定める容積以下である者その他通商産業省令で定める者を除く。）

である者その他通商産業省令で定める者を除く。）

第二十一条の二第三項及び第四項中「第一項に規定する第一種製造者」を「第一項第一号又は第二号に掲げる者」に改め、「受けている者」の下に「であつて、通商産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者」を加え、同条第五項及び第六項中「第一項に規定する第一種製造者」を「第一項第一号又は第二号に掲げる者」に改める。

第二十一条の三第一項中「前条第一項に規定する」を「前条第一項第一号に掲げる」に改め、「容積が」の下に「通商産業省令で定めるガスの種類」とを、「受けている者」の下に「あつて、通商産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者」を加える。

第二十一条の四第一項中「第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める施設である者その他の通商産業省令で定める者を除く。）」を「あつて、通商産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験を有する者」を加え、同項に次の各号を加える。

一 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

二 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

三 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

四 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

五 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

六 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

七 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

八 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

九 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

十 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

十一 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

十二 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

十三 第二種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める者を除く。）

ガスの販売に関する経験を有する者」を加える。

第二十九条第三項中「であつて、通商産業省令で定める高圧ガスの製造又は販売に関する経験を有する者」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（免状交付事務の委託）

第二十九条の二 通商産業大臣及び都道府県知事は、政令で定めるところにより、この章に規定する製造保安責任者免状及び販売主任者免状に関する事務（製造保安責任者免状及び販売主任者免状の返納に係る事務その他の政令で定める事務を除く。以下「免状交付事務」という。）の全部又は一部を通商産業省令で定めた法人に委託することができる。

第二十九条の二第一項第一号に規定する者（製造のための施設が通商産業省令で定める施設である者その他の通商産業省令で定める者を除く。）

のについて、通商産業省令で定めるところにより協会又は通商産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として通商産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という。）が、その認定に係る特定施設について、第三十九条の十一第二項の規定により届け出た場合

三 検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

四 第一項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、通商産業省令で定める

五 第三十五条第三項中「第一項ただし書」を「第一項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

（第三十五条第三項中「第一項ただし書」を「第一項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。）

くは第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者に、「第六条第一項」を「第六条」に改める。

第三十八条第一項中、「販売業者又は高圧ガス貯蔵所」を「又は第一種貯蔵所」に改め、「第六条及び「販売」を削り、同項ただし書中「高圧ガス貯蔵所の」を「第一種貯蔵所の」に改め、同項第一号中、「第十四条の三第三項」を削り、「第十八条第一項、第二十六条第四項若しくは第六項」を「第十八条第三項、第二十六条第二項若しくは第四項」に改め、同項第一号中、「第十四条の四第一項」を削り、同項第三号中「第十二条」を「第二十条第一項又は第三項」に改め、「若しくは販売」を削り、「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所」に改め、同項第四号中、「第十七条の四第一項」を「第十八条第一項」を「又は第二十七条の四第一項」に改め、同項第一項中「第二種製造者の下に」、「第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者」を、「その製造」の下に「貯蔵、販売」を加え、同項第一号中「第十二条第三項」の下に、「第十五条第二項、第十八条第三項、第二十条の六第二項」を加え、同項第二号中「第二十八条第一項」を「第二十八条第一項又は第二項」に改める。

第三十九条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者」を「第一種貯蔵所若しくは第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者」に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、「液化石油ガス販売事業者」の下に「若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者」を加え、「若しくは販売」を削り、「高圧ガス貯蔵所又は第一種貯蔵所、第一種貯蔵所、販売所又は「に改め、同條第一号中「販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者」を「第一種貯蔵所又は第一種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者」に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、「液化石油ガス販売事業者」の下に「液化石油ガス販売事業者」を「充てん」を「充てんに改める。

石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者」を加え、「引渡し」を「引渡し」に改め、同條第三号中「充てん」を「充てんに改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 完成検査及び保安検査に係る認定

(完成検査に係る認定)

第三十九条の一 第二十一条第三項第一号の認定は、通商産業省令で定めるところにより、第五条第一項の事業所ごとに、第一種製造者

であつて、特定施設(通商産業省令で定めるもの)に限る。以下この章において同じ。に係る保安検査を自ら行おうとする者の申請によ

り行う。

前項の申請は、自ら保安検査を行う特定施

設を明らかにして行わなければならない。

(保安検査に係る認定の基準等)

第三十九条の五 通商産業大臣は、前条第一項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認

めるときでなければ、その認定をしてはなら

ない。

前項の申請は、自ら完成検査を行なう特定変

更工事を明らかにして行わなければならな

い。

(完成検査に係る認定の基準等)

第三十九条の三 通商産業大臣は、前条第一項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

前項の申請は、自ら完成検査を行なう特定変更工事を明らかにして行わなければならな

い。

特定変更工事に係る完成検査のための組織が

組織が通商産業省令で定める基準に適合するものである。

前項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはなら

ない。

特定施設に係る保安検査のための組織が

通商産業省令で定める基準に適合するものである。

前項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはなら

ない。

(完成検査に係る認定の基準等)

第三十九条の六 次の各号の一に該当する者

う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請に第三十九条の七第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

第三十九条の四 第三十五条第一項第一号の認定は、通商産業省令で定めるところにより、第五条第一項の事業所ごとに、第一種製造者

であつて、特定施設(通商産業省令で定めるもの)に限る。以下この章において同じ。に係る保安検査を自ら行おうとする者の申請によ

り行う。

前項の申請は、自ら保安検査を行う特定施

設を明らかにして行わなければならない。

(保安検査に係る認定)

第三十九条の五 通商産業大臣は、前条第一項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認

めるときでなければ、その認定をしてはなら

ない。

前項の申請は、自ら完成検査を行なう特定変

更工事を明らかにして行わなければならな

い。

特定変更工事に係る完成検査のための組織が

組織が通商産業省令で定める基準に適合するものである。

前項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはなら

ない。

特定施設に係る保安検査のための組織が

通商産業省令で定める基準に適合するものである。

前項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはなら

ない。

特定変更工事に係る完成検査のための組織が

組織が通商産業省令で定める基準に適合するものである。

前項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはなら

ない。

特定変更工事に係る完成検査のための組織が

組織が通商産業省令で定める基準に適合するものである。

前項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはなら

ない。

は、第二十条第三項第一号及び第三十五条第一項第一号の認定を受けることができない。

一 高圧ガスの製造を開始した日から二年を経過しない者

二 第一種製造者であつて、当該事業所にお

いて高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの

三 第一種貯蔵所の所有者又は占有者であつて、当該第一種貯蔵所において高圧ガスによる災害が発生した日から二年を経過しないもの

四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 第二十九条の十二第二項の規定により第十二条第三項第一号又は第三十五条第一項第一号の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

六 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前第一号の一に該当する者があるものである。

第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、第五条第一項の許可を受けた者については、その第一種製造者が当該施設に係る第二十一条第一項の規定による高圧ガスの製造の開始の届出をした日のから二年を経過したときは、前項第一号の規定は適用しない。

二 協会による調査

第三十九条の七 第一種製造者又は第一種貯蔵

所の所有者若しくは占有者は、第二十条第三項第一号の認定の申請に係る第五条第一項の規定による高圧ガスの製造の開始の届出をした日のから二年を経過したときは、前項第一号の規定は適用しない。

三 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定施設に係る保安検査を実施し、その数が通商産業省令で定められた数以上である。

前条第一項の規定により申請した者は、特定施設に係る保安検査のための組織及び保安

検査の方法について、通商産業大臣が行なう検査を受けなければならない。ただし、同項の規定に第三十九条の七第四項の書面を添えたときは、この限りでない。

二 協会は、前項の調査をした第五条第一項のための組織及び完成検査の方法が第三十九条

の三第一項第一号の通商産業省令で定める基

準及び第二十条第五項の通商産業省令で定め
る方法に適合すると認めるときは、その旨を
示す書面を交付するものとする。

3 第一種製造者は、第三十五条第一項第一号
の認定の申請に係る第五条第一項の事業所に
おける保安検査のための組織及び保安検査の
方法について、協会の行う調査を受けること
ができる。

4 協会は、前項の調査をした第五条第一項の
事業所における保安検査のための組織及び保
安検査の方法が第三十九条の五第一項第一号
の通商産業省令で定める基準及び第三十五条
第四項の通商産業省令で定める方法に適合す
ると認めるときは、その旨を示す書面を交付
するものとする。

(認定の更新)

第三十九条の八 第二十条第三項第二号及び第
三十五条第一項第一号の認定は、五年以上十
年以内において政令で定める期間)ことにその
更新を受けなければ、その期間の経過によつ
て、その効力を失う。

2 第二十九条の一、第二十九条の三並びに前
条第一項及び第二項の規定は、第二十条第三
項第一号の認定の更新に準用する。

3 第二十九条の四、第二十九条の五並びに前
条第三項及び第四項の規定は、第三十五条第
一項第一号の認定の更新に準用する。

(変更の届出)

第三十九条の九 認定完成検査実施者は、完成
検査のための組織又は完成検査の方法に変更
があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産
業大臣に届け出なければならない。

2 認定保安検査実施者は、保安検査のための
組織又は保安検査の方法に変更があつたとき
は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け
出なければならない。

(認定を受けた者の義務)

第三十九条の十 認定完成検査実施者は、その
認定を受けた特定変更工事に係る完成検査を
行うときは、完成検査規程に従い、かつ、第
二十九条の三第一項第三号の通商産業省令で定
める条件に適合する知識経験を有する者に
実施させなければならない。

2 認定完成検査実施者は、(通商産業省令で定
める事項を記載した検査記録を作成し、これ
を保存し、通商産業大臣からその検査記録の
提出を求められたときは、速やかにそれを提
出しなければならない。

3 前二項の規定は、認定保安検査実施者に準
用する。この場合において、第一項中「特定
変更工事に係る完成検査」とあるのは「特定施
設に係る保安検査」と、「完成検査規程」とあ
るのは「保安検査規程」と、「第三十九条の三
第一項第三号」とあるのは「第三十九条の五第
一項第三号」と読み替えるものとする。

(検査の記録の届出)

第三十九条の十一 認定完成検査実施者は、第
二十九条第五項の通商産業省令で定める方法に
より、認定を受けた特定変更工事に係る完成
検査を行い、製造のための施設又は第一種貯
蔵所が第八条第一号又は第十六条第二項の技
術上の基準に適合していることを確認したと
きは、都道府県知事に通商産業省令で定める
事項を記載した検査の記録を届け出ることが
できる。

(認定の取消し等)

第三十九条の十一 通商産業大臣は、認定完成
検査のための組織又は完成検査の方法に変更
があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産
業大臣に届け出なければならない。

検査実施者又は認定保安検査実施者が次の各
号の一に該当するときは、第二十条第三項第
二号又は第三十五条第一項第一号の認定を取
消すことができる。

二 認定を受けている第五条第一項の事業所
又は第一種貯蔵所において発火その他高圧
ガスによる災害の発生のおそれのある事故
が発生したとき。

三 第三十六条第一項の通商産業省令で定め
る災害の発生の防止のための応急の措置を
講じず、又は同条第二項の規定による届出
を行わなかつたとき。

四 第三十八条第一項の規定により都道府県
の命令による高圧ガスの製造又は貯蔵の停止
の命令を受けたとき。

五 都道府県知事により第三十九条第一号又
は第一号の措置をされたとき。

六 第三十九条の三第一項各号又は第三十九
条の五第一項各号のいずれかに該当してい
ないと認められるとき。

七 前条第一項又は第二項の規定による届出
の際に、虚偽の届出を行つたとき。

八 通商産業大臣が第三十九条の十第二項
(同条第三項において準用する場合を含
む)の規定により検査記録の提出を求めた
場合において、その求めに応じなかつたと
き。

九 第三十九条の六第一項第五号又は第六号
に該当するに至つたとき。

十 不正の手段により第二十条第三項第一号
若しくは第三十五条第一項第一号の認定又
はその更新を受けたとき。

十一 第二十八条第一項の規定により第五条第一
項又は第十六条第一項の許可が取り消された
ときは、許可を取り消された第五条第一項の

事業所又は第一種貯蔵所に係る第二十条第三
項第二号及び第三十五条第一項第一号の認定
は、その効力を失つ。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条の見出しを「(製造の方法)」に改
め、同条第一項を削り、同条第一項中「容器製
造業者」を「高圧ガスを充てんするための容器
(以下単に「容器」という)の製造の事業を行
う者以下「容器製造業者」という。」に改め、同項
を同条第一項とし、同条第三項中「製造のため
の設備又は」を削り、「前二項」を「前項」に改
め、「その技術上の基準に適合するよう」に製造
のための設備を修理し、若しくは改造し、又
は「を削り、「前二項」を「前項」とする。

第四十二条及び第四十三条を次のように改め
る。

第四十四条第一項中「(という。)が」の下に「通
商産業省令で定める方法により」を、「したも
の」の下に「として次条第一項の刻印又は同条第
二項の標章の掲示がされているもの」を加え、
は」を削り、同項を同条第二項とする。

第四十五条の規定を次のように改める。

ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる容器については、この
限りでない。

一 第四十九条の五第一項の登録を受けた容
器製造業者(以下「登録容器製造業者」とい
う。)が製造した容器(通商産業省令で定め
るもの)を除く。)であつて、第四十九条の二
十五第一項の刻印又は同条第二項の標章の
掲示がされているもの

二 第四十九条の三十一第一項の登録を受け
て外国において本邦に輸出される容器の製
造の事業を行う者(以下「外国登録容器製造
業者」という。)が製造した容器(前号の通商
産業省令で定めるものを除く。)であつて、
第四十九条の三十三第二項において準用す

る第四十九条の二十五第一項の刻印又は同

六 当該容器又は附属品の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて通商産業省令で定めるもの

三 前項の申請書には、当該容器又は附属品の検査を行う方法を定める規程(以下「容器等検査規程」という。)、工場又は事業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

四 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに第四十九条の七第五号の検査の方法について、通商産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第四十九条の八第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

(欠格条項)

第四十九条の六 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十九条の十七又は第四十九条の三十

二第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第四十九条の七 通商産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録の申請が次のいずれかに該当するとき、登録をしなければならない。

一 容器等製造設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 容器等検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

三 品質管理の方法及び検査のための組織が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

四 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が容器又は附属品の検査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

五 容器等検査規程で定める容器又は附属品の検査の方法が第四十四条第一項又は第四十九条の二第一項の通商産業省令で定める方法に適合していること。

(協会による調査)

第四十九条の八 容器又は附属品の製造の事業を行う者は、第四十九条の五第一項の登録の申請に係る工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法について、協会の行う調査を受けることができる。

六 協会は、前項の調査をした工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに前条第五号の検査の方法がそれぞれ同条第一号、第二号及び第三号の通商産業省令で定める技術上の基準並びに第四十四条第一項又は

第四十九条の十一 通商産業大臣は、第四十九条の五第一項の登録又はその更新をしたときは、登録証を交付する。

七 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録又はその更新の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 容器等事業区分

(変更の届出)

第四十九条の十二 登録容器等製造業者は、第六号までの事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

八 第四十九条の三第二項又は第四十九条の二十の規定による禁止又は命令に違反したとき。

九 第四十九条の三第一項、第四十九条の二十一、第四十九条の六第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

十 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十の規定による禁止又は命令に違反したとき。

十一 不正の手段により第四十九条の五第一項の登録又はその更新を受けたとき。

十二 第四十九条の三十一第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

十三 第四十九条の五第一項の登録を受ける方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付するものとする。

(登録の更新)

十四 第四十九条の二第一項の通商産業省令で定める方法に適合すると認めるときは、その旨を示す書面を交付するものとする。

(登録の届出)

十五 第四十九条の十三 登録容器等製造業者は、前項の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の返納)

十六 第四十九条の十八 通商産業大臣は、登録容器等製造業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録の再交付)

十七 第四十九条の十九 登録容器等製造業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(登録の再交付)

十八 第四十九条の二十 何人も、通商産業大臣に対し、容器等製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

の五第一項の登録を受けた者以外、「登録容器等製造業者」という。について、容器等製造業者登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第四十九条の五第一項第一号から第三号までの事項

(登録の取消し)

十九 第四十九条の十七 通商産業大臣は、登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第四十四条第一項、第四十五条第三項、第四十九条の三第二項又は第四十九条の十一の規定に違反したとき。

二 第四十九条の六第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十の規定による禁止又は命令に違反したとき。

四 不正の手段により第四十九条の五第一項の登録又はその更新を受けたとき。

五 第四十九条の三十一第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

六 第四十九条の二十七又は第四十九条の三十の規定による禁止又は命令に違反したとき。

七 第四十九条の十八 通商産業大臣は、登録容器等製造業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

八 第四十九条の十九 登録容器等製造業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

九 第四十九条の二十 何人も、通商産業大臣に対し、容器等製造業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(容器又は附属品の型式の承認)

第四十九条の二十一 登録容器等製造業者は、
製造しようとする容器又は附属品の型式につ
いて、通商産業大臣の承認を受けることがで
きる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事
項を記載した申請書を通商産業大臣に提出し
なればならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては、その代表者の氏名

二 登録又はその更新を受けた年月日

三 承認を受けようとする容器又は附属品の
属する容器等事業区分

3 前項の申請書には、通商産業省令で定める
数量の試験用の容器又は附属品及びその構造
図その他通商産業省令で定める書類を添え
なければならぬ。ただし、第四十九条の二
十三第一項の試験に合格した容器又は附属品
について第一項の承認を受けようとするときは、
当該試験に合格したことを証する書面を添
えることをもつて足りる。

(承認の基準)

第四十九条の二十一 通商産業大臣は、前条第
一項の承認の申請が次の各号(次条第一項の
試験に合格したことを証する書面を添えてあ
る場合には、第一号)のいずれにも該当する
と認めるときは、承認をしなければならな
い。

一 申請に係る試験用の容器又は附属品が、
容器にあつては第四十四条第四項の規格
に、附属品にあつては第四十九条の二第四
項の規格に適合していること。

二 申請者が申請に係る容器又は附属品の属
する容器等事業区分について第四十九条の
五第一項の登録を受けていること。
(指定容器検査機関等の試験)

第三条の二十一第三項の登録又は登録の
規格に適合するようにならなければならぬ。
ただし、第四十四条第一項第

て、協会又は指定容器検査機関の行う試験を
受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする登録容器等製
造業者は、次の事項を記載した申請書に第四
十九条の二十一第三項の通商産業省令で定め
る数量の試験用の容器又は附属品及び同項の
通商産業省令で定める書類を添えて、協会又
は指定容器検査機関に提出しなければならな
い。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては、その代表者の氏名

二 試験を受けようとする容器又は附属品の
属する容器等事業区分

3 第一項の試験においては、その試験用の容
器又は附属品が、容器にあつては第四十四条
第四項の規格に、附属品にあつては第四十九
条の二第四項の規格に適合しているときは、
これを合格とする。

4 第四十四条第二項及び第三項並びに第四十
九条の二第二項及び第三項の規定は、第二項
の申請書を提出しようとする者に準用する。

この場合において、第四十四条第一項中「前
三条第一項の試験」と、同条第三項中第一項の
容器検査」とあるのは、第四十九条の二十三第
一項の試験」と、第四十九条の二第二項中「前
項の附屬品検査」とあるのは「第四十九条の二
十三第一項の試験」と、同条第三項中第一項の
附屬品検査」とあるのは第四十九条の二十一第一
項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該
登録容器製造業者は、当該承認に係る型式の
容器を製造した場合であつて、当該容器が第
四十五条第一項の通商産業省令で定める容器
であるときは、通商産業省令で定めるといろ
により、その容器に、標章の掲示をすること
ができる。

3 第四十九条の二十一第一項の承認を受けた
登録容器製造業者は、当該承認に係る型式
の附屬品を製造したときは、通商産業省令で定
めるところにより、その附屬品に、刻印を
することができる。

(刻印の禁止等)

第四十九条の二十一 通商産業大臣は、第四十
九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器
等製造業者が製造した容器又は附屬品であつ
て、当該承認に係るもの(第四十九条の二十一
第四項の規格に適合するようにならなければ
ならない。ただし、第四十四条第一項第

三号の通商産業省令で定める用途に供する容
器若しくは第四十九条の二第一項第三号の通
商産業省令で定める用途に供する附屬品を製
造する場合又は試験用に製造する場合は、こ
の限りでない。

2 前項の登録容器等製造業者は、容器等検査
規程に従い、その製造に係る同項の容器又は
附屬品同項ただし書の規定の適用を受けて
製造されるものを除く。)について検査を行
い、その検査記録を作成し、これを保存しな
ければならない。

(刻印等)

第四十九条の二十五 第四十九条の二十一第一
項の承認を受けた登録容器製造業者は、当該
承認に係る型式の容器を製造した場合であつ
て、当該容器が第四十五条第一項の通商産業
省令で定める容器以外のものであるときは、
通商産業省令で定めるところにより、その容
器に、刻印をすることができる。

2 第四十九条の二十一第一項の承認を受けた
登録容器製造業者は、当該承認に係る型式の
容器を製造した場合であつて、当該容器が第
四十五条第一項の通商産業省令で定める容器
であるときは、通商産業省令で定めるといろ
により、その容器に、標章の掲示をすること
ができる。

3 第四十九条の二十一第一項の承認を受けた
登録容器製造業者は、当該承認に係る型式
の附屬品を製造したときは、通商産業省令で定
めるところにより、その附屬品に、刻印を
することができる。

(改善命令)

第四十九条の二十七 通商産業大臣は、次の場
合には、登録容器等製造業者に対し、容器等
製造設備若しくは容器等検査設備の修理又は
改造、品質管理の方法及び検査のための組織
の改善、容器等検査規程の変更その他の必要
な措置をとるべきことを命ずることができ
る。

一 容器等検査設備が第四十九条の七第一号
の通商産業省令で定める技術上の基準に適
合していないと認めるとき。

二 容器等検査設備が第四十九条の七第一号
の通商産業省令で定める技術上の基準に適
合していないと認めるとき。

三 品質管理の方法及び検査のための組織が
第四十九条の七第三号の通商産業省令で定
める技術上の基準に適合していないと認め
るとき。

四 第四十九条の七第五号の検査の方法が第
四十四条第一項又は第四十九条の二第一項
の通商産業省令で定める方法に適合してい
ないと認めるとき。

五 容器又は附属品の検査を第四十九条の七
第四号の通商産業省令で定める条件に適合
する知識経験を有する者でない者に行わせ
たとき。

六 第四十九条の二十四の規定に違反してい
ると認めるとき。

(承認の失効)

第四十九条の二十八 登録容器等製造業者の登録がその効力を失つたときは、当該登録容器等製造業者に係る第四十九条の二十一第一項等の承認は、その効力を失う。

(承認の取消し)

第四十九条の二十九 通商産業大臣は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第四十九条の二十四第二項の規定に違反したとき。

二 第四十九条の二十六、第四十九条の二十七又は次条の規定による禁止又は命令に違反したとき。

三 第六十五条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により第四十九条の二十一第一項の承認を受けたとき。

(災害防止命令)

第四十九条の三十 通商産業大臣又は都道府県知事は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けて登録容器等製造業者が当該承認に係る容器又は附属品(第四十九条の二十四第一項ただし書の適用を受けて製造したものを除く)であつて、容器があつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に対し、その製造した容器又は附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべき

ことを命ずることができる。

(外国登録容器等製造業者の登録)

第四十九条の三十一 外国において本邦に輸出される容器又は附属品の製造の事業を行う者は、容器等事業区分に従い、その工場又は事

業場」として、通商産業大臣の登録を受けることができる。

二 第四十九条の五第二項、第三項及び第四項、第四十九条の六から第四十九条の十一まで、第四十九条の十六、第四十九条の十八並びに第四十九条の二十一の規定は前項の登録に、第四十五条第三項、第四十九条の三第一項、第四十九条の十一から第四十九条の十五まで、第四十九条の十九、第四十九条の二十及び第四十九条の二十七の規定は前項の登録を受けた者(以下「外国登録容器等製造業者」という。)に準用する。この場合において、第四十五条第三項及び第四十九条の三第一項中「何人も」とあるのは「外国登録容器等製造業者」に準用する。

三 第四十九条の二十六若しくは第四十九条の三十一の規定による請求に応じなかつたとき。

四 通商産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外国登録容器等製造業者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 通商産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録容器等製造業者の事務所、営業所、工場、本邦に輸出される容器又は附属品の保管場所その他その業務を行う場所において、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対しても答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 前号の規定による検査において、通商産業大臣が、外国登録容器等製造業者に対し、その所在の場所においてその職員に検査をさせることが著しく困難であると認められるとき。

七 不正の手段により前条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

八 第四十九条の五第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

2 国は、前項第六号の規定による請求によって生じた損失を外国登録容器等製造業者に対して補償しなければならない。この場合において、補償すべき損失は、同号の規定による請求によつて通常生ずべき損失とする。

(外国登録容器等製造業者に係る容器等の型式の承認等)

第四十九条の三十二 外国登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品であつて本邦に輸出されるものの型式について、通商産業大臣の承認を受けることができる。

三 前条第一項において準用する第四十九条の二十七又は次条第一項において準用する第四十九条の二十八若しくは第四十九条の三十一の規定による請求に応じなかつたとき。

四 前条第一項において準用する第四十九条の二十六第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

五 前条第一項において準用する第四十九条の二十六第一号中「第四十九条の二十一第一項」とあるのは、「第四十九条の二十一第一項及び第三項、第八四九条の二十一並びに第四十九条の二十八の規定は前項の承認に、第四十九条の二十四から第四十九条の二十六まで及び第四十九条の三十の規定は前項の承認を受けた者に準用する。この場合において、第四十九条の二十一第一号中「第四十九条の五第一項」とあるのは、「第四十九条の三十一第一項」と、第四十九条の二十四第一項中「当該承認に係る型式の容器又は附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の容器又は附属品であつて本邦に輸出されるもの」と、第四十九条の二十五第一項及び第二項中「登録容器製造業者」とあるのは「外国登録容器製造業者」と、「当該承認に係る型式の容器」とあるのは「当該承認に係る型式の容器」とあるのは「当該承認に係る型式の容器」であつて本邦に輸出されるもの」と、同条第三項中「登録附属品製造業者」とあるのは「外国登録附属品製造業者」と、「当該承認に係る型式の附属品」とあるのは「当該承認に係る型式の附属品」とあるものは「当該承認に係る型式の附属品」とあるものは「当該承認に係る型式の附属品」である。

六 前号の規定による請求の請求権は、期間を定めて本邦に輸出される容器又は附属品にと、第四十九条の三第一項中「命ずる」と、第四十九条の三十一中「命ずる」とあるものは「請求する」と読み替えるものとす

る。

七 前号の規定による請求権は、期間を定めて本邦に輸出される容器又は附属品にと、第四十九条の三第一項中「命ずる」と、第四十九条の三十一中「命ずる」とあるものは「請求する」と読み替えるものとす

る。

八 前号の規定による請求権は、期間を定めて本邦に輸出される容器又は附属品にと、第四十九条の三第一項中「命ずる」と、第四十九条の三十一中「命ずる」とあるものは「請求する」と読み替えるものとす

(前条第一項において準用する場合を含む)、第四十九条の三第二項(前条第一項において準用する場合を含む)、前条第一項において準用する第四十九条の二十一又は次条第二項において準用する第四十九条の二十二第一項の規定に違反したとき。

(外国登録容器等製造業者に係る承認の取消し)

第四十九条の三十二 通商産業大臣は、前条第一項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第四十九条の三十一第一項において準用する第四十九条の十二又は前条第一項において準用する第四十九条の二十四第一項の規定に違反したとき。

二 第四十九条の三十一第一項において準用する第四十九条の二十七又は前条第二項において準用する第四十九条の二十六若しくは第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

三 第六十五条第一項の条件に違反したとおいて準用する第四十九条の二十六若しくは第四十九条の三十の規定による請求に応じなかつたとき。

四 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。
(災害防止命令)

第四十九条の三十五 通商産業大臣又は都道府県知事は、第四十九条の二十二第一項の承認を受けた外国登録容器等製造業者が同項の承認に係る容器又は附屬品(同条第二項において準用する第四十九条の二十四第一項ただし書の適用を受けて製造したもの)を除く。)であつて、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附屬品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附屬品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附屬品を輸入した者に対し、その輸入した当該容器又は当該附屬品の回収を図ることその他当該容器又は当該附屬品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するた

め必要な措置をとるべきことを命ずることとする。

第五十四条第二項中「第四十四条第三項」を「第四十四条第四項」に改める。

第五十六条第一項中「充てん」を「充てん」に改め、同条第一項、第二項及び第四項中「第四十

四条第三項」を「第四十四条第四項」に改め、同

条第四項中「第四十九条の二第三項」を「第四十

九条の二第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 容器又は附屬品の廃棄をする者は、くず化し、その他容器又は附屬品として使用するこ

とができないように処分しなければならぬい。

第五十六条の二の見出し中「容器製造等」を「容器検査所」に改め、同条中「容器製造業者」は「及び「容器の製造の事業又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第五十六条の三第一項ただし書を次のように改める。

たゞし、次に掲げる特定設備については、この限りでない。

一 第五十六条の六の二第一項の登録を受けた特定設備の製造の事業を行つ者(以下「登録特定設備製造業者」という。)が製造した特定設備(通商産業省令で定めるものを除く。)であつて、第五十六条の六の十四第一項第一項の規定により特定設備基準適合証の交付を受けているもの

二 輸出その他の通商産業省令で定める用途に供する特定設備

改める。

たゞし、次に掲げる場合は、この限りでない。

い。

一 第五十六条の六の二十二第一項の登録を受けて外國において本邦に輸出される特定

設備の製造の事業を行う者(以下「外國登録

特定設備製造業者」という。)が製造した特定設備(前項第一号の通商産業省令で定めるものを除く。)であつて、第五十六条の六の二十二第一項において準用する第六条の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたものを輸入した場合

二 当該特定設備について、次項の特定設備検査の申請がされている場合

第三項中「前三項の特定設備検査においては「通商産業大臣、協会又は指

定特定設備検査機関は、通商産業省令で定める方法により前三項の特定設備検査を行い」に改める。

四 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における特定設備製造設備、特定設備検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに第五十六条の六の四第一項第五号の検査の方法について、通商産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第五十六条の六の五第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

五 当該特定設備の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定設備」という。)の名称、性能及び数

六 当該特定設備の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて通商産業省令で定めるもの

七 前項の申請書には、当該特定設備の検査を行つ方法を定める規程(以下「特定設備検査規程」という。)、工場又は事業場の図面その他

の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

八 前項の申請書には、当該特定設備の検査を行つ方法を定める規程(以下「特定設備検査規程」という。)、工場又は事業場の図面その他

の通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

九 第五十六条の五第一項中「前項」の下に「(第五十六条の六の十五第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十章第二節中第五十六条の六の次に次の二十二条を加える。

二 第五十六条の六の二第一項の登録を受けた特定設備製造業者(登録特定設備製造業者)が製造した特定設備(通商産業省令で定めるものを除く。)であつて、第五十六条の六の十四第一項第一項の規定により特定設備基準適合証の交付を受けているもの

三 第五十六条の三第二項ただし書を次のように改める。

たゞし、次に掲げる場合は、この限りでない。

い。

一 第五十六条の六の二十二第一項の登録を受けて外國において本邦に輸出される特定

設備の製造の事業を行う者(以下「外國登録

設備製造業者」という。)の名称、性能及び數

四 特定設備製造業者の登録

第五十六条の六の二第一項の登録の事業を行つ者は、通商産業省令で定める特定設備の製造の事業の区分(以下「特定設備事業区分」という。)に従い、その工場又は事業場(以下「工場又は事業場」といふ)に、通商産業大臣の登録を受けることができる。

二 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名(又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 特定設備事業区分

三 当該特定設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該特定設備の製造のための設備であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定設備」という。)の名称、性能及び數

第五十六条の六の四通商産業大臣は、第五十六条の六の二第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

第六章第二節中第五十六条の六の二第二十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない

者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前に第一号の一に該当する者があるもの

(登録の基準等)

四 第五十六条の六の二十二第一項の登録を受けて外國において本邦に輸出される特定

設備の製造の事業を行う者(以下「外國登録

設備製造業者」という。)の名称、性能及び數

二 特定設備検査設備が第五十六条の六の四第一項第二号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

三 品質管理の方法及び検査のための組織が第五十六条の六の四第一項第三号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

四 第五十六条の六の四第一項第五号の検査の方法が第五十六条の三第四項の通商産業省令で定める方法に適合していないと認めるととき。

五 特定設備の検査を第五十六条の六の四第四項第四号の通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者でない者に行わせたとき。

六 第五十六条の六の十三の規定に違反していると認められるとき。

七 第五十六条の六の十四第一項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けた特定設備(以下「自主検査特定設備」という)において高圧ガスによる災害が発生し、その災害が当該自主検査特定設備の欠陥によるものであると認められるとき。

(登録の失効)

第五十六条の六の十七 登録特定設備製造者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

第五十六条の六の十八 通商産業大臣は、登録特定設備製造者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第五十六条の六の十四第四項において準用する第五十六条の二十一 通商産業大臣に対し、特定設備製造業者登録簿の輸出又は交付又は閲覧を請求することができる。

(特定設備製造業者登録簿の謄本等)

第五十六条の六の二十 登録特定設備製造者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

二 前条第一項において準用する第五十六条の三第一号又は第三号の一に該当するに至つたとき。

三 前条第一項において準用する第五十六条の十六の規定による請求に応じなかつたとき。

四 通商産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外国登録特定設備製造業者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 通商産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録特定設備製造業者の事務所、営業所、工場、本邦に輸出される特定設備の保管場所その他その業務を行つて、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して答弁が

三 第五十六条の六の十六の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により第五十六条の二第一項の登録又はその更新を受けたとき。

五 第五十六条の二十一第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

(登録の消除)

第六条の十九 通商産業大臣は、登録特定設備製造業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録証の返納)

第五十六条の二十二 通商産業大臣は、外国登録特定設備製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第五十六条の六の十四第四項において準用する第五十六条の四第一項、第五十六条の五第一項(前条第二項において準用する場合を含む。又は前条第二項において準用する第五十六条の六の十三の規定に違反したとき)。

二 前条第一項において準用する第五十六条の三第一号又は第三号の一に該当するに至つたとき。

三 前条第一項において準用する第五十六条の十六の規定による請求に応じなかつたとき。

四 通商産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、外国登録特定設備製造業者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 通商産業大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に、外国登録特定設備製造業者の事務所、営業所、工場、本邦に輸出される特定設備の保管場所その他その業務を行つて、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して答弁が

されず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 不正の手段により前条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

七 第五十六条の六の二第一項の登録を受けている場合において、当該登録が取り消されたとき。

(第四節 冷凍機器及び原料ガス)

第五十七条の見出しを「冷凍設備に用いる機器の製造」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「機器製造業者」を「もつばら冷凍設備に用いる機器であつて、通商産業省令で定めるものの製造の事業を行う者(以下「機器製造業者」という。)」に改め、同項を同条とする。

第五十八条の十九中「第三十五条第一項ただし書」を「第二十条第一項ただし書」に、「保安検査を「通商産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて完成検査」に改める。

第五十八条及び第五十八条の二を次のように改める。

「第一節 指定保安検査機関」を「第一節 指定完成検査機関」に改める。

第五十八条の十八中「第三十五条第一項ただし書」を「第二十条第一項ただし書」に、「保安検査を「通商産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて完成検査」に改める。

第五十八条及び第五十八条の二を次のように改める。

第五十八条の十九中「第三十五条第一項ただし書」を「第二十条第一項ただし書」に、「各号に前二号の一に該当する者があるものに對して、その業務を行つて、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に對して答弁が成が保安検査」を「法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構

官報(号外)

化石油ガス法第三十八条の四の「第一項の免状交付事務若しくは液化石油ガス法第三十八条の六第一項」に改め、同項第五号中「同法第六十条第一項」を「液化石油ガス法第六十条第一項」に改める。

第六十条第一項中「販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者」を「第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者」に改め、同条第二項中「指定試験機関」の下に「指定完成検査機関」を、「備え」の下に「完成検査」を加える。

第六十一条第一項中「販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者」を「第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者」に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、同条第二項中「ときは」の下に「指定完成検査機関」を加える。

第六十二条第一項中「販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者」を「第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者」に、「第六条第一項」を「第六条」に改め、同条第二項中「職員」の下に「指定完成検査機関」を加え、同条第五項中「高圧ガス貯蔵所」を「第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所」に改める。

第六十三条第一項中「販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者若しくは占有者」を「第六条」に改め、同条第一項中「第六条第一項」を「第六条」に改め、同条第二項中「第三十六条第四項」を「第六十七条第一項」に改め、同条第三項中「第六条第一項」を「第六条」に改め、「許可」の下に「又は承認」を加える。第六十五条の見出しを「(許可等の条件)」に改め、同条第一項中「第六条及び第十四条の四第一項」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「許可」の下に「又は第四十九条の二十一第一項若しくは第四十九条の三十二第一項の承認」を加え、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、「許可」の下に「又は承認」を加える。

第六十六条から第七十二条まで 刪除

第七十三条第一項中第一号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号を第四号とし、同項第七号中「完成

検査」の下に「(協会又は指定完成検査機関が行うものを除く。)」を加え、同号を同項第五号とし、第六号を第二次の一号を加える。

六 第二十条第三項第二号の認定又はその更

新を受けようとする者

第七十三条第一項第八号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、第七号と、同項第九号から第十四号までを

号す繰り上げ、同項第十五号を同項第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 第三十五条第一項第一号の認定又はそ

の更新を受けようとする者

第七十三条第一項第十六号の次に次の五号を

加える。

十六の二 第四十九条の五第一項若しくは第

四十九条の三十一第一項の登録又はその更

新を受けようとする者

十六の三 第四十九条の十五(第四十九条の

三十一第二項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

十六の四 容器等製造業者登録簿、外国容器

等製造業者登録簿、特定設備製造業者登録

簿又は外国特定設備製造業者登録簿(以下

この条において「容器等製造業者登録簿等」という。)の謄本の交付を請求しようとする

者

十六の五 容器等製造業者登録簿等の閲覧を

請求しようとする者

十六の六 第四十九条の二十一第一項又は第

四十九条の三十三第一項の承認を受けよう

とする者

二十二の二 第二十条第三項第二号又は第三十五

は第五十六条の六の二十二第一項の登録又はその更新を受けようとする者

二十二の三 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の四 特定設備基準適合証の交付(協会又は指定特定設備検査機関が行うものを除く。)を受けようとする者

二十二の五 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の六 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の七 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の八 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の九 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の十 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の十一 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の十二 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の十三 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の十四 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の十五 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の十六 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の十七 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の十八 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の十九 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の二十 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の二十一 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の二十二 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の二十三 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

二十二の二十四 第五十六条の六の十二(第五十六条の二十二第一項において準用する場合を含む。)の登録証の再交付を受けようとする者

行う第五十四条第二項」を「通商産業大臣若しくは通商産業局長が行う第五十四条第二項」に改める。

第七十四条第一項中「第六条」を削り、「第五条第二項」の下に「、第十七条の二第一項、第二十条の四」を加え、「第二十二条第一項」を削る。

第七十四条第一項第一号中「第三十一條第三項」を「第二十条第一項ただし書、第三十一條第三項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の二 第二十条第三項第二号又は第三十五

条第一項第二号の認定をしたとき。

一の三 第三十九条の十二第一項の規定により認定を取り消したとき、又は同条第一項の規定により認定が効力を失つたことを確認したとき。

一の四 第二十二条第一項第二号の認定を了承したとき。

一の五 第三十九条の二十八(第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の六 第三十九条の三十三第一項の承認をしたとき。

一の七 第三十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の八 第三十九条の三十三第三項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の九 第三十九条の三十三第四項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の十 第三十九条の三十三第五項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の十一 第三十九条の三十三第六項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の十二 第三十九条の三十三第七項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の十三 第三十九条の三十三第八項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の十四 第三十九条の三十三第九項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の十五 第三十九条の三十三第十項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の十六 第三十九条の三十三第十一項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の十七 第三十九条の三十三第十二項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の十八 第三十九条の三十三第十三項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の十九 第三十九条の三十三第十四項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

一の二十 第三十九条の三十三第十五項において準用する場合を含む。)の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第四十九条の二十九若しくは第四十九条の三十四の規定により承認を取り消したとき。

平成八年三月二十七日 衆議院会議録第十一号

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正する法律案及び同報告書

八一

五の二 第五十八条の二十四(第五十八条の三十一第二三十九の二第一項、第五十八条の三十一第二

項、第五十八条の三十一第二一項及び第五十

九条第二項において準用する場合を含む。)

の規定による届出があつたとき。

第七十五条中「から第四号まで」を「若しくは

第一号に、「第二十二条第三項」を「第二十二条

第一項に、「若しくは第二項、第四十四条第三

項」を、「第四十四条第四項」に、「第四十九条の二第三項」を「第四十九条の二第四項」に改め、

第五十条第三項の下に「第五十六条第五項」

を加え、「第五十七条第三項又は第五十八条

第三項」を「又は第五十七条に改める。」

第七十六条第一項中「第五十八条の三十」の下

に「第五十八条の三十の二第一項、第五十八条

の三十一第二項、第五十八条の三十」「第二項及

び第五十九条第二項において準用する場合を含

む。」を加え、同条第一項中「第五十八条の二十

七の下に「第五十八条の三十の二第一項、」

を、「第五十八条の三十の二下に「第五十八条の

三十の二第一項、」を加える。

第七十九条中「基く」を「基づく」に改め、「と

ころにより」の下に「通商産業局長又は」を加え

る。

第八十条第三号の次に次の「一号」を加える。

三の二 第四十九条の三十又は第四十九条の三十五の規定による命令に違反した者

第八十条の二中「第五十八条の十三第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした」を「次の各号の一に該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十九条の二第一項の規定に違反し漏らした者

漏らした者

一 第五十八条の十二第二一項の規定に違反し、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者

漏らした者

第八十一条第一号を次のように改める。

一 削除

第八十二条第一号の二を削り、同条第三号中

「第二十条」を「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を第

四十八条第一項から第四項までに改め、同条

第四号の二中「第二十二条第四項」を「第二十二

条第三項」に改め、同条第五号を次のように改

める。

五 削除

第八十二条第六号中「販売若しくは」を削り、

「製造」の下に「貯蔵、販売」を加え、同条第七

号中「販売のための施設、高圧ガス貯蔵所」を

「第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所」に改

め、同条第八号中「第五十六条の五第一項」の

下に「第五十六条の六の十五第一項及び」を加

え、同条第十号中「違反した者」を「違反して容

器再検査若しくは附屬品再検査を行つた者又は

第五十六条の六の四第二項の制限に違反して特

定設備の検査を行つた者」に改める。

第八十二条第一号中「、第十四条の三第一項

若しくは第二項」を削り、「第十八条第一項」の

下に「若しくは第二項、第二十条の六第一項」

を、「第五十六条の四第一項」の下に「第五十六

条の六の十四第四項及び」を加え、同条第二号

を次のように改める。

二 削除

第八十二条第三号中「第二十二条第二一項」を

「第二十二条第一項」に改め、同号の次に次の「一

号」を加える。

三の二 第二十六条第一項の危害予防規程を

定めないで高圧ガスの製造をした者

第八十二条第四号中「第四十二条第三項」を

「第四十二条第一項」に改め、同条に次の「一号」を

加える。

五 第四十九条の二十六の規定による禁止に違反した者

第八十三条第一号中「第五条第二項」及び「若しくは第四項、第十四条の四第二項」を削り、「第十九条第二項」の下に「、第二十条の七」を加え、「第十四条の二第一項」を削り、「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号を次のように改める。

一 削除

第八十四条の二中「第三十九条の十第二項（同条第

十九条の九第一項若しくは第一項、第四十九条の十二、第四十九条の十四」に、「第五十七条第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若しく

「第四十条、第四十二条、第四十三条规定により、「第十九条第二項」の下に「、第二十条の七」を加え、「第十四条の二第一項」を削り、「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号を次のように改

める。

五 削除

第八十五条第一号の二を削り、同条第三号中

「第二十条」を「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号を次のように改

める。

五 削除

第八十六条第一号の二を削り、同条第三号中

「第二十条」を「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号を次のように改

める。

二 削除

第八十七条第一号の二を削り、「第二十二条第一項

若しくは第二項」を削り、「第二十二条第一項」の

下に「若しくは第二項、第二十条の六第一項」

を、「第五十六条の四第一項」の下に「第五十六

条の六の十四第四項及び」を加え、同条第二号

を次のように改める。

二 削除

第八十七条第三号中「第二十二条第二一項」を

「第二十二条第一項」に改め、同号の次に次の「一

号」を加える。

三の二 第二十六条第一項の危害予防規程を

定めないで高圧ガスの製造をした者

第八十七条第四号中「第四十二条第三項」を

「第四十二条第一項」に改め、同条に次の「一号」を

加える。

二の六 第二十条の四の規定による届出をしないで高圧ガスを販売した者又は虚偽の届出をした者

二の七 第二十四条の二第一項の規定による届出をしないで特定高圧ガスを消費した者又は虚偽の届出をした者

二の八 第三十九条の十第二項（同条第

十九条の九第一項若しくは第一項、第四十九条の十二、第四十九条の十四」に、「第五十七条第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若しく

「第四十条、第四十二条、第四十三条规定により、「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号を次のように改

める。

二の七 第二十四条の二第一項の規定による届出をしないで特定高圧ガスを消費した者又は虚偽の届出をした者

二の八 第三十九条の十第二項（同条第

十九条の九第一項若しくは第一項、第四十九条の十二、第四十九条の十四」に、「第五十七条第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若しく

「第四十条、第四十二条、第四十三条规定により、「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号を次のように改

める。

二の八 第三十九条の十第二項（同条第

十九条の九第一項若しくは第一項、第四十九条の十二、第四十九条の十四」に、「第五十七条第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若しく

「第四十条、第四十二条、第四十三条规定により、「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号を次のように改

める。

二の九 第三十九条の十第二項（同条第

十九条の九第一項若しくは第一項、第四十九条の十二、第四十九条の十四」に、「第五十七条第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若しく

「第四十条、第四十二条、第四十三条规定により、「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号を次のように改

める。

二の十 第三十九条の十第二項（同条第

十九条の九第一項若しくは第一項、第四十九条の十二、第四十九条の十四」に、「第五十七条第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若しく

「第四十条、第四十二条、第四十三条规定により、「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号を次のように改

める。

二の十一 第三十九条の十第二項（同条第

十九条の九第一項若しくは第一項、第四十九条の十二、第四十九条の十四」に、「第五十七条第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若しく

「第四十条、第四十二条、第四十三条规定により、「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号を次のように改

める。

二の十二 第三十九条の十第二項（同条第

十九条の九第一項若しくは第一項、第四十九条の十二、第四十九条の十四」に、「第五十七条第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若しく

「第四十条、第四十二条、第四十三条规定により、「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号を次のように改

める。

二の十三 第三十九条の十第二項（同条第

十九条の九第一項若しくは第一項、第四十九条の十二、第四十九条の十四」に、「第五十七条第一項若しくは第二項、第五十八条第一項若しく

「第四十条、第四十二条、第四十三条规定により、「第二十条第一項若しくは第三項」に、「第四十八条第一項若しくは第二項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第一項若しくは第三項」に改め、同条第五号を次のように改

める。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の二」とし、
 第三章「液化石油ガス指定製造事業(第二十七
 条)第三十五条」を「第三章の二液化石油ガ
 施設等及び貯蔵施設等」に改める。

七条「第三十五条の五」を「第三章の二液化石油ガス販売事業者の認定(第二十七条)
 充てんのための設備(第二十八条)」に改める。

五条の十)に改める。

第一条第五項中「許可」を「登録」に改める。

第三条の見出しへ(事業の登録)に改め、同
 条第一項中「行なう」を「行おう」に、「許可」を
 「登録」に改め、同条第一項中「許可」を「登録」に
 改め、同項第三号から第五号までを次のように
 改める。

三 液化石油ガス販売事業の用に供する液化
 石油ガスの貯蔵施設(以下「貯蔵施設」とい
 う)の位置及び構造

四 液化石油ガス販売契約を締結する一般
 消費者等について第二十七条第一項に掲げ
 る業務を行う第二十九条第一項の認定を受
 けた者の氏名又は名称及びその事業所の所
 在地

五 その販売した液化石油ガスにより一般消
 費者等の生命、身体又は財産について損害
 が生じ、その被害者に対してその損害の賠
 償を行うべき場合に備えてるべき措置

第三条第三項及び第四項を次のように改め
 る。

3 前項第三号に掲げる事項は、第十一條た
 だし書の通商産業省令で定める場合にあつ
 ては、同項の申請書に記載することを要し
 ない。この場合において、貯蔵施設を所有又
 は占有しない理由を記載しなければならな
 い。

4 第二項の申請書には、第四条第一項各号の
 いずれにも該当しないことを誓約する書面そ

の他の通商産業省令で定める書類を添付しな
 ければならない。

第四章「消費設備(第三十一条)第三十二
 条」を「第三章の二液化石油ガス販売事業
 の登録の実施」に改める。

第三条の二 通商産業大臣又は都道府県知事
 は、前条第一項の登録の申請があつたとき
 は、次条第一項の規定により登録を拒否する
 場合を除くほか、前条第二項第一号及び第二
 号の事項並びに登録の年月日及び登録番号を
 液化石油ガス販売事業者登録簿に登録しなけ
 ればならない。

第三条第五項を削る。

第三条の次に次の二条を加える。

七条「第三十五条の五」を「第三章の二液化石油ガス販売事業者の認定(第二十七条)
 充てんのための設備(第二十八条)」に改める。

五条の十)に改める。

第一条第五項中「許可」を「登録」に改める。

第三条の見出しへ(事業の登録)に改め、同
 条第一項中「行なう」を「行おう」に、「許可」を
 「登録」に改め、同条第一項中「許可」を「登録」に
 改め、同項第三号から第五号までを次のように
 改める。

三 液化石油ガス販売事業の用に供する液化
 石油ガスの貯蔵施設(以下「貯蔵施設」とい
 う)の位置及び構造

四 液化石油ガス販売契約を締結する一般
 消費者等について第二十七条第一項に掲げ
 る業務を行う第二十九条第一項の認定を受
 けた者の氏名又は名称及びその事業所の所
 在地

五 その販売した液化石油ガスにより一般消
 費者等の生命、身体又は財産について損害
 が生じ、その被害者に対してその損害の賠
 償を行うべき場合に備えてるべき措置

第三条第三項及び第四項を次のように改め
 る。

3 前項第三号に掲げる事項は、第十一條た
 だし書の通商産業省令で定める場合にあつ
 ては、同項の申請書に記載することを要し
 ない。この場合において、貯蔵施設を所有又
 は占有しない理由を記載しなければならな
 い。

4 第二項の申請書には、第四条第一項各号の
 いずれにも該当しないことを誓約する書面そ

きは、同時に、その理由を示して、その旨を
 申請者に書面により通知しなければならな
 い。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条の見出し中「許可行政庁」を「登録行政
 庁」に改め、同条第一項中「許可」を「登録」に改
 め、同項第一号中「(第三条第二項第二号から第
 五号までの事項について第八条第一項ただし書
 の販売所の廃止その他通商産業省令で定める軽
 微な変更以外の変更があつたときに限る。」を
 削り、同条第二項を削る。

第七条の見出しを「標識の表示」に改め、同
 条中「販売所において」を「販売所ごとに」に
 「ところにより、その許可を受けたことを証す
 表示」を「様式の標識を掲示」に改め、同条
 に次の二項を加える。

2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項
 の標識又はこれに類似する標識を掲示しては
 ならない。

第八条の見出しを「(販売所等の変更の届出)
 に改め、同条第一項中「第三条第二項第一号か
 ら第五号まで」を「第二条第一項各号に」、「変更
 しようとする」を「変更した」に、「その許可」を
 「運営なく、その登録に」「の許可を受けなければ
 れば」を「に届け出なければならない」に改め、ただし書
 を削り、同条第一項及び第二項を削る。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条第一項中「第四条各号」を「第四条第一
 項各号」に改め、同条第一項中「許可」を「登録」
 に改め、同条第一項に次の一号を加える。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の
 規定により第三条第一項の登録を拒否したと
 きに改める。

第十二条 削除

第十三条の見出しを「規格に適合しない液化
 石油ガスの販売の禁止等」に改め、同条中「そ
 の販売の方法が通商産業省令で定める供給設備
 を用いるものである場合を除き、通商産業大臣
 が指定した者が第三十条第二項及び第三項の規
 定により表示を付し、かつ、封を施した容器に
 充てんされているものでなければ、」を「液化石
 油ガスの規格として通商産業省令で定めるもの
 に適合しない」に、「であつて容器に充てんされ
 ているものを一般消費者等に現に引き渡し、」を
 「一般消費者等に現に引き渡し」に改め、ただ
 し書を削り、同条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登
 録をした液化石油ガス販売事業者が前項の規
 定に違反した場合において、その販売した液
 化石油ガスによる災害が発生するおそれがあ
 ると認めるときは、当該液化石油ガス販売事
 業者に対し、その販売に係る液化石油ガスに
 よる災害の発生の防止に関し必要な措置をと
 るべきことを命ずることができる。

第十四条中「締結したときは」の下に「運営
 不く」を加え、同条に後段として次のように加
 える。

当該交付した書面に記載した事項を変更し
 たときは、当該変更した部分についても、同
 様とする。

第十四条第四号を次のように改める。

四 第二十七条第一項第一号に規定する調査
 の方法及び同項第三号に規定する周知の方
 法

第十四条第五号を同条第六号とし、同条第四
 号の次に次の二項を加える。

五 当該一般消費者等について第二十七条第
 一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第
 一項の認定を受けた者の氏名又は名称

第十四条に次の二項を加える。

第十五条第一項中「第三条第二項第一号に規定
 する周知の方

の認定を受けたときは「として通商産業省令
 で定める場合は」に改める。

第十六条第一項中「第三条第二項第一号に規定
 する周知の方

の認定を受けたときは「として通商産業省令
 で定める場合は」に改める。

第十七条第一項中「第三条第二項第一号に規定
 する周知の方

の認定を受けたときは「として通商産業省令
 で定める場合は」に改める。

第十八条第一項中「第三条第二項第一号に規定
 する周知の方

の認定を受けたときは「として通商産業省令
 で定める場合は」に改める。

第十九条第一項中「第三条第二項第一号に規定
 する周知の方

の認定を受けたときは「として通商産業省令
 で定める場合は」に改める。

第二十条第一項中「第三条第二項第一号に規定
 する周知の方

の認定を受けたときは「として通商産業省令
 で定める場合は」に改める。

第二十一条第一項中「第三条第二項第一号に規定
 する周知の方

の認定を受けたときは「として通商産業省令
 で定める場合は」に改める。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中「販売施設を、その位置、構造又は設備が第五条第一号の^二を「その液化石油ガス販売事業の用に供する貯蔵施設」に改め、「基準」の下に「(通商産業省令で定める量以上)の液化石油ガスを貯蔵する貯蔵施設にあつては、第三十七条の通商産業省令で定める技術上の基準。(第二項において同じ。)」を加え、同条第二項中「第五条第二号の^一」を削り、「の販売」の下に「販売に係る貯蔵を含む。次項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第八十七条第一項において同じ。」を加え、同条第三項中「許可」を「登録」に、「販売施設」を「貯蔵施設」に、「第五条第一号」を「第一項」に、「同条第二号」を「前項」に改める。

第十六条の二第一項中「特定供給設備」を「通商産業省令で定める供給設備(以下「特定供給設備」という。)」に、「第五条第一号」を「第三十七条第一項」に改め、「次項」の下に、「第二十七条第一項第一号」を「登録」に、「販売施設」を「貯蔵施設」に、「第五条第一号」を「第一項」に、「同条第二号」を「前項」に改める。

「であつて、通商産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「許可」を「登録」に改める。

「登録」に改める。

第二十二条中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「許可」を「登録」に改める。

第二十三条の見出しを「(廃止の届出)」に改め、同条中「開始し、休止し、又は」を削り、「許可」を「登録」に改める。

第二十四条の見出しを「(登録の失効)」に改め、同条第一項中「第六条第一項」を「第六条に、「許可」を「登録」に改め、同条第二項中「第六条第二項又は」を削り、「許可」を「登録」に改め、同条第三項中「許可」を「登録」に改める。

第二十五条の前の見出しを「(登録の取消し等)」に改め、同条中「許可」を「登録」に改める。

第二十六条中「許可」を「登録」に改め、同条第一項中「第八条第一項」を「第八条に改め、同条第二号中「第十三条」を「第十三条第一号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に、「又は第四号」を「第四号又は第五号」に改め、同条第二号中「第八条第一項」を「第八条に改め、同条第三号中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「第三十六条第四項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第十二条第一項、第十四条第二項、第十五项、第十六条第一項の通商産業省令で定めるとおりにより「(通商産業省令で定める基準に従つて)」に、「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改め、「受けている者」の下にあつて、通商産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者」を加え、同条第一項中「許可」を「登録」に改め、同条第三項中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改め、同号を同条第六号として、同条第八号中「許可」を「登録」に改め、同号を同条第七号とする。

第二章中第二十六条の次に次の二条を加える。

(登録の消除)

第二十六条の二 通商産業大臣又は都道府県知事は、液化石油ガス販売事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

第三章を次のように改める。

第三章 保安業務

(保安業務を行う義務)

第二十七条 液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務(以下「保安業務」という。)を行わなければならない。

一 供給設備を点検し、その供給設備が第十

六条の二第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、

遅滞なく、その技術上の基準に適合するよ

うにするためにとるべき措置及びその措置

をとらなかつた場合に生ずべき結果をその

供給設備により液化石油ガスを供給してい

る液化石油ガス販売事業者に通知する業務

二 消費設備を調査し、その消費設備が第三

十五条の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞

なく、その技術上の基準に適合するよう

するためにとるべき措置及びその措置をと

らなかつた場合に生ずべき結果をその所有

者又は占有者に通知する業務

三 液化石油ガスを消費する一般消費者等に

ることを求められたとき、又は自らその事実を知ったときに、速やかにその措置を講ずる業務

2 前項の規定は、液化石油ガス販売事業者が安機関」という。にその認定を受けた者(以下「保

安機関」という。にその認定に係る保安業務の全部又は一部について委託しているとき

は、その委託している保安業務の範囲におい

て、その委託に係る一般消費者等については、適用しない。

3 液化石油ガス販売事業者は、保安業務の全

部又は一部について自ら行おうとするときは、第二十九条第一項の認定を受けなければならぬ。

(保安業務の委託)

第二十八条 液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(保安業務の委託)

第二十九条 保安業務を行おうとする者は、通

商産業省令で定める保安業務の区分(以下「保

安業務区分」という。)に従い、一以上の都道

府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等につ

いての保安業務を行う場合にあつては通商産

業大臣の、一の都道府県の区域内に設置され

る販売所の事業として販売される液化石油ガ

スの一般消費者等についての保安業務を行う

場合にあつては当該販売所の所在地を管轄す

る都道府県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 保安業務区分

三 保安業務を行つ事業所の所在地

四 第一項の認定の申請は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてしなければならない。

(欠格条項)

第三十条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれら法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わらなければ、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十五条の三の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行つ役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(認定の基準)

第三十一条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十九条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 保安業務に係る技術的能力が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 その保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被患者に対してその損害の賠償を行ふべ

き場合に備えてとるべき措置が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保安業務以外の業務を行つているときは、その業務を行つることによって保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(保安機関の認定の更新)

第三十二条 第二十九条第一項の認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、前項の更新に準用する。

(一般消費者等の数の増加の認可等)

第三十三条 保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第二十九条第三項の数の範囲を超えて増加しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、その認定をした通商産業大臣又は都道府県知事の認可を

2 保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第二十九条第三項の数の範囲を超えて減少したときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその認定をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三十一条(第三号及び第四号を除く)の規定は、第一項の認可に準用する。

(保安機関の業務等)

第三十四条 保安機関は、保安業務を行ふべきときは、通商産業省令で定める基準に従つて、その保安業務を行わなければならない。

(認定の取消)

第三十五条 第二十九条の二 通商産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関が第三十一条各号に適合しなかつたと認めるときは、その保安機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべき」とを命ずることができる。

ただし、供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行つべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 保安機関は、保安業務を行つべき場合において、これを他人に委託してはならない。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、その認定を受けた保安機関が保安業務を行つべき場合において、その保安業務を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該保安機関に對し、その保安業務を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 第二十四条第三項、第二十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

5 第三十五条第一項の認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行つたとき。

6 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

7 不正の手段により第二十九条第一項の認可又はその更新を受けたとき。

(準用規定)

第三十五条の四 第六条、第八条、第十一条、第十二条及び第二十四条の規定は、保安機関に準用する。この場合において、第六条、第十一条第二項及び第二十四条中「第三条第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、第六条、第八条、第十一条第二項、第十二条及び第二十四条第一項及び第二十四条中「登録」とあるのは「認定」と、第六条、第二十二条及び第二十四条第三項中「液化石油ガス販売事業」とあるのは「保安業務」と、第六条中「第十条第一項」とあるのは「第三十五条の四において準用する第十条第一項」と、第六条第一号及び第三号中「販売所を有する」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う」と、同条第一号中「における販売所」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務」と、「販

の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

2 第三十一条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

3 第三十三条第一項の認可を受けないで保安業務に係る一般消費者等の数を増加したとき。

4 第二十四条第三項、第二十五条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

5 第三十五条第一項の認可を受けた保安業務規程によらないで保安業務を行つたとき。

6 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

7 不正の手段により第二十九条第一項の認可又はその更新を受けたとき。

(準用規定)

第三十五条の四 第六条、第八条、第十一条、第十二条及び第二十四条の規定は、保安機関に準用する。この場合において、第六条、第十一条第二項及び第二十四条中「第三条第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、第六条、第八条、第十一条第二項、第十二条及び第二十四条第一項及び第二十四条中「登録」とあるのは「認定」と、第六条、第二十二条及び第二十四条第三項中「液化石油ガス販売事業」とあるのは「保安業務」と、第六条中「第十条第一項」とあるのは「第三十五条の四において準用する第十条第一項」と、第六条第一号及び第三号中「販売所を有する」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う」と、同条第一号中「における販売所」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務」と、「販

所の事業として販売される液化石油ガスの一
般消費者等についての保安業務を行う」と、
第八条中「第三条第二項各号」とあるのは「第
二十九条第二項第一号及び第三号」と、第十
一条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは
「第三十条各号」と、第一二十四条第一項中「第
六条」とあるのは「第三十五条の四において準
用する第八条」と、同条第一項中「第十一条第二
項」とあるのは「第三十五条の四において準用
する第十条第二項」と読み替えるものとする。

(基準適合命令)

第三十五条の五 都道府県知事は、消費設備が
通商産業省令で定める技術上の基準に適合し
ていないと認めるときは、その所有者又は占
有者に対し、その技術上の基準に適合するよ
うに消費設備を修理し、改造し、又は移転す
べきことを命ぜることができる。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 液化石油ガス販売事業者の 認定

(保安の確保の方法等の認定)

第三十五条の六 液化石油ガス販売事業者は、
液化石油ガスの販売契約を締結している一般
消費者等の保安を確保するための機器があつ
て通商産業省令で定めるもの(以下「保安確保
機器」という)の設置及び管理の方法が通商
産業省令で定める基準に適合していることに
ついて、その登録をした通商産業大臣又は都
道府県知事の認定を受けることができる。

2 前項の認定に関し必要な事項は、通商産業
(認定液化石油ガス販売事業者の報告書義務)
省令で定める。

第三十五条の七 前条第一項の認定を受けた液
化石油ガス販売事業者(以下「認定液化石油ガ
ス販売事業者」という。)は、通商産業省令で
定めるところにより、販売契約を締結してい
る一般消費者等の数及び保安確保機器に係る

一般的消費者等の数をその認定をした通商産業
大又は都道府県知事に報告しなければなら
ない。

(認定液化石油ガス販売事業者等に係る特例)

第三十五条の八 認定液化石油ガス販売事業者
は、第十九条第一項の規定にかかわらず、選
任すべき業務主任者の数その他の業務主任者の
選任の方法について通商産業省令で定める基
準に従つて業務主任者を選任することができる。

第三十五条の九 認定液化石油ガス販売事業者 (認定の取消し)

第三十五条の十 通商産業大臣及び都道府県知
事は、その認定を受けた認定液化石油ガス販
売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方
法が第三十五条の六第一項の通商産業省令で
定める基準に適合していないと認めるとき
は、運営なく、その認定を取り消さなければ
ならない。

(許可の基準)

第三十七条 都道府県知事は、前条第一項の許
可の申請があつた場合には、その申請に係る

貯蔵施設又は特定供給設備が通商産業省令で

定める技術上の基準に適合すると認めるとき
は、許可をしなければならない。

(変更の許可)

第三十七条の二 第三十六条第一項の許可を受
けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の
位置、構造若しくは設備を変更しようとする
とき、又は特定供給設備の位置、構造、設備
若しくは装置を変更しようとするときは、そ
の許可をした都道府県知事の許可を受けな
ればならない。ただし、貯蔵施設の撤去そ
他通商産業省令で定める軽微な変更をしよう
とするときは、この限りでない。

(充てん設備の許可)

第三十七条の四 供給設備に液化石油ガス(高
圧ガス保安法第一条の高圧ガスであるものに
限る。以下この項、次条第二項及び第四項、
第九十八条第五号並びに第九十八条の二第一
号において同じ。)を充てんしようとする者

は、供給設備に液化石油ガスを充てんするた
めの設備(以下「充てん設備」という。)と
第四章を次のように改める。

第四章 貯蔵施設等及び充てんのための
設備

(貯蔵施設等の設置の許可)

第三十六条 次の各号の一に該当する液化石油
ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定供給設備の
所在地を管轄する都道府県知事の許可を受け
なければならない。

第三十七条の三 第三十六条第一項又は前条第
一項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者
は、貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、そ
の許可をした都道府県知事が行う完成検査を
受け、これらが第三十七条の通商産業省令で
定める技術上の基準に適合していると認めら
れた後でなければ、これを使用してはならな
い。ただし、当該貯蔵施設又は当該特定供給
設備につき、協会又は高圧ガス保安法第二十
一条第一項ただし書の指定完成検査機関(以下
「指定完成検査機関」という。)が行う完成検査
を受け、これらが第三十七条の通商産業省令で
定める技術上の基準に適合していると認めら
れた後でなければ、これを使用してはならな
い。

2 特定供給設備を設置して液化石油ガスを
供給しようとする者

前項の許可は、貯蔵施設又は特定供
給設備の所在地を管轄する消防長(消防本部
を置かない市町村にあつては、市町村長。以
下同じ。)又は消防署長の意見書を添えて行わ
なければならない。

(許可の基準)

第三十七条 都道府県知事は、前条第一項の許
可の申請があつた場合には、その申請に係る

貯蔵施設又は特定供給設備が通商産業省令で

定める技術上の基準に適合すると認めるとき
は、許可をしなければならない。

(変更の許可)

第三十七条の二 第三十六条第一項の許可を受
けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の
位置、構造若しくは設備を変更しようとする
とき、又は特定供給設備の位置、構造、設備
若しくは装置を変更しようとするときは、そ
の許可をした都道府県知事の許可を受けな
ければならない。ただし、貯蔵施設の撤去そ
他通商産業省令で定める軽微な変更をしよう
とするときは、この限りでない。

(充てん設備の許可)

第三十七条の四 供給設備に液化石油ガス(高
圧ガス保安法第一条の高圧ガスであるものに
限る。以下この項、次条第二項及び第四項、
第九十八条第五号並びに第九十八条の二第一
号において同じ。)を充てんしようとする者

は、供給設備に液化石油ガスを充てんするた
めの設備(以下「充てん設備」という。)と
第四章を次のように改める。

旨をその許可をした都道府県知事に届け出な
ければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可に準用する。
(完成検査)

第三十七条の三 第三十六条第一項又は前条第
一項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者
は、貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、そ
の許可をした都道府県知事が行う完成検査機
関(以下この項、次条第二項及び第四項、
第九十八条第五号並びに第九十八条の二第一
号において同じ。)を充てんしようとする者

は、充てん設備の許可を受けた都道府県知事に
報告しないときは、当該認定液化石油ガ
ス販売事業者がその期間内に報告しないと
する。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項ただし書
の貯蔵施設の撤去その他通商産業省令で定め
る軽微な変更をしたときは、運営なく、その
変更をしたときは、この限りでない。

(充てん設備の許可)

第三十七条の四 供給設備に液化石油ガス(高
圧ガス保安法第一条の高圧ガスであるものに
限る。以下この項、次条第二項及び第四項、
第九十八条第五号並びに第九十八条の二第一
号において同じ。)を充てんしようとする者

は、供給設備に液化石油ガスを充てんするた
めの設備(以下「充てん設備」という。)と

に、その通商産業省令で定める所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る充てん設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

3 第三十七条の二の規定は、第一項の許可を受けた者(以下「充てん事業者」という。)に準用する。この場合において、同条第一項中「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置」とあるのは「充てん設備の第二十七条の四第一項の通商産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置」と、同項及び同条第一項中「貯蔵施設の撤去」とあるのは「充てん設備の撤去」と、同条第三項中「前条」とあるのは「第三十七条の四第二項」と、「第一項」とあるのは「第三十七条の四第二項において準用する第三十七条の二第一項」とあるのは「充てん設備の撤去」と、同条第三項中「前条」とあるのは「第三十七条の四第二項」と、「第一項」とあるのは「第三十七条の四第二項において準用する第三十七条の二第一項」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、充てん事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくは」とあるのは「充てん設備を設置し、又は」と、「当該貯蔵施設又は当該特定供給設備」とあるのは「当該充てん設備」と、「第三十七条の五 充てん事業者は、その設備が前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 充てん事業者は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つて供給設備に液化石油ガス

を充てんしなければならない。

3 都道府県知事は、充てん事業者の充てん設備又は充てんの方法が前条第二項又は前項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、その技術上の基準に適合するよう充てん設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従つて充てんすべきことを命ずることができる。

4 充てん事業者は、通商産業省令で定めるところにより、協会又は通商産業大臣が指定する養成施設において、液化石油ガスの充てんを行う者となるのに必要な知識及び技能に関する通商産業省令で定める講習の課程を修了した者に、その設備による供給設備への液化石油ガスの充てんを行わせなければならない。

5 前項の指定に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(保安検査)

第三十七条の六 充てん事業者は、充てん設備について、通商産業省令で定めるところにより、定期に、その許可をした都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、充てん設備について、通商産業省令で定めるところにより、協会又は高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の指定保安検査機関(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

2 前項の保安検査は、充てん設備が第三十七条の四第二項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

第三十八条 削除

第三十八条の二中第三十六条第一項を「第三十五条の五」に改める。

第三十八条の四第三項及び第四項中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改める。

第三十八条の四の次に次の二条を加える。

(免状交付事務の委託)

第三十八条の四の二 都道府県知事は、政令で定めるところにより、この章に規定する液化石油ガス設備免状に関する事務(液化石油ガス設備免状の返納に係る事務その他政令

検査機関が行う保安検査の方法は、通商産業省令で定める。(許可の取消し等)

第三十七条の七 都道府県知事は、第三十六条第一項の許可を受けた者又は充てん事業者が次の各号の一に該当するときは、その貯蔵施設、特定供給設備、特定供給設備若しくは充てん設備の許可を取り消し、又はその貯蔵施設、特定供給設備若しくは充てん設備の使用の停止を命ずることができる。

1 第十六条第三項、第十六条の二第二項又は第三十七条の五第三項の規定による命令に違反したとき。

2 第三十七条の二第一項(第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

3 第三十七条の二第一項(第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

4 第十六条第三項、第十六条の二第二項又は第三十七条の五第三項の規定による命令に違反したとき。

5 第六十七条の二第一項中「同条中」「第四十一条第一項第一号の指定保安検査機関(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、特定供給設備の使用の停止を命ずるときは、通商産業省令で定めるところにより、協会又は高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の指定保安検査機関(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安

検査機関を「保安機関」及び充てん事業者に改める。

第六十七条の二第一項中「指定製造事業者及び認定調査機関」を「保安機関及び充てん事業者」に改める。

第八十二条第一項中「液化石油ガス販売事業者」の下に「保安機関」を加え、「液化石油ガス指定製造事業者」を削り、同条第二項中「認定調査機関」を「充てん事業者」に改める。

第八十三条第一項中「液化石油ガス指定製造事業者」を削り、「行なう」を行つて改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「認定調査機関」を「保安機関」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「許可」を「登録」に改め、「液化石油ガス販売事業者」の下に「その許可を受けた充てん事業者」を、「液化石油ガス」の下に「充てん設備」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

4 第一項の都道府県知事、協会又は指定保安

2 前項の規定により免状交付事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第二十八条の八第一項中「第三十六条第一項」を「第三十五条の五」に改める。

4 第四十六条の見出しを「(製造事業者登録簿)」に改め、同条中「登録簿」を「製造事業者登録簿」に改める。

5 第六十七条の二第一項中「同条中」「第四十一条第一項第一号の指定保安検査機関(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安

官報(号外)

三項、第三十七条の五第二項、第三十八条を「第三十四条第三項、第三十五条の五、第三十一条の五第三項」に改める。

第七条の五第三項を次のように改め
第一百条第三号及び第四号を次のように改め
三及び四 削除
第一百条第九号を削る。

第一百条第一号中「第六条第一項若しくは第二項、第八条第二項、第九条」を「第六条(第三十五条の四において準用する場合を含む)、第八条(第三十五条の四において準用する場合を含む)」に、「第三十五条又は第三十七条の九」を「第三十五条の四」に、「第十九条、第三十二条(第三十七条の九において準用する場合を含む)、第三十七条の四第二項」を「第三十三条」に改める。

第二項、第三十七条の二第二項に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中高圧ガス取締法第五十九条の二十
八第一項の改正規定(同項第四号の三の次に一号を加える部分に限る)、公布の日

二 第二条中液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三章の改正規定のうち第二十七条第一項(保安業務を規定する部分に限る)、第二十九条、第三十条、第三十一条及び第三十五条(第三項を除く)に係る部分並びに第八十六条第一項第四号の改正規定(認定に係る部分に限る)及び同条第二項の改正規定(第二十九条第一項の認定に係る部分に限る)。平成八年九月一日

(高圧ガス取締法の一部改正に伴う経過措置)
第二条この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の高圧ガス取締法(以下「高圧ガス取締法」という)第五条第一項の許可を受けてい
る者であつて第一条の規定による改正後の高圧

ガス保安法(以下「高圧ガス保安法」という)第五条第一項第一号又は第二号に該当する者は、同項の許可を受けたものとみなす。
二 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第五条第一項の許可を受けている者であつて高圧ガス保安法第五条第一項第一号又は第二号に該当する者は、同項の規定による届出をしたものとみなす。
三 この法律の施行前に高圧ガス取締法第五条第二項の規定による届出をした者は、高圧ガス保安法第五条第二項において準用する規定による届出をしたものとみなす。
四 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第六条の三十の二第二項において準用する規定による届出をした者は、高圧ガス保安法第六条の三十の二第二項において準用する規定による届出をしたものとみなす。
五 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第六条の許可を受けている者又はその申請を行つている者は、高圧ガス保安法第二十条の四の規定による届出をしたものとみなす。
六 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第六条の許可を受けて設置されている高圧ガス取締法第八条第三号の販売のための施設であつて高圧ガス保安法第十六条第一項の政令で定めるガスの種類ごとに同項の政令で定める量以上の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所に該当するものは、同項の許可を受けたものとみなす。
七 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第六条第一項の許可を受けて設置されている高圧ガス取締法第八条第三号の販売のための施設であつて容量三百立方メートル以上の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所(前項の規定により高圧ガス保安法第十一条の二第一項の規定による届出をしたものとみなされるものとみなす)に該当するものは、高圧ガス保安法第十七条の二第一項の規定による届出をしたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に旧液化石油ガス法第十一条第一項の許可を受けたものとみなされるものとみなす。
六条第一項の許可を受けたものとみなされるものは、この法律の施行の日から三年間は、この法律の施行の際現に旧液化石油ガス法第三条第一項の許可を受けている者は、新液化石油ガス法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。
二十七条第三項の規定にかかわらず、その販売規定による届出をしたものとみなす。
第三条 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第三十五条第一項ただし書の指定を受けている者は、この法律の施行の日から高圧ガス保安法第五十八条の三十の二第二項において準用する規定による届出をしたものとみなす。
四 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第六条第一項の規定による届出を行つている者は、高圧ガス保安法第五十八条の二十の二第一項の政令で定める期間の満了の日まで、引き続き現行行つていてる高圧ガス取締法第三十五条第一項ただし書の保安検査に相当する高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の保安検査を行うことができる。

5 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第六条第一項第一号の業務のうちその者が旧液化石油ガス法第三十七条第一項の規定により認定を受けた範囲に相当する新液化石油ガス法第二十九条第一項の保安業務区分に係る同項の認定を受けたものとみなす。
六 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第六条第一項から前条までに規定するもののはか、高圧ガス取締法又は旧液化石油ガス法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、それぞれ高圧ガス保安法又は新液化石油ガス法の相当規定によつてしたものとみなす。

5 (处分等の効力の引継ぎ)
第五条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、高圧ガス取締法又は旧液化石油ガス法の規定によつてした処分、手續その他の行為は、それぞれ高圧ガス保安法又は新液化石油ガス法の相当規定によつてしたものとみなす。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
6 (罰則に関する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
7 (その他の措置の政令への委任)
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

8 (地方自治法の一部改正)
第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(九十六中「高圧ガス取締法」を「高圧ガス保安法」に改め、「販売業」を削り、「危害予防規程の認可」を「販売業等の届出の受理」に改める。)

別表第三第一号(九十六中「液化石油ガス販売事業の許可」を「液化石油ガス販売事業者の

高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における規制緩和の要請及び高圧ガスの保安に関する技術の向上並びに供給形態の変化等を踏まえ、民間事業者の自主的な保安活動による合理的な保安確保等を図るとともに、液化石油ガスの安全かつ効率的な供給を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 高圧ガス取締法の一部改正

(一) 法律の題名を「高圧ガス保安法」に改めるとともに、法律の目的に、民間事業者による自主的な保安検査活動の促進に資する旨の規定を加える。

(二) 高圧ガスの圧力の単位を「メガパスカル」に改める。

(三) 高圧ガスの製造の許可については、その許可を要する量の基準を引き上げ、高圧ガスの種類ごとに、その容積に応じて行う数値に応じて行うこととする。

(四) 高圧ガスの貯蔵の許可については、その許可を要する量の基準を引き上げ、高圧ガスの種類ごとに、その容積に応じて行うこととする。

(五) 指定完成検査機関による完成検査を受けた者及び完成検査実施者の認定を受け特定変更工事の検査の記録を届け出た者は、都道府県知事の行う検査を受けることを要しないこととする。

(六) 指定完成検査機関による完成検査を受けた者及び完成検査実施者の認定を受け特定変更工事の検査の記録を届け出た者は、都道府県知事の行う検査を受けることを要しないこととする。

2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正

(一) 液化石油ガス販売事業についての許可を届出に改める。

(六) 高圧ガス販売事業の許可を届出に改める

とともに、高圧ガスの輸入に係る届出を不要とする。

(七) 第一種製造者の策定する危害予防規程に係る認可を届出に改めるとともに、保安教育計画に係る届出を不要とする。

(八) 保安検査において、認定保安検査実施者は、都道府県知事が行う保安検査を受けることを要しないこととする。

(九) 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者についての認定の基準について定める。

(十) 容器の製造事業及び輸入の届出に関する規定等を廃止し、容器及び附属品についてその製造事業者の登録制度を設けるとともに、型式承認制度を設ける。

(十一) 特定設備製造業者の登録制度を設け、登録特定設備製造業者が製造した特定設備については、特定設備基準適合証の交付を受けた場合は、通商産業大臣等が行う特定設備検査を受けることを要しないこととする。

(十二) 高度な保安体制を構築した販売事業者に對し、通商産業大臣又は都道府県知事による認定制度を導入するとともに、業務主任者の選任に係る特例等を定める。

(十三) 通商産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設を設置する者又は特定供給設備を設置して液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設を設置する者に対する許可について定める。

(十四) 供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者に対する許可について定める。

(十五) 罰則等について所要の改正を行ふとともに、その他の所要の規定の整備を行う。

(十六) この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、高圧ガス保安協会の業務範

登録に改める。

(一) 一般消費者等に交付する書面の記載事項に保安機関の名称又は氏名を加える。

(二) 液化石油ガス指定製造事業に関する規定を廃止する。

(三) 保安業務を行う保安機関の認定について定め、液化石油ガス販売事業者が保安機関に対し保安業務の全部又は一部について委託しているときは、その委託に係る部分については保安業務を実施しなくともよいこととする。

(四) 保安業務を行う保安機関の認定について定め、液化石油ガス販売事業者が保安機関に対し保安業務の全部又は一部について委託しているときは、その委託に係る部分については保安業務を実施しなくともよいこととする。

(五) 保安検査において、認定保安検査実施者は、都道府県知事が行う保安検査を受けることを要しないこととする。

(六) 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者についての認定の基準について定める。

(七) 容器の製造事業及び輸入の届出に関する規定等を廃止し、容器及び附属品についてその製造事業者の登録制度を設けるとともに、型式承認制度を設ける。

(八) 特定設備製造業者の登録制度を設け、登録特定設備製造業者が製造した特定設備については、特定設備基準適合証の交付を受けた場合は、通商産業大臣等が行う特定設備検査を受けることを要しないこととする。

(九) 高度な保安体制を構築した販売事業者に對し、通商産業大臣又は都道府県知事による認定制度を導入するとともに、業務主任者の選任に係る特例等を定める。

(十) 通商産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設を設置する者又は特定供給設備を設置して液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設を設置する者に対する許可について定める。

(十一) 供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者に対する許可について定める。

(十二) 罰則等について所要の改正を行ふとともに、その他の所要の規定の整備を行う。

(十三) この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、高圧ガス保安協会の業務範

団の拡充に係る規定については公布の日とし、保安機関の認定に係る規定については

平成八年九月一日とする。

議案の可決理由

関係法律について所要の改正を行う。

議案の可決理由

本案は、近時の規制緩和の要請の下、高圧ガスの保安技術の進歩及び事業者の自主保安活動について定め、液化石油ガス販売事業者が保安機関に対し保安業務の全部又は一部について委託しているときは、その委託に係る部分については保安業務を実施しなくともよいこととする。

右

平成八年二月九日

科学技術振興事業団法案

衆議院議長 土井たか子殿

商工委員長 甘利 明

内閣総理大臣 橋本龍太郎

科学技術振興事業団法

目次

第一章 総則(第一条～第十条)
第二章 役員等(第十一条～第十二条)
第三章 新技術審議会(第十四条～第二十九条)
第四章 業務(第三十条～第三十四条)
第五章 財務及び会計(第三十五条～第四十五条)
第六章 監督(第四十六条～第四十七条)
第七章 雜則(第四十八条～第五十一条)
第八章 罰則(第五十二条～第五十五条)
附則

外報号

第一条 科学技術振興事業団は、我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務、研究交流の促進に関する業務等を行うことにより科学技術の振興のための基盤の整備を図るとともに、新技術の創製に資すると認められる基礎的研究及び新技術の開発を行い、並びにこれらの成果を普及し、もって科学技術の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術(人文科学のみに係るもの)を除く。以下同じ。)に関する情報をいう。

二 この法律において「研究交流」とは、科学技術に関する試験研究に係る交流のことをいう。

三 この法律において「新技術」とは、国民経済上

重要な科学技術に関する試験研究の成果であつて、企業化されていないものをいう。

4 この法律において「創製」とは、科学技術に関する試験研究を行うことにより、その成果としての新技術を生み出すことをいう。

5 この法律において「開発」とは、科学技術に関する試験研究の成果を企業的規模において実施することにより、これを企業とし得るようになること)をいう。

6 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

7 政府及び政府以外の者は、第一項の認可があつた場合において、事業団に出資しようとするときは、第三十条第一項第一号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定めるもの(以下「文献情報提供業務」という。)又はその他の業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額(土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等)を示すものとする。

8 法人格

9 第三条 科学技術振興事業団(以下「事業団」といふ。)は、法人とする。

10 (事務所)

11 第四条 事業団は、主たる事務所を埼玉県に置く。

12 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

13 (資本金)

14 第五条 事業団の資本金は、附則第六条第四項及び第五項並びに附則第八条第四項の規定により

15 政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

16 2 前項に規定するもののほか、出資証券に関する必要な事項は、政令で定める。

17 3 前項に規定するもののほか、出資証券に関する持分の払戻し等の禁止

18 4 第七条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

19 5 第八条 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

20 6 (登記)

21 7 第九条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

22 8 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に对抗することができない。

23 9 政府は、事業団に出资するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品(以下「土地等」という。)を出資の目的とすることができない。

10 10 第九条 事業団でない者は、科学技術振興事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十一條 事業団に、役員として、理事長一人、専務理事一人、理事七人以内及び監事一人を置く。

2 専務理事は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を總理する。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣(第五十条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)に意見を提出することができる。

5 第十二条 役員の任命

6 第十三条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

7 第十四条 専務理事及び理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

官報号外

(役員の任期)

第十四条 理事長及び専務理事の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができる。
(役員の欠格条項)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員又は研究公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員の解任)

第十六条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができます。

一心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
三 理事長は、前項の規定によりその任命に係る

(役員の公務員たる性質)

役員を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第十七条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八条 事業団と理事長又は専務理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十九条 理事長及び専務理事は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(顧問)

第二十条 事業団に、その業務の運営に関する基本的事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二十一条 事業団に、その業務の運営に関する基本的事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第二十二条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(秘密保持義務)

第二十三条 役員、顧問若しくは職員又はこれら の職にあつた者は、第三十条第一項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる業務に係る職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(委員の任期)

第二十三条 役員、顧問及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十七条 委員は、科学技術に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受け、理事長が任命する。

(委員の任期)

第二十四条 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(華用規定)

第二十九条 第十六条第一項及び第三項並びに第二十二条の規定は、委員について準用する。

(業務)

第二十条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

2 研究に関する基本方針を決定するとき。

3 新技術の開発を実施した結果についてその成否を認定するとき。

4 新技術の創製に資すると認められる基礎的研究に関する基本方針を決定するとき。

2 審議会は、前項各号に掲げる場合のほか、理事長の諸問題に応じ、事業団の業務の実施に関する専門的事項のうち重要なものを審議することができる。

(組織)

第二十六条 審議会は、委員十五人以内をもつて組織する。

2 審議会に会長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第二十七条 委員は、科学技術に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣の認可を受け、理事長が任命する。

(科学技術情報)

第二十八条 委員は、科学技術情報を収集し、分類し、整理、保管し、又は提供するほか、これらの業務を妨げない範囲内において、事業団が保管する科学技術情報を閲覧させること。

2 研究会は、前項各号に掲げる業務(科学技術の所掌事務に係るものに限る)を行ふこと。

3 研究会は、研究会の開催、外国の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務

4 口 科学技術に関する試験研究を行つた者が科学技術に関する試験研究を共同して行うこと(當利を目的とする団体が他の當利を目

的とする団体との間で行ふ場合を除く)についてあつせんする業務

三 科学技術に関する試験研究を行う者に対する
し、試験研究を効果的かつ効率的に行つため
に必要な人的及び技術的援助を行い、並びに
資材及び設備を提供する業務(科学技術庁の
所掌事務に係るものに限る)を行うこと。

四 科学技術に関する知識を普及し、並びに國
民の関心及び理解を増進すること。

五 新技術の創製に資することとなる初期的段
階の技術に関する知見を探索することを内容
とする基礎的研究を行い、その成果を普及す
ること。

六 企業化が著しく困難な新技術について企業
等に委託して開発を実施し、その成果を普及
するほか、新技術の開発について企業等に
あっせんすること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行つ
うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的
を達成するために必要な業務を行ふこと。

2 事業団は、前項第八号に掲げる業務を行おう
とするときは、内閣総理大臣の認可を受けな
ければならない。

(業務の委託)

第三十一条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受
けて定める基準に従つてその業務の一部を委託
することができる。

(業務方法書)

第三十二条 事業団は、業務の開始の際、業務方
法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければ
なければならない。これを変更しようとするとき
も、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理

府令で定める。

(開発の委託等に関する認可)

第三十三条 事業団は、企業等への委託により新
技術の開発を実施しようとするときは、開発を

実施しようとする新技術及び開発を委託しよう
とする企業等の選定並びに当該開発の規模の決
定について、内閣総理大臣の認可を受けなけれ
ばならない。これを変更しようとするときも、

同様とする。

2 事業団は、新技術の開発の成果を企業に実施
させようとするときは、当該成果を実施させる
企業の選定について、内閣総理大臣の認可を受
けなければならない。これを変更しようとする
ときも、同様とする。

(関係機関との協力)

第三十四条 事業団は、第三十条第一項第一号に
掲げる業務を行つに際しては、できる限り、国
立国会図書館その他の関係機関の文献及び資料
の利用を図るほか、関係機関と緊密に協力しな
ければならない。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第三十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日
に始まり、翌年二月二十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第三十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、
予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開
始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければな
らない。これを変更しようとするときも、同様
とする。

(財務諸表)

第三十七条 事業団は、毎事業年度、財産目録、
貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」と
いう。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以
内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けな
ければならない。

貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」と
いう。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以
内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けな
ければならない。

2 事業団は、文献情報提供勘定において、前項
に規定する残余の額から同項の規定により積立
金として整理した額を控除してなお残余がある
ときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残
余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額
に応じて分配することができる。

3 事業団は、毎事業年度、損益計算において損
失を生じたときは、第一項の規定による積立金
を減額して整理し、なお不足があるときは、そ
の不足額は、繰越欠損金として整理しなければ
ならない。

2 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けたとき
の承認を受けたときは、通常なく、財務諸表を
官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書
並びに前項の事業報告書及び決算報告書を各事
務所に備えて置かなければならない。

(書類の送付)

第三十八条 事業団は、第三十六条又は前条第一
項の規定による認可又は承認を受けたときは、
当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資
金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の
出資者に送付しなければならない。

(区分経理)

第三十九条 事業団は、文献情報提供業務に係る
経理については、その他の経理と区分し、特別
の勘定(以下「文献情報提供勘定」という。)を設
けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十条 事業団は、毎事業年度、損益計算にお
いて利益を生じたときは、前事業年度から繰り
越した損失をうめ、なお残余があるときは、そ
の残余の額(文献情報提供勘定においては、當
該勘定に係る残余の額に政令で定める率を乗じ
て得た額以上の額)は積立金として整理しなけ
ればならない。

て得た額以上の額)は積立金として整理しなけ
ればならない。

2 事業団は、文献情報提供勘定において、前項
に規定する残余の額から同項の規定により積立
金として整理した額を控除してなお残余がある
ときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その残
余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額
に応じて分配することができる。

3 事業団は、毎事業年度、損益計算において損
失を生じたときは、第一項の規定による積立金
を減額して整理し、なお不足があるときは、そ
の不足額は、繰越欠損金として整理しなければ
ならない。

2 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けたとき
の承認を受けたときは、通常なく、財務諸表を
官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書
並びに前項の事業報告書及び決算報告書を各事
務所に備えて置かなければならない。

(借入金)

第四十一条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受
けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年
度内に償還しなければならない。ただし、資金
の不足のため償還することができないときは、
その償還することができない金額に限り、内閣
総理大臣の認可を受けて、これを借り換えるこ
とができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借
入金は、一年以内に償還しなければならない。
(余裕金の運用)

第四十二条 事業団は、次の方法によるほか、業
務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証
券の取得
二 銀行その他の内閣総理大臣の指定する金融機
関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

(信託)

(財産の処分等の制限)

第四十三条 事業団は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第四十五条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

(監督)

第四十六条 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十七条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にはこれを提示しなければならない。

七条に規定する権限については、この限りでない。

(関係大臣との協議)

第五十一条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。以下同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第七章 雜則

(関係行政機関の長の協力)

第四十八条 関係行政機関の長は、事業団の行う科学技術情報の収集について、できる限り協力をするものとする。

(解散)

第四十九条 事業団は、解散した場合において、

その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、文献情報提供勘定に属する額に相当する額を文献情報提供勘定に係る各出資者に対し、文献情報提供勘定以外の一般の勘定(以下この条において「一般勘定」という。)に属する額に相当する額を一般勘定に

2 第三十七条第一項及び第四十四条の規定による承認をしようとするとき。
三 第四十二条第一項及び第二号の規定による指定をしようとするとき。
四 第三十二条第二項、第四十三条及び第四十条の規定により総理府令を定めようとするとき。

五 第三十二条第一項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十六条第一項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第五十五条 第九条の規定に違反した者は、十円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条规定から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

第三条 内閣総理大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第五十条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができ

る。ただし、第十三条、第十六条第一項、同条第二項及び第三項(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十二条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員

又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、そ

の認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定に違反して登記する」とを怠つたとき。

三 第三十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十二条の規定に違反して業務上の余裕

金を運用したとき。

五 第四十六条第一項の規定による内閣総理大

臣の命令に違反したとき。

第六十五条 第九条の規定に違反した者は、十円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条规定から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 内閣総理大臣は、設立委員会を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、運営なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第一項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、運営なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(日本科学技術情報センターの解散等)

第六条 日本科学技術情報センター(以下「センター」という。)は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 センターの平成八年四月一日に始まる事業年度は、センターの解散の日の前日に終わるものとする。

3 センターの平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完成の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおけるセンターに対する政府以外の者の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し当該政府に充てるべきものとして出資されたものとす。

5 第一項の規定により事業団がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおけるセンターに対する政府以外の者の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し当該政府に充てるべきものとして出資されたものとす。

6 センターが発行した出資証券の上に存在する質権は、第六条第一項の規定により出資者が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

7 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定めることとする。

(持分の払戻し)

第七条 前条第五項の規定により政府以外の者が事業団に出資したものとされた金額について

は、当該政府以外の者は、事業団に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができます。

5 第一項の規定により新技術事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定めることとする。

(非課税)

第九条 附則第六条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課すことができない。

2 事業団は、前項の規定による請求があつたときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻し

(昭和三十二年法律第八十四号)第二十二条第一項の規定により從前センターが行うこととされていたもののそれぞれに必要な資金に充てるため政府からセンターに対して出資された金額として内閣総理大臣が定める金額は、それぞれ、事業団の設立に際し政府から事業団に文献情報提供業務又は事業団のその他の業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとす。

をしなければならない。この場合において、事業団は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(新技術事業団の解散等)

第八条 新技術事業団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 新技術事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度は、新技術事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 新技術事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、な

お従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団が新技術事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける新技術事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に文献情報提供業務以外の事業団の業務に必要な資金に充てるべきものとして出資され

たものとする。

5 第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

3 前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合は、土地に対して課する特別土地保有税を同日においてセンター又は新技術事業団が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができる。

4 第一項の規定により事業団が新技術事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける新技術事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に文献情報提供業務以外の事業団の業務に必要な資金に充てるべきものとして出資され

たものとする。

5 第一項の規定により新技術事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定めることとする。

6 第十一条 事業団の最初の事業年度は、第三十五条

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成九年三月三十一日に終わるものとする。

7 第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十一条 事業団の最初の事業年度は、第三十五条

条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成九年三月三十一日に終わるものとする。

8 第十二条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第三十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後運営なく」とする。

(日本科学技術情報センター法及び新技術事業団法の廃止)

第十二条 次の法律は、廃止する。

官 報 (号 外)

一 日本科学技術情報センター法
 二 新技術事業団法(昭和三十六年法律第八十
 号)
 第十四条 前条の規定の施行前に同条の規定によ
 る廃止前の日本科学技術情報センター法(第十
 三条を除く。)又は新技術事業団法(第十二条及
 び第二十五条を除く。)の規定によりした処分、
 手続その他の行為は、この法律中の相当する規
 定によりした処分、手續その他の行為とみな
 す。

第十五条 附則第十三条の規定の施行前にした行
 為に対する罰則については、なお従前の例によ
 る。

第十六条 新技術事業団の役員若しくは職員又は
 新技術審議会の委員であつた者に係るその職務
 に関する秘密を漏らし、又は盜用して
 はならない義務については、附則第十三条の規
 定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされ
 る事項に係る附則第十三条の規定の施行後にし
 た行為に対する罰則の適用については、なお従
 前の例による。

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)
 の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表新技術事業団の項を削
 る。

(印紙税法の一部改正)

第十九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十二
 号)の一部を次のように改正する。
 第二十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三
 十五号)の一部を次のように改正する。
 別表第一新技術事業団の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第二十一条 消費税法(昭和六十三年法律第八
 号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表新技術事業団の項を削
 る。

(地価税法の一部改正)

第二十二条 地価税法(平成三年法律第六十九号)
 の一部を次のように改正する。

別表第一第二十五号中「日本科学技術情報セ
 ンター」を「科学技術振興事業団」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十三条 地方税法の一部を次のように改正す
 る。

理由

特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて科学
 技術の振興のための基盤の整備を図るとの観点か
 ら日本科学技術情報センター及び新技術事業団を
 解散して科学技術振興事業団を設立し、科学技術
 の振興に寄与するため、科学技術情報の流通、研
 究交流の促進、新技術の創製に資すると認められ
 る基礎的研究、新技術の開発等の業務を行わせる
 必要がある。これが、この法律案を提出する理由
 である。

第七十二条の四第一項第三号中「新技術事
 業団」を削る。

第七十三条の四第一項第十三号中「新技術事
 業団が新技術事業団法(昭和三十六年法律第八
 十二号)第二十八条第五号」を「科学技術振興事
 業団が科学技術振興事業団法(平成八年法律第
 一百一十九号)第二十条第一項第一号イ」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)
 の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表新技術事業団の項を削
 る。

第三十条第一項第五号に規定する基礎的研究に
 係る」と、「新技術事業団が所有し、かつ、直接
 同条第五号」を「科学技術振興事業団が所有し、
 かつ、直接同条第一項第二号イ」に改める。

第七百一条の四十一第一項の表第二号の二中
 「日本科学技術情報センター」を「科学技術振興
 事業団」に改める。

(科学技術厅設置法の一部改正)

二十四条 科学技術厅設置法(昭和三十一年法
 律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号中「日本科学技術情報情
 報センター」及び「新技術事業団」を削り、「及
 び宇宙開発事業団」を「宇宙開発事業団及び科
 学技術振興事業団」に改める。

二 同事業団に、役員として、理事長一人、専
 業理事一人、理事七人以内及び監事一人を置
 くものとすること。

三 同事業団に、新技術の開発及び基礎的研究
 に関する専門的な事項を審議する新技術審議
 会を置くものとすること。

4 同事業団は、科学技術情報の流通に関する
 業務、研究交流の促進に関する業務、研究支
 援業務、科学技術への理解増進業務、新技術
 の創製に資すると認められる基礎的研究、新技術
 の開発等を行うものとすること。

5 同事業団は、内閣総理大臣が監督するもの
 とすること。

6 この法律は、公布の日から施行するものと
 すること。ただし、日本科学技術情報セン
 ター法及び新技術事業団法の廃止等について
 の規定は、政令で定める日から施行するもの
 とすること。

二 議案の可決理由

本案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あ
 わせて科学技術の振興のための基盤の整備を図
 る措置として妥当なものと認め、原案のとおり
 可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成八年度一般会計予算(科学技術庁所管)に、四百一十七億九千万円が計上されている。右報告する。

平成八年三月二十七日

科学技術委員長 井上 喜一
衆議院議長 土井たか子殿

[別紙]

科学技術振興事業団法案に対する附帯決議
行政の減量化と新たな時代の要請に応えるとい
う特殊法人整理合理化の趣旨に鑑み、また、科学
技術基本法の精神を活かす上から、新たに設立さ
れる「科学技術振興事業団」においては、今後と
も、必要な改革を着実に実施していくものとする。
また、二法人の統合にあたり、移行期における職員の待遇等の諸課題の解決について十分な配
慮を講ずるものとする。

右 石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する 法律案

国会に提出する。

平成八年二月五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正す
る法律

石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律
第九十七号)の一部を次のように改正する。

「第三章 石炭鉱害事業団
第一節 役員等
第二節 第三十二条第一項第十八条
第三十二条第一項第十九条・第二十九条
第三十三条第一項第三十二条第三十三条
第四節 第四十四条
第五節 第四十五条
第六節 第四十五条・第四十六条
第七節 第四十七条
第八節 第四十八条
第九節 第四十九条

等の業務」に改める。
第三章第一節及び第二節を削る。

第三章第三節の節名を削り、第三十条の見出し
を「(石炭鉱害の賠償等の業務)」に改め、同条第一
項各号列記以外の部分を次のように改める。

機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入
の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十
一号。以下「石油代替エネルギー法」という。)第
三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほ
か、鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画
的な復旧を図るため、次の業務を行う。

第三十条第一項第四号イ中「復旧基本計画」の下
に「(復旧法第四十八条第一項の復旧基本計画をい
う。)」を加え、同号ニ及びヘ中「事業団」を「機構」
に改める。

第一条中「石炭鉱害事業団」を「新エネルギー・
産業技術総合開発機構」に、「行なわせる」を「行
わせる」に改める。

第三十二条第一項中「事業団」を「機
構」に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第三十三条第一項中「事業団」を「機構」に改め、
「機構又は」を削り、同条第二項中「同項に規定す
る者」を「金融機関」に改め、同条第三項中「刑法」
の下に「(明治四十年法律第四十五号)」を加え、同
条を第十三条とする。

第三十四条第一項中「事業団」を「機構」に、
「業務開始を「第十二条第一項に規定する業務の開
始」に改め、同条を第十四条とする。

第三十五条第一項中「事業団」を「機構」に、「行
なつた」を「行つた」に改め、同条を第十五条とす
る。

第三十六条第一項中「事業団」を「機構」に、「取
りもどした」を取り戻した」に改め、同条第一項
中「事業団」を「機構」に改め、同条を第十九条とす
る。

第三十七条第一項中「事業団」を「機構」に、「第三
十一条第一項第五号」を「第十一條第一項第五号」に
改め、同条を第二十条とする。

第三十八条第一項中「事業団」を「機構」に、「取
りもどした」を取り戻した」に改め、同条第一項
中「事業団」を「機構」に改め、同条を第十九条とす
る。

第三十九条第一項中「事業団」を「機構」に、「第三
十一条第一項第五号」を「第十一條第一項第五号」に
改め、同条を第二十条とする。

第三十二条第一項中「事業団」を「機構」に、「第三
十一条第一項第五号」を「第十一條第一項第五号」に
改め、同条を第二十条とする。

第三十三条第一項中「事業団」を「機構」に、「第三
十一条第一項第五号」を「第十一條第一項第五号」に
改め、同条を第二十条とする。

第三十四条第一項中「事業団」を「機構」に、「第三
十一条第一項第五号」を「第十一條第一項第五号」に
改め、同条を第二十条とする。

第三十五条第一項中「事業団」を「機構」に、「第三
十一条第一項第五号」を「第十一條第一項第五号」に
改め、同条を第二十条とする。

第三十六条第一項中「事業団」を「機構」に、「第三
十一条第一項第五号」を「第十一條第一項第五号」に
改め、同条を第二十条とする。

第三十七条第一項中「事業団」を「機構」に、「第三
十一条第一項第五号」を「第十一條第一項第五号」に
改め、同条を第二十条とする。

第三十八条第一項中「事業団」を「機構」に、「第三
十一条第一項第五号」を「第十一條第一項第五号」に
改め、同条を第二十条とする。

十条第一項第四号チ」を「第十二条第一項第四号
チ」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改
め、同条を第十六条とする。
第三十三条の三中「第三十条第一項第五号」を
「第十二条第一項第五号」に改め、同条を第十七条と
する。
第三章第四節の節名及び第三十四条から第三十
七条までを削る。
第三十二条の見出し中「借入金及び」を削り、同
条第一項中「事業団」を「機構」に、「長期借入金若
しくは短期借入金を」、又は「」を「鉱害の賠償等の
円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧に関する業務
に必要な費用に充てるため」に改め、同条第二
項及び第三項を次のように改める。
1 前項の規定による債券の債権者は、機構の財
産について他の債権者に先立つて自己の債権の
弁済を受ける権利を有する。
2 前項の規定による債券の債権者は、機構の財
産について他の債権者に先立つて自己の債権の
弁済を受ける権利を有する。
3 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九
年法律第八十九号)の規定による一般の先取特
権に次ぐものとする。
第三十二条第四項中「事業団」を「機構」に、「取
りもどした」を取り戻した」に改め、同条第一項
中「事業団」を「機構」に改め、同条を第十九条とす
る。

官報(号外)

「第三十条第一項第五号」を「第二十一条第一項第五号」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に改め、同条第三項中「次条」を「石油代替エネルギー法第五十条及び附則第二十条第一項」に、「第三十条第五号」を「第十二条第一項第五号」に改め、同条第一項第五号」を「第二十一項第五号」に改め、同条を第二十一条とする。

第四十一条及び第四十二条を削る。

第四十二条の二中「第三十条第一項第五号」を「第十二条第一項第五号」に、「事業団が」を「機構が」に、「石炭鉱害事業団」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条を第二十二項とする。

第三章第五節を削る。

第三章第六節の節名を削り、第四十五条第一号中「第二十二条第一項、第三十二条第一項」を「第十三条第一項、第十四条第一項」に改め、「第三十五条」を削り、「第三十八条第一項」を「第十八条第一項」に改め、「若しくは第二項ただし書」及び「第三十一条第一項の認可にあつては、金融機関に対し委託する場合におけるものに限る。」を削り、「同条第二号中「第二十二条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「又は第四十二条」を削り、同条第三号及び第四号を削り、同条を第二十三条とする。

第四十五条の二を削る。

第四十六条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を持参し、関係者に提示しなければならない。

第四十六条に次の二項を加え、第四章中同条を二十四条とする。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならぬ、同条第二項中「次条」を「石油代替エネルギー法第五十一条第一項」に改め、「第二十一条第一項第五号」を「第十二条第一項第五号」に改め、同条を第二十一項とする。

第五章中第四十八条を第二十六条とする。

第四十九条を削る。

第五十条中「第四十六条第一項」を「第二十四条规定」に改め、同条を第二十七条とする。

第五十条の二を削る。

第五十二条中「第四十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第二十八条とする。

第五十二条中「第四十八条第五十条」を「第二十六条第二十七条」に改め、同条を第二十九条とする。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（石炭鉱害事業団の解散等）

第二条 「石炭鉱害事業団（以下「事業団」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が承継する。

第五十三条中「次の各号の一に該当する」を「第十九条第一項の規定に違反して同項に規定する準備金を預託しておかなかつた」に、「事業団の役員又は職員」を「機構の役員」に改め、各号を削り、同条を第三十条とする。

第五十四条を削る。

附則第十条第一項中「事業団」を「機構」に、「取りもどす」を「取り戻す」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に改め、同条第三項中「こえない」を「超えない」に、「事業団」を「機構」に改め、同条第四項中「取りもどし」を「取り戻し」に、「事業団」を「機構」に改める。

附則第十一项中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に、「第四十条（命令の手続）」を「第四十八条第四項から第六項まで（賃貸の手続）」に、「第十五条（賃貸の通知の方式）」に、「取りもどし」を「取り戻し」に、「事業団」を「機構」に改める。

4 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から機構に出資されたものとする。この場合において、機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十四条第三項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

5 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

6 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録について

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならぬ、「取りもどし」を「取り戻し」に改める。

附則第十二条中「事業団」を「機構」に、「取りもどし」を「取り戻す」に改め、同条第一項に「第二十一条第一項第五号」を「第十二条第一項第五号」に改め、「第二十一条第一項第五号」を「第十二条第一項第五号」に改め、同条を第二十一項とする。

第五章中第四十八条を第二十六条とする。

第四十九条を削る。

第五十条中「第四十六条第一項」を「第二十四条规定」に改め、同条を第二十七条とする。

第五十条の二を削る。

第五十二条中「第四十六条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第二十八条とする。

第五十二条中「第四十八条第五十条」を「第二十六条第二十七条」に改め、同条を第二十九条とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（石炭鉱害事業団の解散等）

第二条 「石炭鉱害事業団（以下「事業団」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が承継する。

第三条 機構に出資した政府以外の者は、機構に對し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

4 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から機構に出資されたものとする。この場合において、機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十四条第三項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

5 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

6 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録について

7 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車の取得税を課することができない。

8 機構が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で、事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び地方税法第九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法（昭和四十三年法律百二号）第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日ににおいて事業団が当該土地の取得をした日以後十年を経過しているものに對しては、土地に対し課する特別土地保有税を課することができない。

9 機構が第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法（昭和四十三年法律百二号）第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日ににおいて事業団が当該土地の取得をした日以後十年を経過しているものに對しては、土地に対し課する特別土地保有税を課することができない。

10 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から機構に出資されたものとする。この場合において、機構は、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十四条第三項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

11 機構は、前項の規定による請求があつたときは、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第十六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

12 第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録について

13 第一項の規定による改正前の石炭鉱害賠償等

項中「事業団」を「機構」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に、「きいた」を「聴いた」に改め、同条第八項中「事業団」を「機構」に、「あたり」を「当たり」に、「きく」を「聴く」に改める。

第四十八条の二第一項中「添附」を「添付」に、事業団を「機構」に改め、同条第四項中「事業団」を「機構」に、「行なわなければ」を「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第五項中「事業団」を「機構」に、「添附」を「添付」に改める。

第四十八条の三中「事業団」を「機構」に改め、「添付」を「添付」に改める。

第四十九条第二項中「事業団」を「機構」に改め、同条第四項中「事業団」を「機構」に、「行なう」を行つて改める。

第五十条第一項、第五十一条第一項第一号、同条第二項及び第三項、第五十二条、第五十三条の二(見出しを含む)並びに第五十四条第一項中「事業団」を「機構」に改める。

第五十五条第一項中「定」を「定め」に、「事業団」を「機構」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に、「事業団」を「機構」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に、「事業団」を「機構」に改める。

第五十六条第四項中「基いて」を「基づいて」に、「事業団」を「機構」に改める。

第五十九条中「事業団」を「機構」に改める。

第六十条第二項中「取消」を「取消し」に、「事業団」を「機構」に改める。

第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条第一項及び第六十七条中「事業団」を「機構」に改める。

第六十八条第一項中「事業団」を「機構」に改める。

「第三十二一条第一項」を「第十四条第一項」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に改める。

第六十九条第一項中「事業団」を「機構」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「取消し」に改める。

第七十条から第七十二条までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第七十三条第一項中「附して」を「付して」に、「事業団」を「機構」に改め、同条第三項中「事業団」を「機構」に改め、「少くとも」を「少なくとも」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「附記」を「付記」に、「但し」を「ただし」に、「事業団」を「機構」に改め、同条第五項及び第六項中「事業団」を「機構」に改める。

第七十四条第一項中「事業団」を「機構」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項、第四項、第六項及び第七項中「事業団」を「機構」に改める。

第九条 前条の規定による改正前の復旧法の規定により事業団に対してもした処分、手続その他の行為又は事業団がした手続その他の行為は、同条の規定による改正後の復旧法の相当規定により機構に対してもした処分、手續その他の行為又は機構のした手續その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石炭鉱業構造調整臨時措置法の一部改正)

第十一條 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の二十一第一項中「第三十条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

第三十三条の四第一項第一号中「石炭鉱害事業団」を削り、同項第十四号中「又はエネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に改め、「第十二条の二第一号」の下に「又は石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)第十二条第一項」を加える。

第三百四十八条第二項第一号中「土地開発公社及び石炭鉱害事業団」を「及び土地開発公社」に改め、同項第一号の二中「定めるもの」の下に「及び新エネルギー・産業技術総合開発機

「石炭鉱害事業団」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

「第三十二条第一項」を「第十四条第一項」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に改め、同条第三項中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「取消し」に改める。

第六十九条第一項中「事業団」を「機構」に改め、同条第二項中「事業団」を「機構」に、「行なう」を「取消し」に改める。

第七十条から第七十二条までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第七十三条第一項中「附して」を「付して」に、「事業団」を「機構」に改め、同条第三項中「事業団」を「機構」に改め、「少くとも」を「少なくとも」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「附記」を「付記」に、「但し」を「ただし」に、「事業団」を「機構」に改め、同条第五項及び第六項中「事業団」を「機構」に改める。

第九条 前条の規定による改正前の復旧法の規定により事業団に対してもした処分、手續その他の行為又は事業団がした手續その他の行為は、同条の規定による改正後の復旧法の相当規定により機構に対してもした処分、手續その他の行為又は機構のした手續その他の行為とみなす。

(復旧法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石炭鉱害事業団)を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

第十四条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の四第一項第一号中「石炭鉱害事業団」を削る。

第七十三条の四第一項第一号中「石炭鉱害事業団」を削り、同項第十四号中「又はエネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に改め、「第十二条の二第一号」の下に「又は石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)第十二条第一項」を加える。

第三百四十八条第二項第一号中「土地開発公社及び石炭鉱害事業団」を「及び土地開発公社」に改め、同項第一号の二中「定めるもの」の下に「及び新エネルギー・産業技術総合開発機

構が石炭鉱害賠償等臨時措置法第十二条第一項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの」を加える。

第七百四条中「地方開発事業団及び石炭鉱害事業団」を「及び地方開発事業団」に改める。
(土地収用法の一部改正)

第十六条 土地収用法昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改止する。

第三条第五号中「石炭鉱害事業団」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に、「かんがい用」を「かんがい用」に改め、同条第六号の二中「石炭鉱害事業団」を「新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十七条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「石炭鉱害事業団」を削る。
(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表石炭鉱害事業団の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表石炭鉱害事業団の項を削る。

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第一二三号)の一部を次のように改正する。

別表第一石炭鉱害事業団の項を削る。

第二十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一石炭鉱害事業団の項を削る。
(消費税法の一部改正)

第二十二条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表石炭鉱害事業団の項を削る。

1 目的等の改正
事業団が行っていた鉱害の賠償等の円滑な実施及び鉱害の計画的な復旧のための業務(以下「石炭鉱害賠償等業務」という。)を機構に行なわせるものとし、所要の規定の整備を行なう。

2 施行期日
この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 事業団の解散に係る経過規定等

(一) 事業団は、この法律の施行の時において解散するものとするとともに、その権利義務の機構への承継について規定する。

(二) (一)に伴う国税及び地方税の減免措置、機構に出資した政府以外の者への持分の払戻し等に係る経過措置について規定する。

4 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正

(一) 機構に、理事長一人、副理事長一人、理事十人以内、監事一人以内を置くものとする。

(二) 財務諸表、附属明細書、事業報告書及び決算報告書等を機構の各事務所に備え付けることとし、所要の改正を行なう。

(三) 機構が石炭鉱害賠償等業務を行なう場合は、機構に三十人以内の評議員で組織する

機構」という。に総合的に行わせるとともに、石炭鉱害事業団(以下「事業団」という。)を解散する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

5 その他

その他臨時石炭鉱害復旧法の一部改正等所要の規定の整備を行なう。

二 議案の可決理由
本案は、行政の簡素化及び鉱害復旧の一層の促進に資するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
平成八年度石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計予算の石炭勘定中、鉱害対策費のうち鉱害復旧事業資金補助金四四七億八千万円、産炭地域特定補助事業負担率差額資金補助金三百五百万円、石炭鉱害事業団事務費等交付金九四億七千三百五百万円、無資力鉱害調整交付金一億三千五百五百万円が計上されている。

右報告する。

平成八年三月二十七日
石炭対策特別委員長 北村 直人
衆議院議長 土井たか子殿
〔別紙〕

石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
北村 直人
衆議院議長 土井たか子殿

一 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一 累積鉱害の法期限内の復旧完了に向けて、引き続き復旧事業を強力に推進するとともに、復旧支障事案の処理に積極的に取り組むこと。
また、鉱害関係諸法の法期限到来後の鉱害処理について、浅所陥没等の鉱害復旧が適切にならなければならぬ。

官 報 (号外)

されるよう、指定法人による処理体制等について先行的に検討を進めること。

二 新エネルギー・産業技術総合開発機構に移行する職員の移行の際及び移行後の待遇については、不利益になるようなことがないよう十分配慮するとともに、鉛害業務の推移等を勘案しつつ人員の有効適切な活用等に努める」と。

**交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法
の一部を改正する法律案**

右

国会に提出する。

内閣総理大臣 橋本龍太郎

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法
(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「平成三年度」を「平成八年度」に、「平成三年六月三十日」を「平成八年六月三十日」に改める。

第四条中「平成三年度」を「平成八年度」に、「前条の」を「同条の」に、「平成三年七月三十一日」を「平成八年七月三十一日」に改める。
第六条第一項及び第七条第一項中「平成三年度」を「平成八年度」に改める。

附 則

- この法律は、平成八年四月一日から施行する。
- 平成七年度以前の年度の予算に係る国の負担

原案のとおりこれを可決すべきものと議決した
次第である。

三 本案施行に要する経費

金、補助金又は貸付金で平成八年度以降に繰り越されたものに係る交通安全施設等整備事業の実施並びに当該事業に要する費用についての国及び地方公共団体の負担並びに国の補助及び貸付けについては、なお従前の例による。

最近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るために、平成八年度以降五箇年間ににおいて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に付する理由である。

総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右報告する。

平成八年三月二十七日

交通安全対策特別委員長 日笠 勝之
衆議院議長 土井たか子殿

**交通安全施設等整備事業に関する緊急措置
法の一部を改正する法律案(内閣提出)に付する報告書**

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、現行の計画に引き続き、平成八年度以降五箇年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を実施しようとするものである。

なお、この法律は、平成八年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るためにの措置として妥当なものと認め、

官 報 (号 外)

平成八年三月二十七日 衆議院会議録第十一号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

(第一、二号の発送は都合により後日とむ
るため、第十一号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 虎ノ門二丁目番四号 東京都港区
電話	03 (3687) 4294
定価	本号一部 (税込四二円) 配送料を含む 別